

風水害対策編

第 3 章

災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

第1 基本方針

風水害について、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の市民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動がきわめて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

第2 主な活動

- 1 気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達する。
- 2 市民に対し適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

第3 活動の内容

1 警報等の伝達活動

(1) 基本方針

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

関係機関は、「警報等伝達系統図」により気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。

(2) 実施計画

ア 特別警報発表時の対応（下記内容以外はイと同じ）

(ア) 【市が実施する対策】（企画総務部）

市民等への周知の措置

県、消防庁、NTTから特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を市民、滞在者、所在の官公署に周知する措置を行う。

なお、周知に当たっては、市防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。

(イ) 【県が実施する対策】

市町村への通知

気象に関する警報・注意報は、衛星系防災行政無線の一斉FAXにより全市町村に発信しているが、長野地方気象台から特別警報発表又は解除の通知があった場合は、併せて、県危機管理防災課から地方事務所を通じて速やかに当該市町村への電話連絡を行うものとする。また、長野地方気象台等から、発表又は解除に関する情報について連絡があった場合も、同様に市町村に対し連絡を行うものとする。

イ 特別警報以外の気象警報等発表時の対応

(7) 【市が実施する対策】（企画総務部、産業経済部）

- a 各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を「勤務時間内における伝達系統図」あるいは「勤務時間外における伝達系統図」により速やかに周知徹底する。また、放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。
- b 市民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

(4) 【県が実施する対策】

a 勤務時間内における取扱

(a) 連絡及び通知系統

長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報等は危機管理部課長が受領し、それぞれの気象警報・注意報等を「勤務時間内における伝達系統図」により連絡する。

(b) 庁内放送の実施

すべての気象警報・注意報等について、危機管理部課長からその写しを受領した広報課長は、速やかに庁内放送を実施し、庁内各課に周知する。

(c) 応急措置等の指示

危機管理部課長は地方事務所に、また河川課長及び道路管理課長は建設事務所に通知する場合は、当該気象警報・注意報等により予想される事態に対して、所及び市町村がとるべき措置をあわせ指示する。

(d) 農作物対策の指示

農業技術課長は、農業改良普及センターに農作物等の技術対策について通知する。

(e) 指示事項の市町村等への通知

地方事務所長及び建設事務所長は、通知された気象警報・注意報等にあわせて、市町村長のとるべき措置として指示された事項を、直ちに直轄区域内の市町村及び関係機関に通知する。

b 勤務時間外における取扱い

(a) 勤務時間外に長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報等は、危機管理部の宿日直が受領する。

(b) 危機管理部の宿日直者は、気象警報・注意報等を受領したときは、「勤務時間外における伝達系統図」により、それぞれの担当者に電話等により通知する。

(c) bにより通知を受けた危機管理部、建設部及び農政部の担当者は、活動計画に基づき登庁する必要がある場合は、登庁し、それぞれ主管課長に報告し指示を受けるとともに、「勤務時間外における伝達系統図」により、地方事務所及び建設事務所等の気象警報・注意報等受信担当者に通知する。

(d) 地方事務所及び建設事務所等の気象警報・注意報等受信担当者は、気象警報・注意報等を受領したときは所属長に報告するとともに、アのeに準じ市町村及び関係機関に通知する。

(7) 【長野地方気象台等が実施する対策】

長野地方気象台等の気象警報・注意報等の発表機関は、「警報等の種類及び発表基準」により注意報・警報等を発表する。

なお地震等が発生した地域で災害発生に関わる条件が変化した場合は、警報等の発表基準の引き下げを関係機関と協議の上、実施する。

(エ) 【放送事業者が実施する対策】

各放送事業者は、長野地方気象台から気象警報・注意報等の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮のうえ、速やかに放送を行うものとする。

(オ) 【その他防災関係機関が実施する対策】

その他の防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達についてそれぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知するものとする。

(カ) 【市民が実施する対策】

以下のような災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見したものは、自己又は他人により市長若しくは警察官に速やかにその情報を通報する。

a 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨等著しく異常な気象現象

b 水象関係

河川や湖沼の水位の異常な上昇

c 地象関係

山くずれ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化

2 市民の避難誘導対策

(1) 基本方針

風水害により、市民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行い、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部、全市部局）

(ア) 市は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、市民に対して避難のための避難準備情報の伝達・避難勧告・避難指示（以下この節では「避難勧告等」という）を行うとともに、避難誘導活動を実施する。

特に、避難行動要支援者については避難準備情報の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。

また、必要に応じて、自主防災組織・市民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

- (イ) 災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、市民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。
- (ウ) 市民に対する避難勧告等の伝達にあたっては、市防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の市民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。
- (エ) 情報の伝達、避難誘導の実施にあたっては、高齢者、身体障がい者、その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。
- (オ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講じる。
- (カ) 避難勧告等の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努める。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、建設部）

- (ア) 県は、大雨による風水害の危険が高まった時に、市町村長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適切適時に判断できるよう、市町村等へ気象情報や降水量、降水予測、河川の水位情報、土砂災害警戒情報等について情報提供し、市町村等の活動を支援するものとする。
- (イ) 携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、住民に対し、河川の水位情報等について情報提供するものとする。

ウ 【市民が実施する計画】

避難する際には、出火防止措置をとったうえ、食料、日用品等の備蓄物資を携行する。

エ 【要配慮者利用施設の管理者が実施する対策】

- (ア) 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努めるものとする。
- (イ) 災害が発生するおそれのある場合は、市、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施するものとする。

3 災害の未然防止対策

(1) 基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の派生の防止に努める。

(2) 実施計画

ア 【水防管理者（市長）が実施する対策】

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

イ 【河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等が実施する対策】

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに市民に対して周知させるものとする。

ウ 【道路管理者が実施する対策】

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

エ 【市民が実施する対策】

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、その旨を市長又は警察官に通報するものとする。

《警報等の種類及び発表基準》

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

(1) 特別警報・警報・注意報の発表地域区分

長野地方気象台では、県内を気象特性に基づいて北部、中部及び南部に分割した区域（一次細分区域）に対して天気予報を発表している。また、災害をもたらす大雨等の現象は、多くの場合一次細分区域より狭い範囲に限定されることから、警報・注意報については一次細分区域をさらに分割した区域（二次細分区域）に対して発表している。

このうち、本市は、一次細分区域は「中部」に属し、二次細分区域は「茅野市」となる。

(2) 長野県における気象警報・注意報の発表基準 (平成25年11月11日現在)

長野地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、市町村単位を基本に気象特性に基づき県内を79の区域に分け発表している。

ア 特別警報基準（50年に一度の値）

（注意：特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではない。）

種類	発表基準				
台風等	「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合				
	一次細分	二次細分	48時間降水量	3時間降水量	土壌（流域）雨量指数基準
大雨	中部	茅野市	252mmの基準に到達し、かつ、更に雨が降り続くと予想さ	94mmの基準に到達し、かつ、更に雨が降り続くと	167の基準に到達し、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合

			れる場合	予想される場合	
大雪	中部	諏訪地域	積雪深さ 69 cm以上となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合（既往最深積雪、50年に一度のデータなし）		

イ 警報基準

種類	発 表 基 準				
暴風	平均風速 17m/s 以上				
暴風雪	平均風速 17m/s 以上 雪を伴う。				
	一次細分	二次細分	平坦地 1時間降水量	平坦地以外 1時間降水量	土壌（流域） 雨量指数基準
大雨	中部	茅野市	40mmの基準に到達することが予想される場合	60mmの基準に到達することが予想される場合	105の基準に到達することが予想される場合
洪水	中部	茅野市	40mmの基準に到達することが予想される場合	60mmの基準に到達することが予想される場合	上川流域=14 柳川流域=8 宮川流域=12 渋川流域=5 滝ノ湯川流域=7
大雪	中部	諏訪地域	12時間降雪の深さ 20 cm以上		

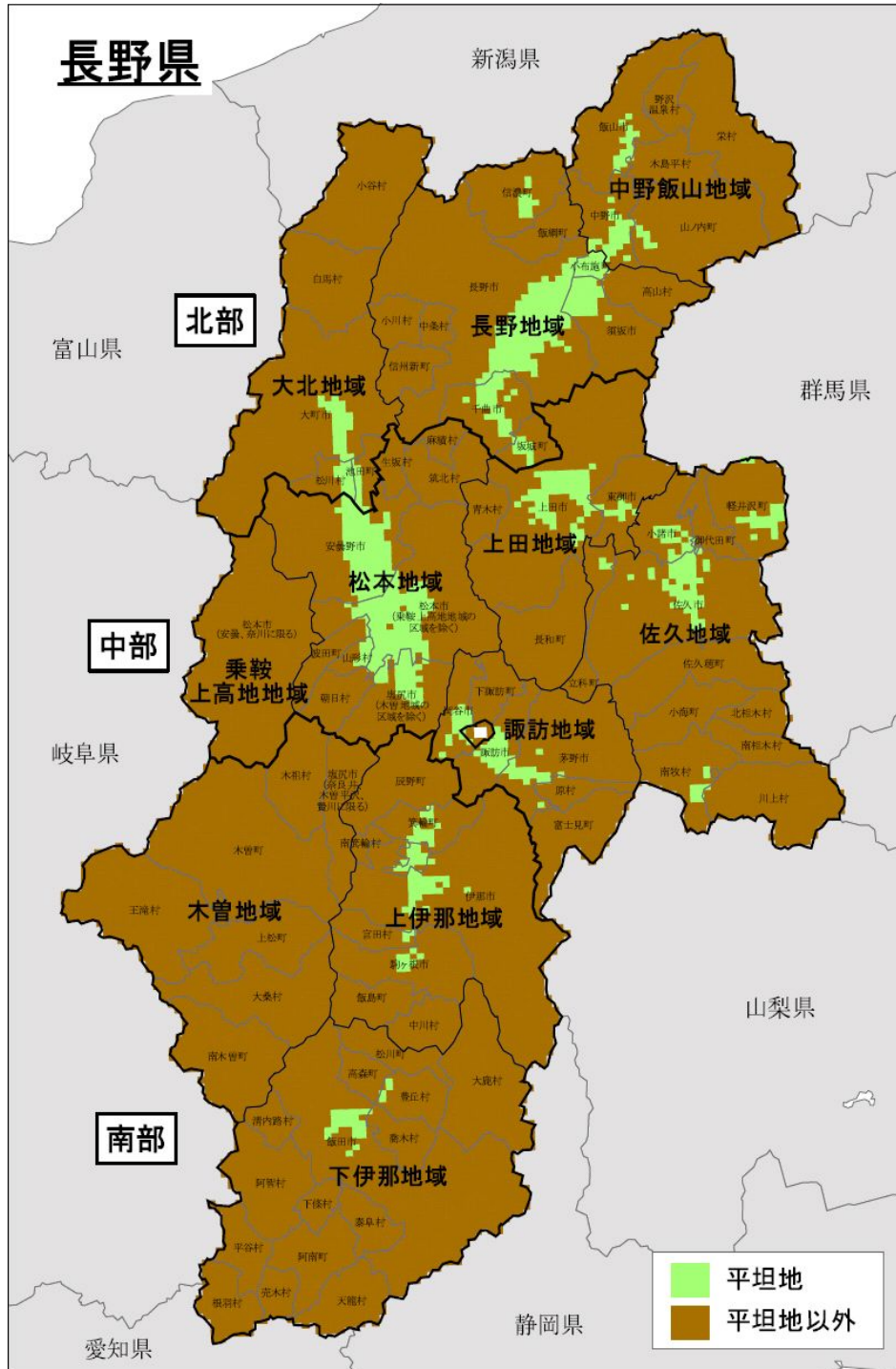
ウ 注意報基準

種類	発 表 基 準				
強風	平均風速 13m/s 以上				
風雪	平均風速 13m/s 以上 雪を伴う。				
	一次細分	二次細分	1時間降水量	3時間降水量	土壌（流域） 雨量指数基準
大雨	中部	茅野市	25mmの基準に到達することが予想される場合	40mmの基準に到達することが予想される場合	84の基準に到達することが予想される場合

洪水	中部	茅野市	25mmの基準に到達することが予想される場合	40mmの基準に到達することが予想される場合	上川流域=11 柳川流域=6 宮川流域=10 渋川流域=4 滝ノ湯川流域=6
大雪	中部	諏訪地域	12時間降雪の深さ10cm以上		
雷	落雷等により被害が予想される場合				
乾燥	最小湿度が20%以下で実効湿度が55%以下				
濃霧	視程（見通せる距離）100m以下				
なだれ	表層なだれ：積雪が50cm以上あって降雪の深さが20cm以上で、風速10m/s以上 又は、積雪が70cm以上あって降雪の深さが30cm以上 全層なだれ：積雪が70cm以上あって最高気温が平年より5℃以上、 又は日降水量が15mm以上				
霜	早霜、晩霜期に最低気温が2℃以下				
着氷・着雪	著しい着氷、着雪が予想される時。				
低温	夏期	平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温が15℃以下、又は高冷地（※）で13℃以下が2日以上続くとき。			
	冬期	最低気温が-14℃以下、又は高冷地（※）で-21℃以下になるとき。			
融雪	1 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が6℃以上で、日降水量が20mm以上				

※高冷地：おおむね標高800m以上の所

別図 平坦地区分図



平坦地：概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25%以上の地域

平坦地以外：上記以外の地域

2 水防法に基づく警報等

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。(茅野市では洪水予報指定河川なし)

区 分	発 表 基 準
洪水注意報	基準地点の水位がはん濫注意水位を越え突破するおそれのあるとき。
洪水警報	溢水、氾濫等により国民経済上重大な損害が生じるおそれのあるとき。
避難判断水位 到達情報	はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。

(2) 水防警報

水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
水防警報	水位が警戒水位に達しなお上昇のおそれがあり、水防活動の必要なとき。(通知内容は、本章第8節「水防活動」参照のこと。)

3 消防法に基づく警報等

(1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるときに行う通報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災気象通報	<p>気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実効湿度が55%以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき。 2 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7mを超える見込みのとき。 3 平均風速10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき(降雨、降雪のときには通報しないことがある。)

(2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災警報	(1)の発表基準に準じる。

4 その他の情報

(1) 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大雪等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、特別警報を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 表中の“数十年に一度”の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁で別に定めます。

(2) 土砂災害警戒情報

大雨により土砂災害の危険が高まった市町村を特定し、長野県と長野地方気象台が共同して発表する情報をいう。

区分	発表基準
土砂災害警戒情報	2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。

(3) 記録的短時間大雨情報

現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを、地域を名指しして発表する情報をいう。

区分	発表基準
記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した場合

(4) 竜巻注意情報

激しい突風一般に警戒を促すために発表する情報をいう。

区分	発表基準
竜巻注意情報	竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合 この情報の有効時間は、発表から1時間

5 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられる。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から1時間である。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
水防警報	諏訪建設事務所	知事が指定した河川（「県の指定河川」という。）
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
火災警報	市長	市域
避難判断水位等到達情報	諏訪建設事務所	知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課 } 共同	県全域あるいは一部
記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域あるいは一部

警報等伝達系統図

1 注意報・警報及び情報

(1) 通信途絶時の代替経路

機関名	長野県防災行政無線（84は庁内電話から掛ける場合）	
長野県（危機管理部）	電話	84-1-231-5208～5210
	FAX	84-1-231-8739
NHK長野放送局	電話	84-1-231-8840
	FAX	84-1-231-8841

機関名	加入電話 FAX
東日本電信電話株式会社 又は 西日本電信電話株式会社	03-3437-0390 又は 06-4860-2040

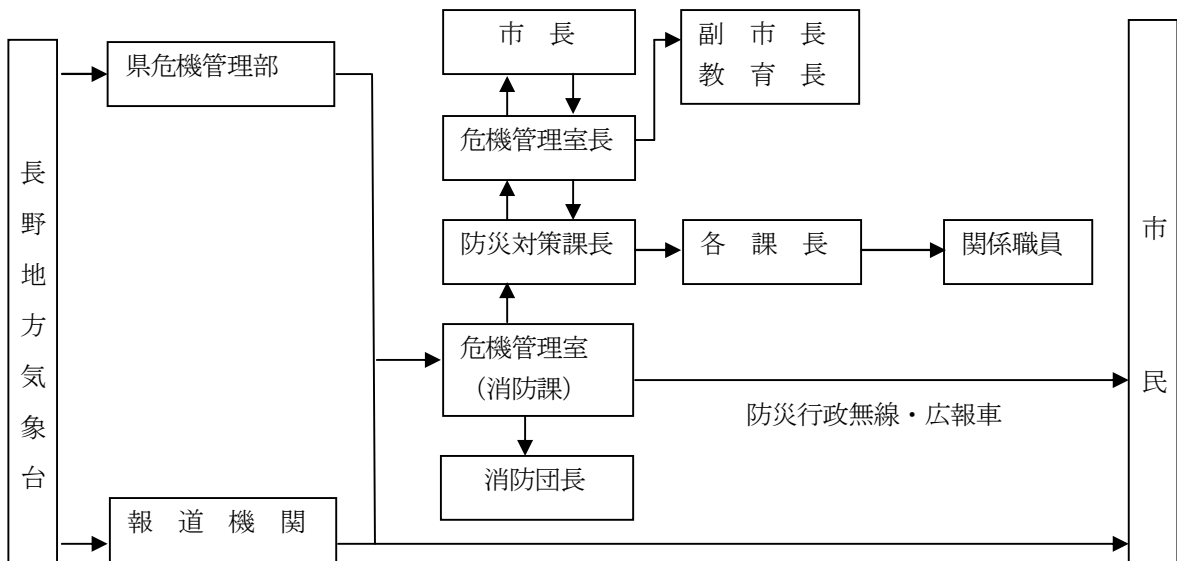
(2) 警報・注意報の対象地域の区分

注・警報の対象区域

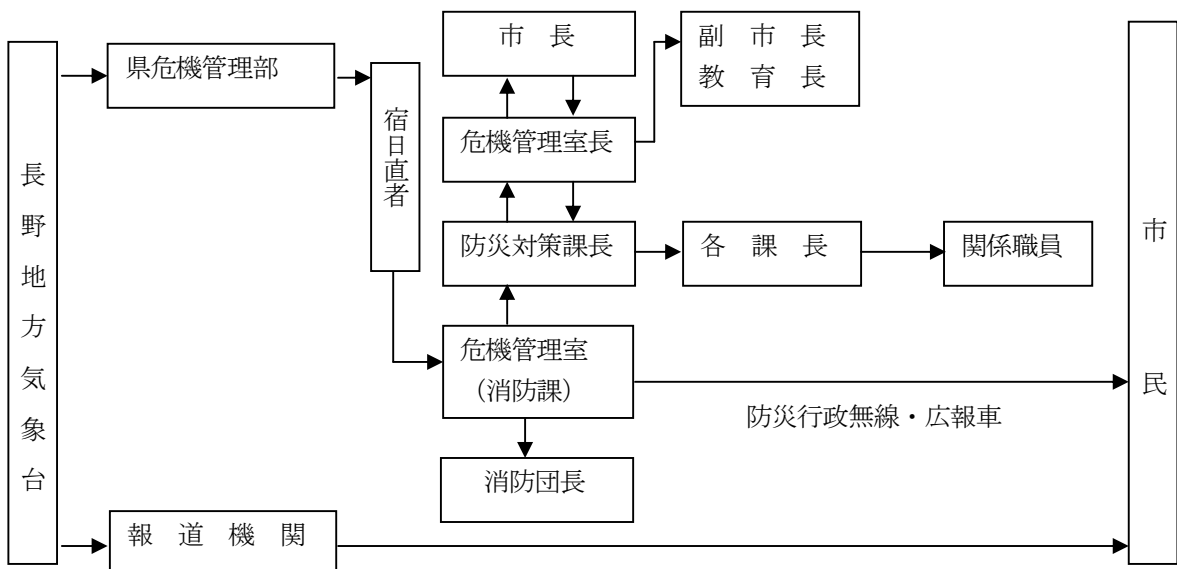
細分区域名	対象地域	
北部	中野飯山地域	中野市、飯山市、下高井郡及び下水内郡
	長野地域	長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡及び上水内郡
	大北地域	大町市及び北安曇郡

中部	上田地域	上田市、東御市及び小県郡
	佐久地域	小諸市、佐久市、南佐久郡及び北佐久郡
	松本地域	松本市（乗鞍上高地地域の区域を除く。）、塩尻市（木曽地域の区域を除く。）、安曇野市及び東筑摩郡
	乗鞍上高地地域	松本市（安曇及び奈川に限る。）
	諏訪地域	岡谷市、諏訪市、茅野市及び諏訪郡
南部	上伊那地域	伊那市、駒ヶ根市及び上伊那郡
	木曽地域	塩尻市（奈良井、木曽平沢及び贄川に限る。）及び木曽郡
	下伊那地域	飯田市及び下伊那郡

(3) 勤務時間内における伝達系統図（勤務時間外において各課が配備体制についているときも含む。）
〔勤務時間内〕

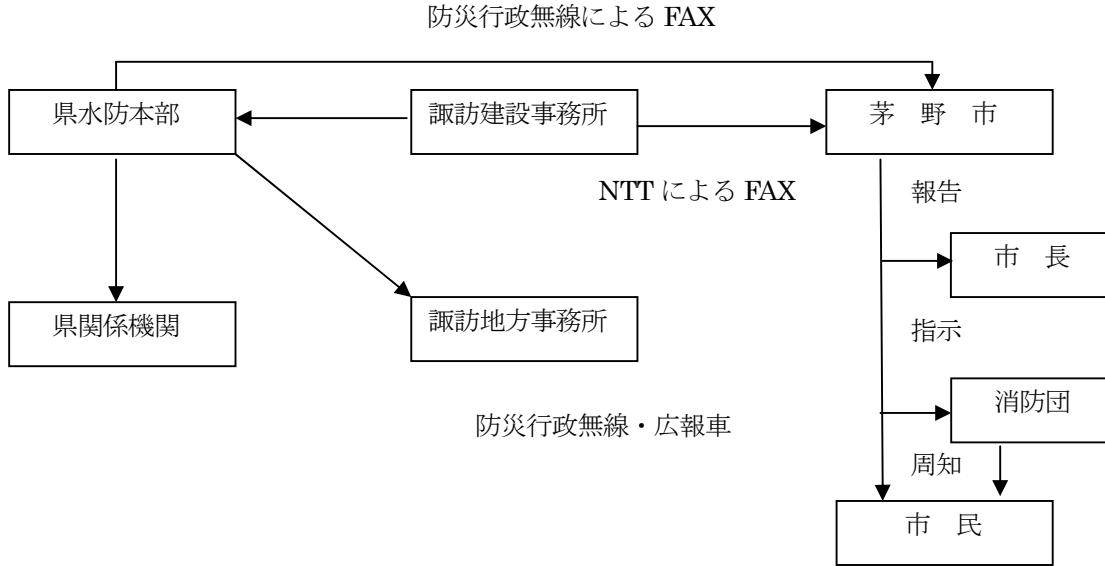


(4) 勤務時間外における伝達系統図（勤務時間外において各課が配備体制についているときも含む。）
〔勤務時間外〕

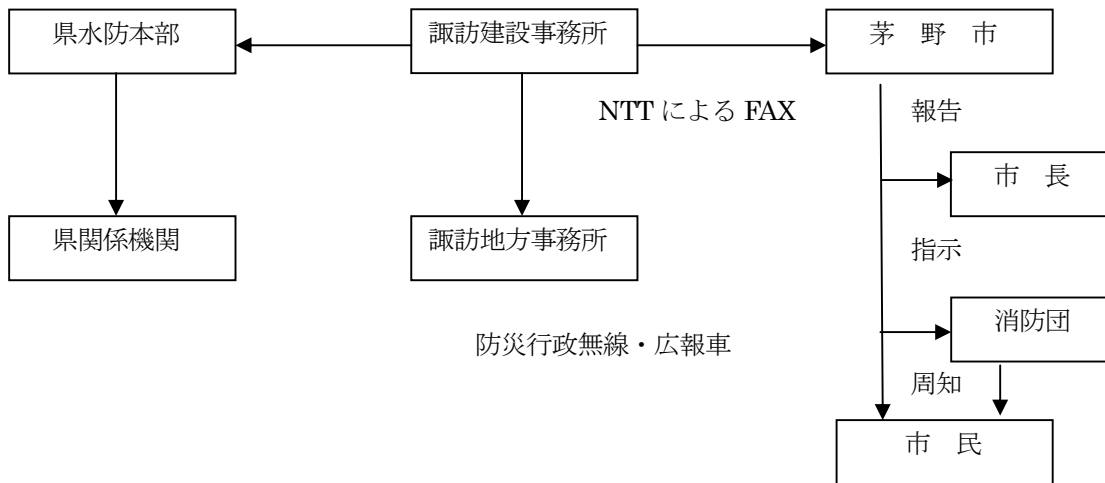


2 水防法に基づくもの

(1) 水位警戒の通知(知事が行うもの)



(2) 水位情報の通知(知事が行うもの)

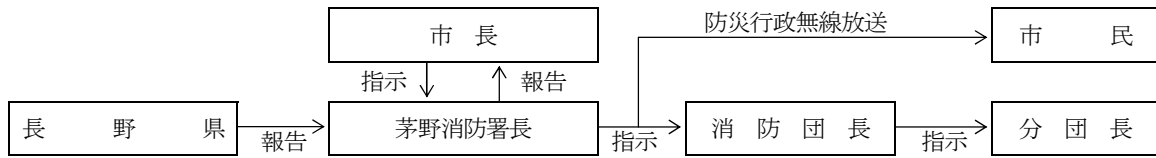


3 消防法に基づくもの

(1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるときに行う通報をいう。

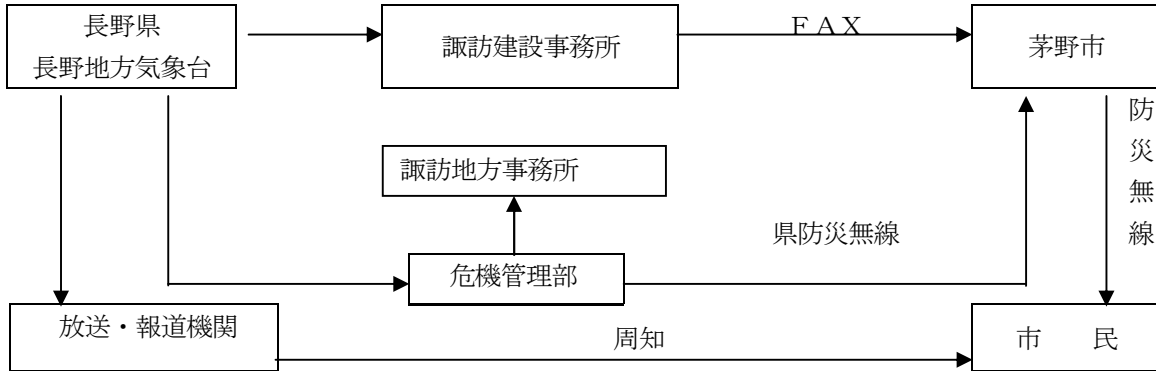
(2) 伝達系統



(3) 伝達要領

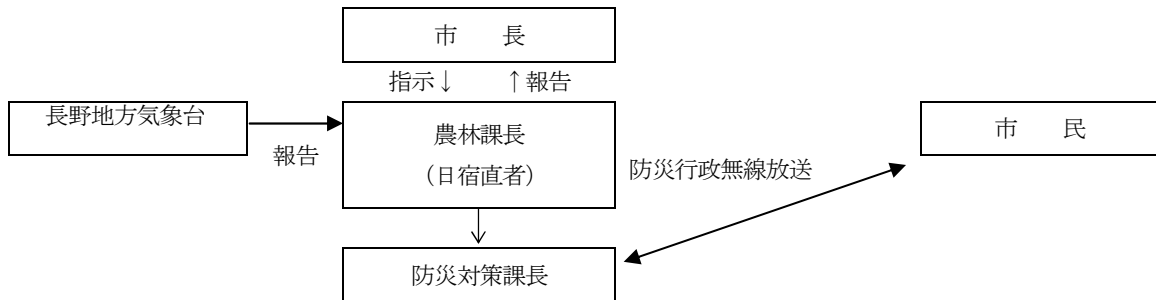
- ア 消防署長は、市長から火災警報発令の指示を受けたときは、直ちに消防団長、各分団長に連絡する。
- イ 防災行政無線により全市放送する。

4 土砂災害警戒情報
(共同発表)



5 凍霜害警報

(1) 伝達系統



(2) 伝達要領

- ア 長野地方気象台から伝達された凍霜害警報の発令は、直ちに防災行政無線により全市放送する。

6 予警報等の伝達責任者

気象予警報、水防警報及び火災警報の伝達責任者は、次のとおりである。

予警報伝達責任者

予 警 報 名	責 任 者
気象水防予警報	防災対策課長
火災警報	茅野消防署長
凍霜害警報	農林課長

7 気象、水象及び地象等についての異常現象通報者

異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を、次により速やかに通報しなければならない。

(1) 通報を要する異常現象

異常な現象とは、例えば次のようなものである。

気象関係	強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷と大雨、山崩れ、崖崩れ等
水象関係	放置すれば決壊のおそれのある堤防の水漏れ、河川や湖沼の水位の異常な上昇
地象関係	地震及び火山現象並びに気象に密接に関連する地面及び地中の現象

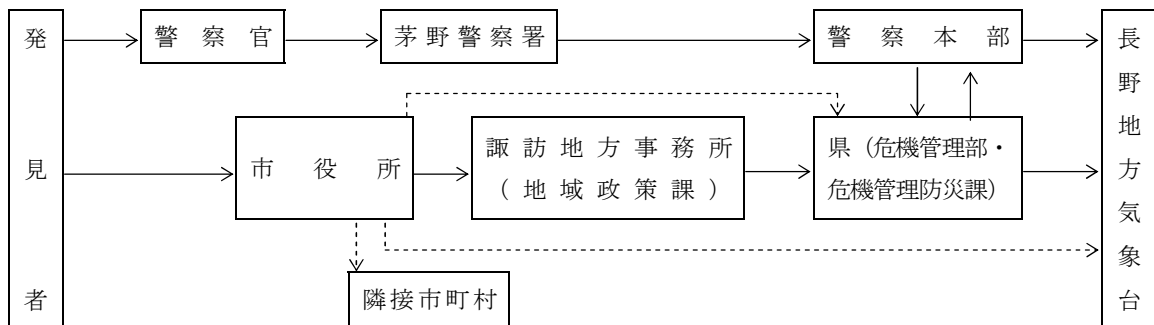
(2) 通報要領

ア 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見した者は、市役所又は警察官に速やかにその情報を通報する。

イ 通報を受けた市は、(3)の通報システムによりそれぞれ関係の機関に通報するとともに、できる限りその現象を確認し事態の把握に努める。

ウ 情報が隣接市町村へ影響すると認められるときは、関係市町村へ通報する。

(3) 通報システム



----- は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

第2節 災害情報の収集・連絡活動

第1 基本方針

災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次による。

第2 活動の内容

1 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態（多量の119番通報等）が発生したときは、直ちにその概況を報告する。

〔様式 1〕被害状況報告（概況速報）

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合は、その都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告をする。

2 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

諏訪地方事務所長は、被災地における被害の状況から、県本庁の応援が必要と認められる場合は、県本庁に対し情報収集チームの派遣を求める。この場合、県本庁は必要な職員により情報収集チームを編成し、速やかに派遣する。

また、市は自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、被害の詳細が把握できない状況であっても、迅速に当該情報の報告に努める。

市は特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報にあるため、住民登録の有無にかかわらず、市内の行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

○調査事項別の担当調査機関及び協力機関

調査事項	調査機関及び担当部	協力機関
概況速報	市（企画総務部）	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市（企画総務部）	諏訪地方事務所
避難準備情報・避難勧告・指示等 避難状況	市（企画総務部）	〃
社会福祉施設被害	市（健康福祉部）	〃

職業訓練施設被害	施設管理者	〃
農・畜・養蚕業被害	市（産業経済部）	諏訪地方事務所 諏訪農業改良普及センター 信州諏訪農業協同組合
農地・農業用施設被害	市（産業経済部）	諏訪地方事務所 土地改良区 水利組合
林業関係被害	市（産業経済部） 諏訪地方事務所 中部森林管理局	諏訪森林組合 財産区
公共土木施設被害	市（都市建設部） 諏訪建設事務所 長野国道工事事務所	
土砂災害等による被害	市（都市建設部） 諏訪建設事務所	
都市施設被害	市（都市建設部）	諏訪建設事務所
水道施設被害	市（都市建設部）	諏訪地方事務所
廃棄物処理施設被害	市（市民環境部）	諏訪地方事務所
感染症関係被害	市（健康福祉部）	諏訪保健福祉事務所
医療施設被害	施設管理者	諏訪保健福祉事務所
商工関係被害	市（産業経済部）	諏訪地方事務所 商工会議所
観光施設被害	市（産業経済部）	諏訪地方事務所 市観光協会
教育関係被害	市（教育委員会）設置者・管理者	南信教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市有財産被害	市（企画総務部）	
公益事業被害	鉄道・通信・電力ガス等 関係機関	諏訪地方事務所
警察調査被害	茅野警察署	諏訪地方事務所
火災速報	市（企画総務部）	
危険物等の事故による被害	市（企画総務部・市民環境部）	
水害等速報	市（企画総務部） 諏訪建設事務所	

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

項目	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
重傷者・軽傷者	災害のために負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込の者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込の者。
住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表わし、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊、半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び、全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
床下浸水	床上浸水にならない程度に浸水したものとする。
田畑流失	田畑の耕土が流出し、田畑の原形を留めない程度のもをいう
田畑埋没	土砂が堆積し、田畑の原形を留めない程度のもをいう。
冠水	作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合をいう。
罹災世帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より市関係課にいたる報告様式、市関係課及び関係機関より危機管理防災対策課（市災害対策本部）への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は様式編のとおりとする。なお、各報告について最終的な報告には内訳を添付するものとする。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市は直接県関係課に報告し、その後において地方事務所等の機関に報告する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

ア 被害報告等

(7) 市の実施事項（企画総務部）

- a 「別記1」に示す情報集連絡体制とり、本節第2の2において市が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、本節第2の5に定める様式及び連絡系統「別記2」により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。
- b 本市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は、諏訪地方事務所長に応援を求める。
- c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。この場合の対象となる災害は次の(イ)のdに定める。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。

(イ) 県（本庁）の実施事項

- a 危機管理防災課（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部等と連携し、ヘリコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。
- b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況を取りまとめる。
- c 各課は、とりまとめた被害状況を危機管理防災課（災害対策本部）関係行政機関（本省）、及び関係課に報告するものとする。
- d 危機管理防災課（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等を取りまとめ、すみやかに国（総務省消防庁）、その他関係省庁及び関係地方公共団体に報告するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。
 - (a) 県において災害対策本部を設置した災害
 - (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
 - (c) (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害

なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

- e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。
- f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、地方事務所長から情報収集チームの派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の可否を決定する。

- g 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、地方事務所を通じ被災市町村へ連絡する。
- h 危機管理防災課（災害対策本部室）は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、災害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして災害情報等の把握に努めるものとする。
- (ウ) 県現地機関等の実施事項
 - a 各課（所）は、市町村単位に被害状況を取りまとめる。
 - b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。
 - c 掌握した被害状況等を地方事務所地域政策課に報告または連絡するとともに県（本庁）の主管課に報告する。
 - d 地方事務所長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（災害対策本部室）に情報収集チームの派遣を求めるものとする。
- (エ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項
 - 各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）に連絡するものとする。

イ 水防情報

- (7) 雨量の通報（システム障害が発生した場合）
 - a 県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報を取りまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は災害対策本部室。以下同じ。）に通報する。
 - b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
 - c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。
- (イ) 水位の通報（システム障害が発生した場合）
 - a 県水防本部は、建設事務所長からの通報を取りまとめ、必要な情報を県危機管理防災課に通報する。
 - b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
 - c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

5 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) 【市が実施する事項】（企画総務部）

- ア 市防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動無線機器の活用を図る。

(2) 【県が実施する事項】

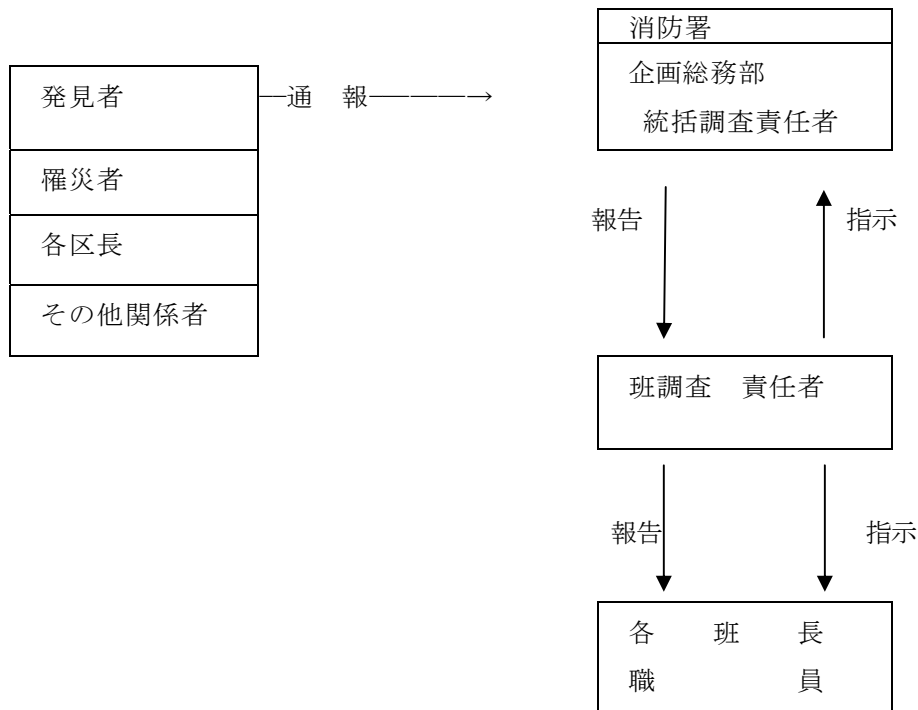
- ア 県防災行政無線機を活用し、必要に応じ統制を行う。（危機管理部）
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動系無線機器の活用を図る。（危機管理部）

- ウ (一社)日本アマチュア無線連盟長野支部との協定に基づく活動を依頼する。(危機管理部)
 - エ 信越総合通信局に対し、無線局又は有線電気通信設備による通信の確保を要請する。
(危機管理部)
 - オ NTT等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。(危機管理部)
 - カ 県有(警察)ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。(警察本部)
- (3) [電気通信事業者が実施する事項]
重要通信の優先的な取扱を図る。

〔資料15〕アマチュア無線による災害時応援協定

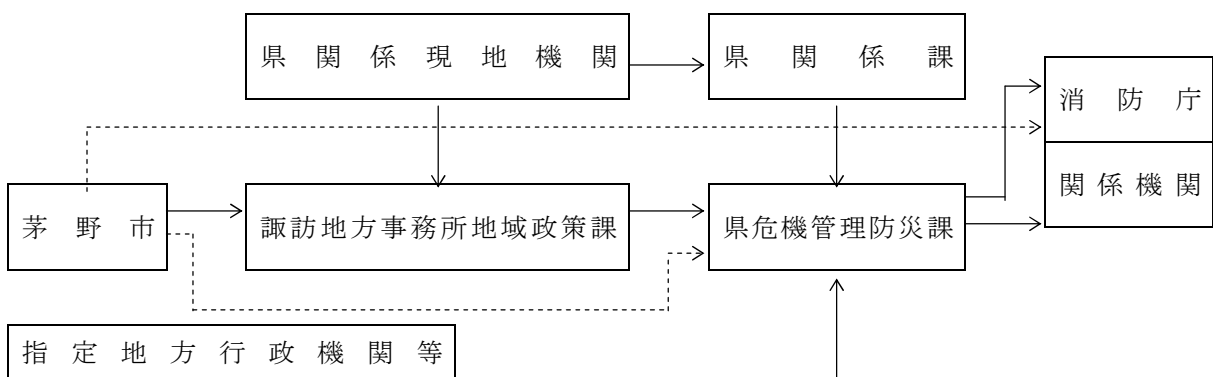
【別記1】 災害情報収集連絡系統 (市の組織内における連絡系統)

(1) 災害発生時



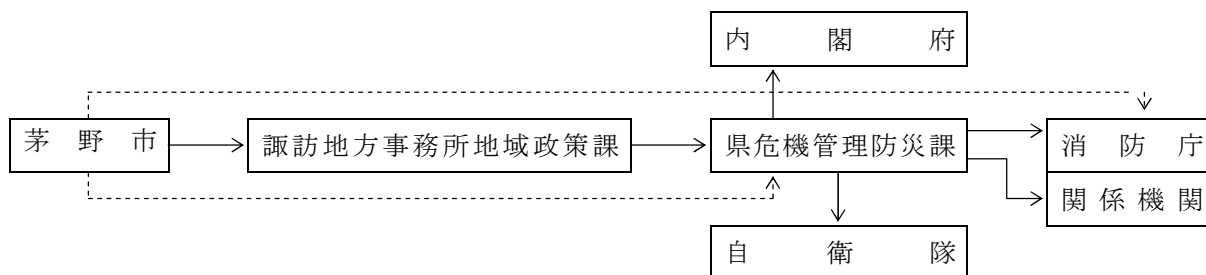
【別記2】 災害情報収集連絡系統

(1) 概況速報 様式1号 (消防庁への速報は様式21号)

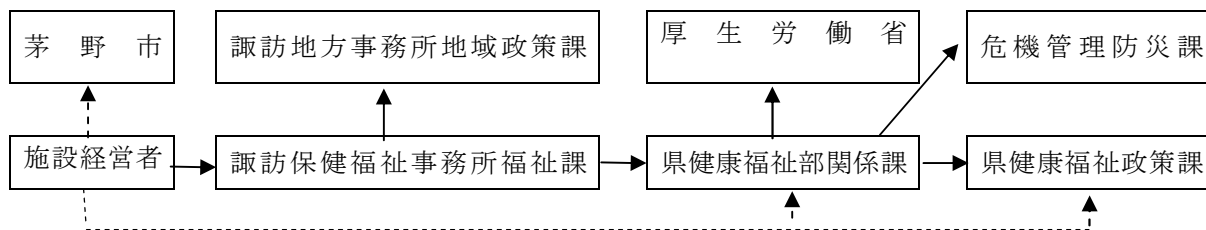


(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式2号

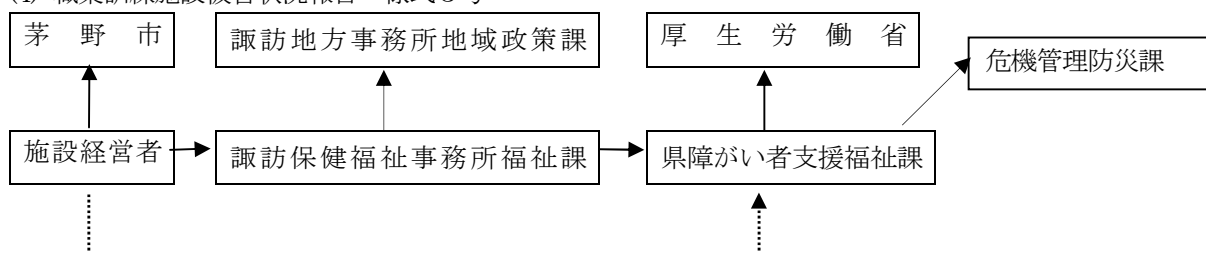
避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況報告 様式第2-1号



(3) 社会福祉施設被害状況報告 様式3号

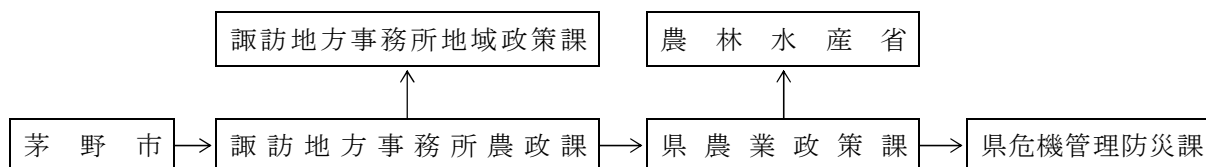


(4) 職業訓練施設被害状況報告 様式3号

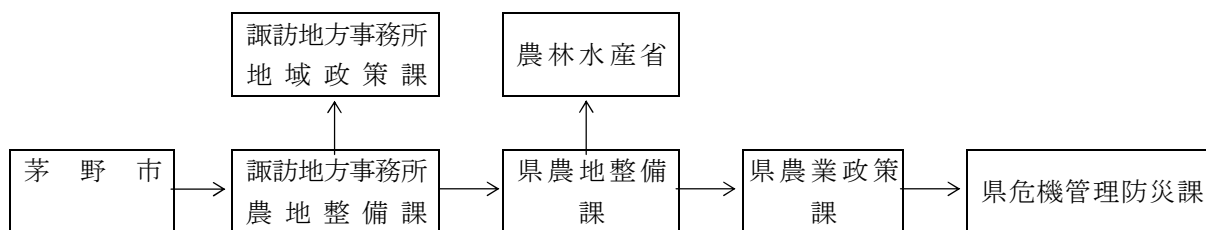


(5) 農業関係被害状況報告 様式5号

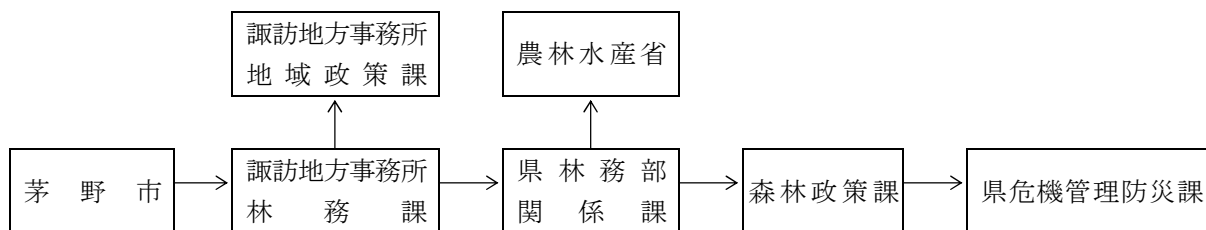
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



イ 農地・農業用施設被害状況報告

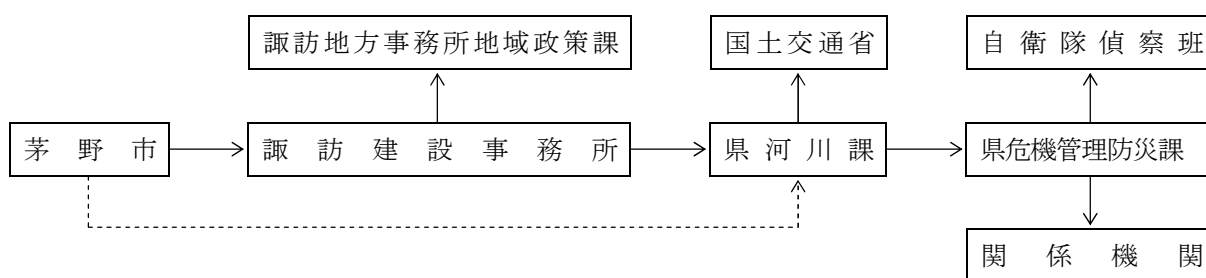


(6) 林業関係被害状況報告 様式6号

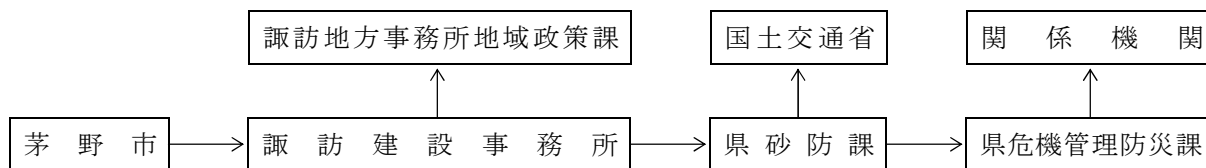


(7) 土木関係被害状況報告 様式7号

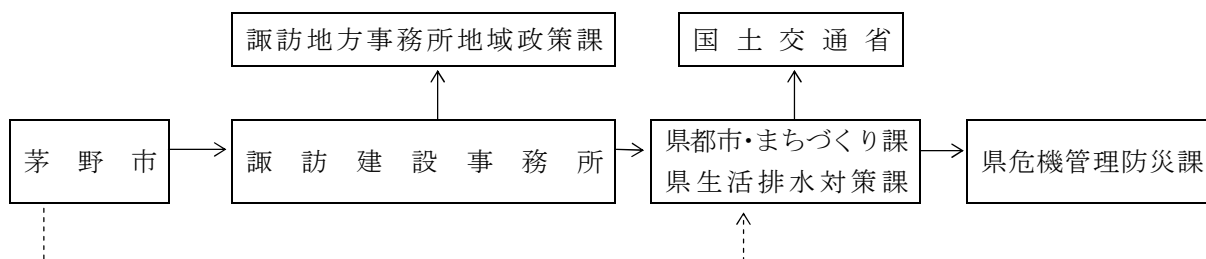
ア 公共土木施設被害状況報告等



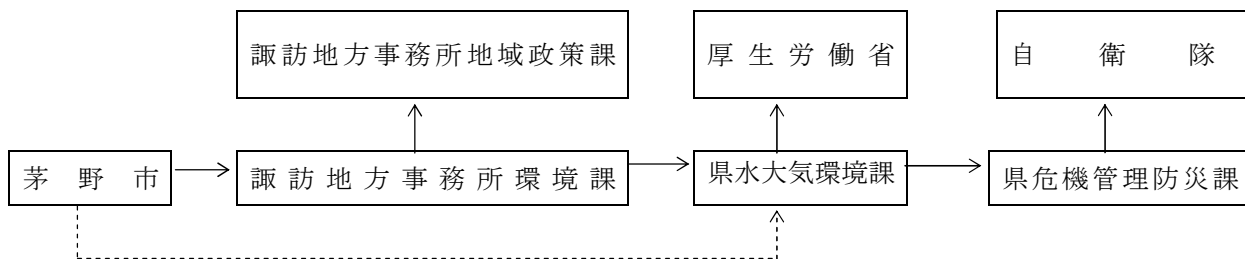
イ 土砂災害等による被害報告



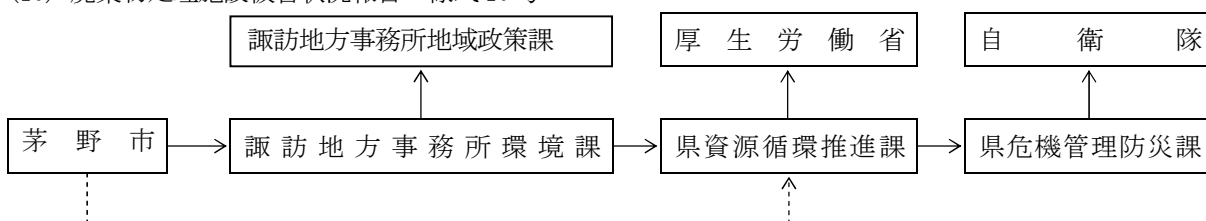
(8) 都市施設被害状況報告 様式8号



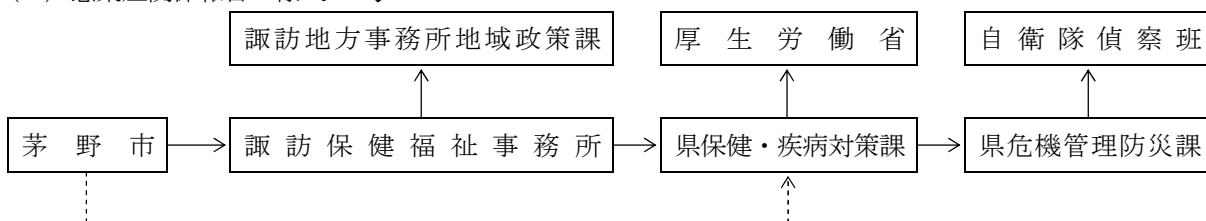
(9) 水道施設被害状況報告 様式9号



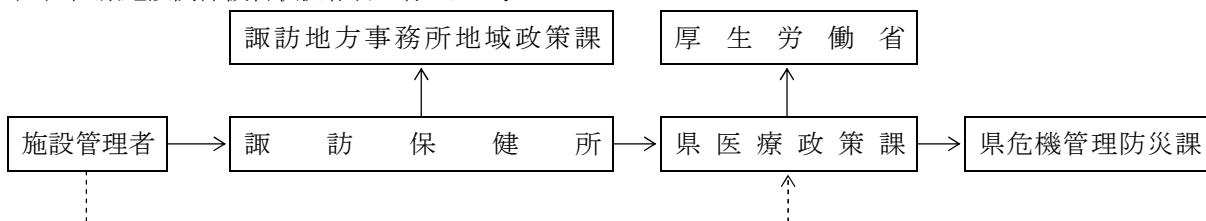
(10) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式10号



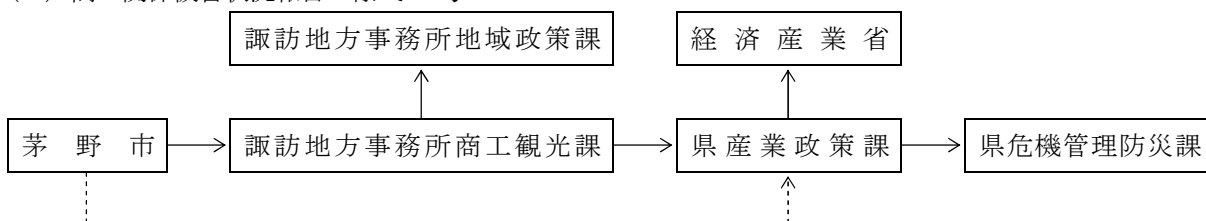
(11) 感染症関係報告 様式11号



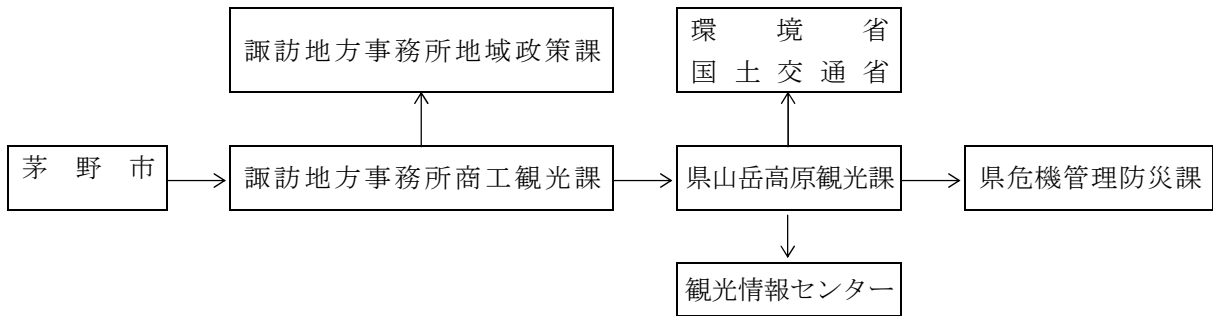
(12) 医療施設関係被害状況報告 様式12号



(13) 商工関係被害状況報告 様式13号

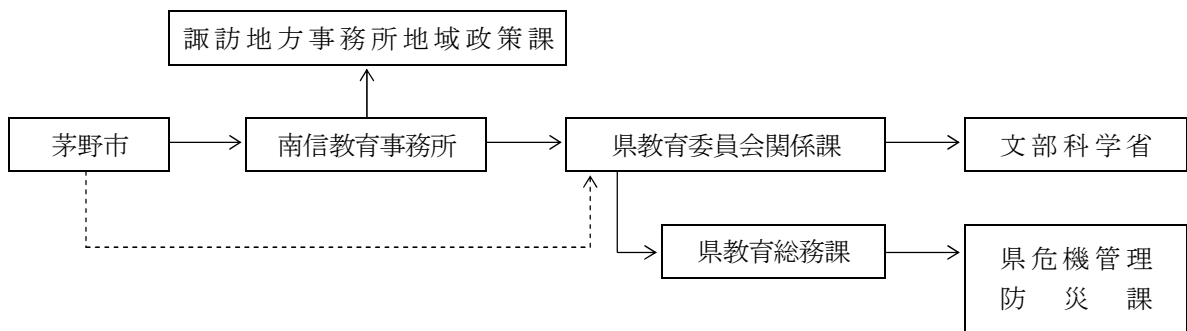


(14) 観光施設被害状況報告 様式14号

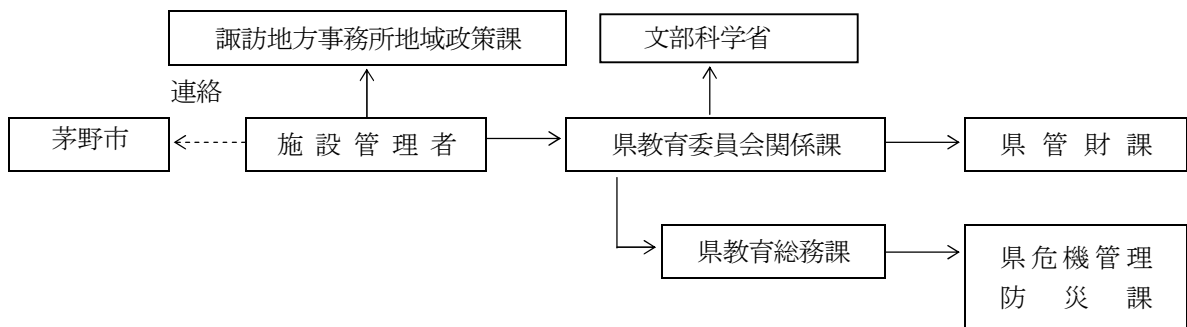


(15) 教育関係被害状況報告 様式15号

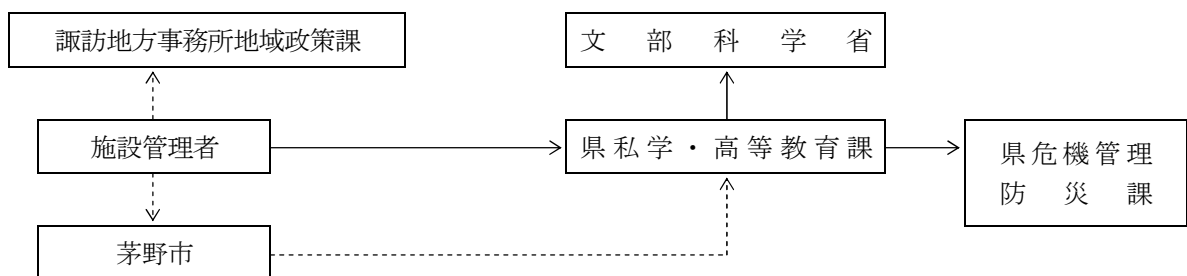
ア 市施設



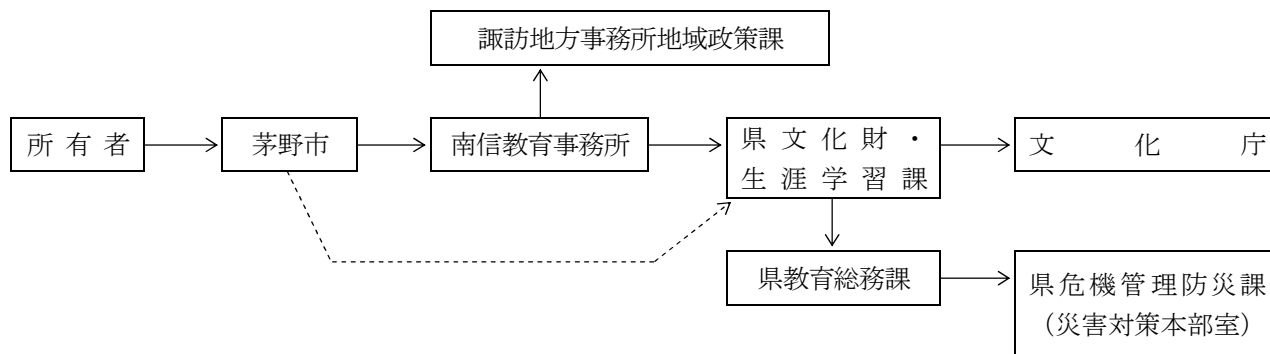
イ 県施設



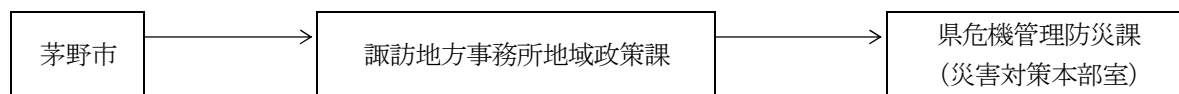
ウ 私立施設



エ 文化財

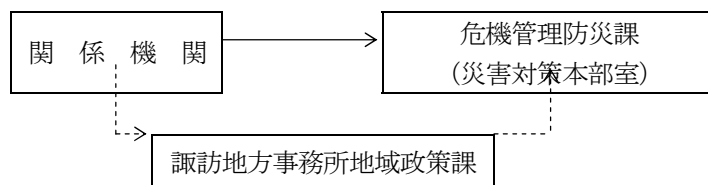


(16) 市有財産 様式 17 号



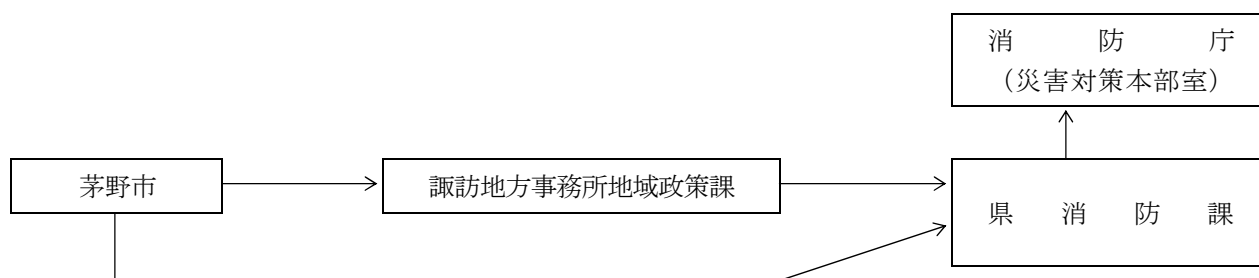
注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

(17) 公益事業関係被害状況報告 様式 18 号

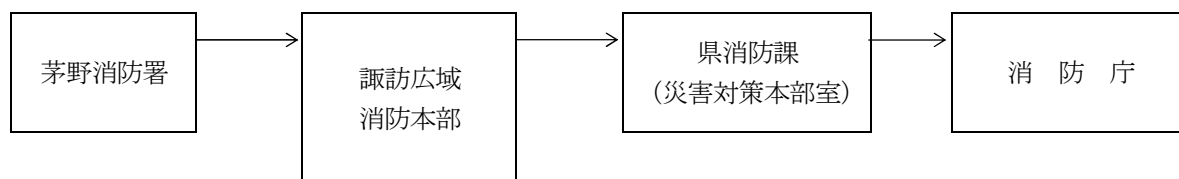


注：破線は地方事務所への連絡系統が確立されている公益事業関係機関からの報告の場合

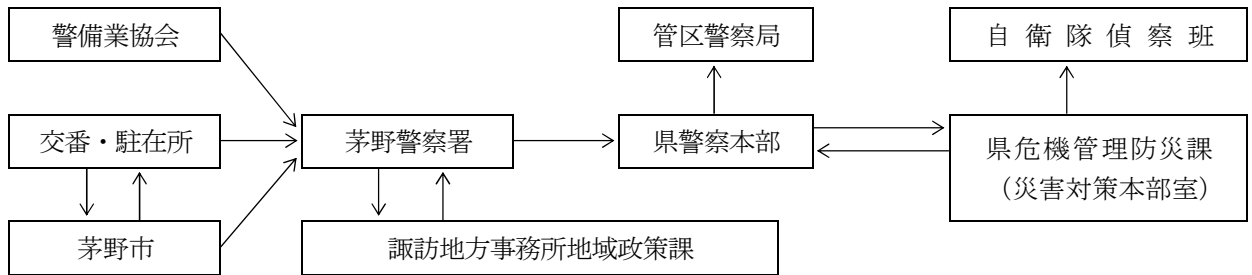
(18) 火災即報 様式 19 号



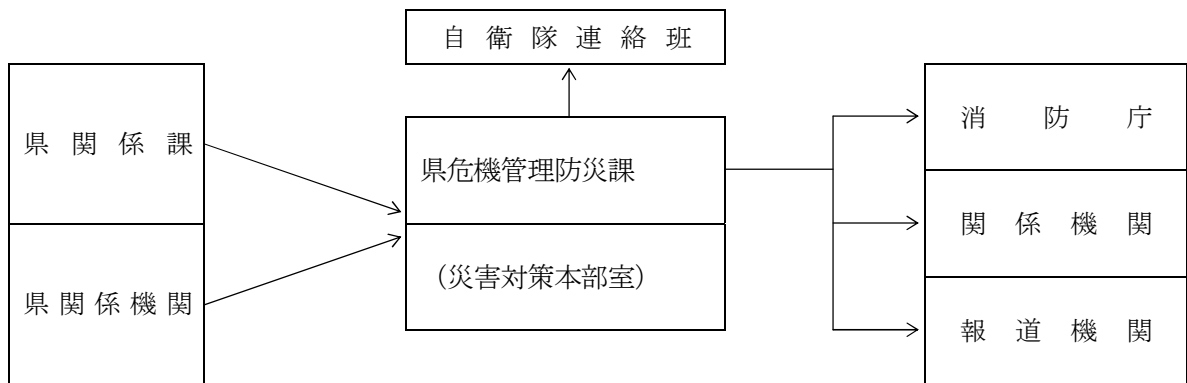
(19) 火災等即報（危険物に係る事故）



(20) 警察調査被害状況報告 様式20号

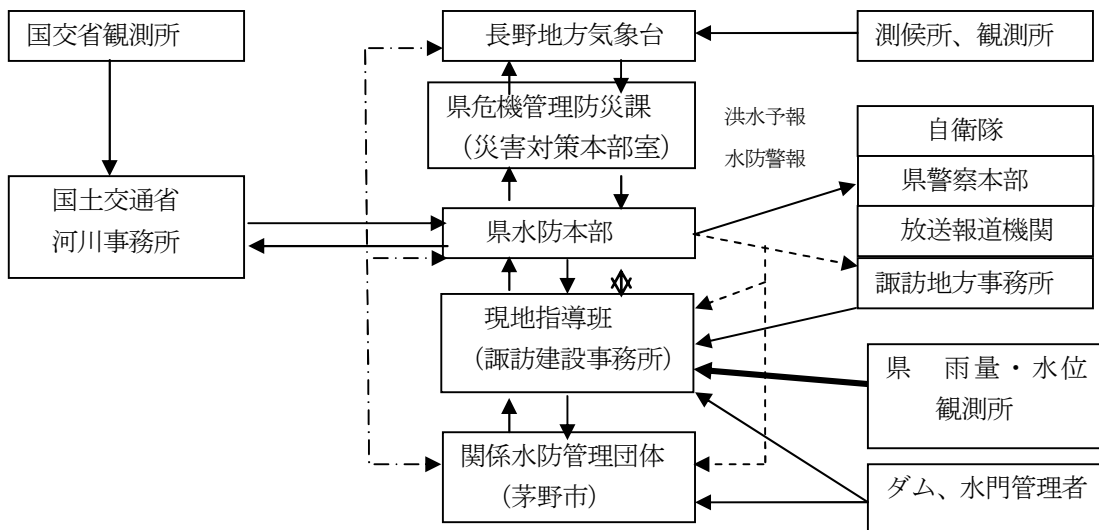


(21) 被害状況総合報告 様式21号



注：県関係課及び関係機関から危機管理防災課への報告は(2)から(17)までの報告によるものであること。

(22) 水防情報
雨量・水位の通報



- ▶ はNTTファクシミリ等による伝達を示す。
- ▶ はファクシミリによる伝達を示す。
- ▶ は長野県水防情報システムを示す。
- ▶ はHP「川の防災情報」(統一河川情報システムによる補助的伝達系統である。)

第3節 非常参集職員の活動

第1 基本方針

各機関は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ協力を推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによって活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力する。

第2 主な活動

災害発生のおそれがあるとき又は災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。

第3 活動の内容

1 【市が実施する計画】（全市部局）

(1) 市の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、「茅野市災害応急対策職員行動マニュアル」の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。

(2) 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制をとる。

1- (3) 風水害等の活動体制基準

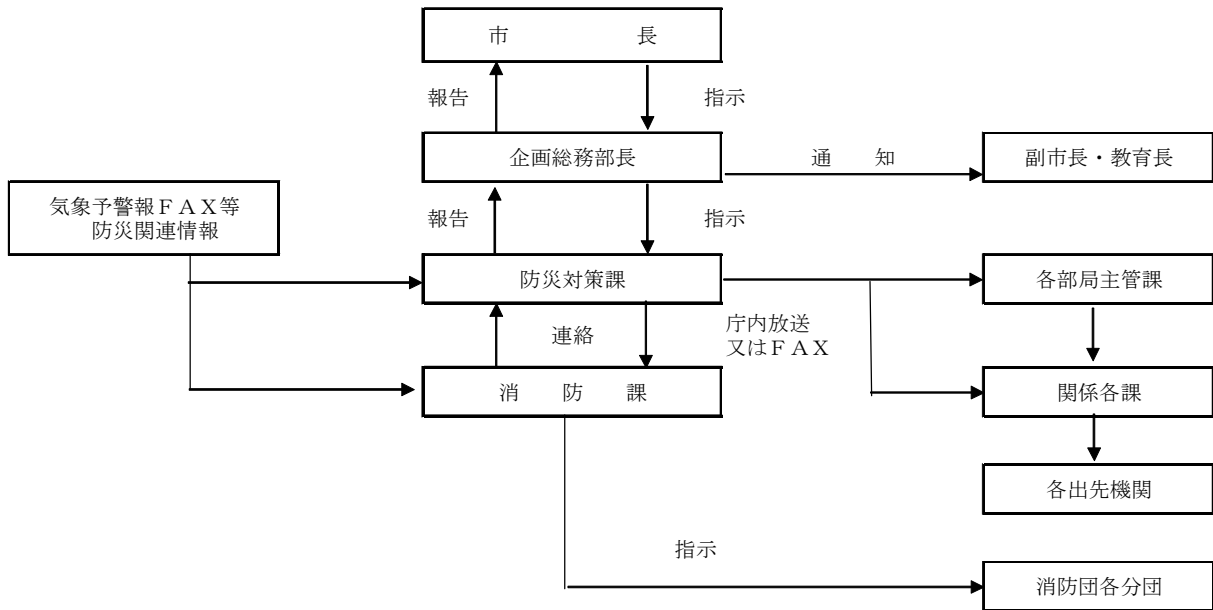
活動体制の名称	活動準備体制	事前配備	警戒配備	非常配備
防災気象情報	・注意報の発表（大雨・洪水・暴風）	・警報の発表（大雨・洪水・暴風）	・特別警報の発表 ・土砂災害警戒情報の発表 ・記録的短時間大雨情報の発表	
風水害等	・連続雨量50mmに達した時（市） ・時間雨量30mmに達した時（市） ・10分雨量8mmに達した時（市） ・注意報（長野地方気象台） 1時間雨量25mm（平地地） 1時間雨量40mm（平地地以外） 土壌雨量指数84	・連続雨量80mmに達した時（市） ・時間雨量50mmに達した時（市） ・10分雨量12mmに達した時（市） ・警報（長野地方気象台） 1時間雨量40mm（平地地） 1時間雨量60mm（平地地以外） 土壌雨量指数105 ・台風の接近等 ・市水防計画による水位観測所で、通報水位に達した時（P22参照）	・特別警報（長野地方気象台） 48時間降水量252mm（参考値） 3時間降水量94mm（参考値） 土壌雨量指数167（参考値） ・記録的短時間大雨情報（気象台） 1時間雨量100mm（参考値） ・はん濫注意水位に達した時 上川銭場観測所1.9m 上川江川観測所3.4m 宮川安国寺観測所1.8m ・人的、物的被害の発生のおそれがある場合 （土砂崩れ・豪雨・暴風・洪水） ・市水防計画による水位観測所で、警戒水位に達した時（P22参照）	・避難判断水位に達した時 上川銭場観測所2.3m 上川江川観測所3.7m 宮川安国寺観測所2.3m ・人的、物的被害が発生した場合 （土砂崩れ・豪雨・暴風・洪水）
	・雨量（市）は「茅野市防災気象情報システム」の観測数値を目安とする（P21参照）			
対応する組織	危機管理室・企画総務部	危機管理室・企画総務部	本部員会議	茅野市災害対策本部
判断責任者	危機管理室長	危機管理室長	市長	市長
活動内容	◎情報収集	◎情報収集・伝達	◎情報収集・伝達 ◎各部連絡網の確認 ◎避難準備情報	◎情報収集・伝達 ◎災害応急対策 ◎避難勧告又は指示
災害対策本部員及び本部連絡員等の動員	(防災対策班)	●危機管理室長 ●防災対策班全員 ●消防班（当直員） ●秘書広報班広報広聴係（1人） ●企画班（3人） ●農林班長及び関係職員 ●建設班長及び関係職員	●本部長：市長 ●副本部長：副市長、教育長 ●本部員：全員 ●本部連絡員：全員 ●班員：全係長以上 ●関係班：防災対策班全員、秘書広報班全員、企画班全員、消防班全員、農林班全員、建設班全員	●本部長：市長 ●副本部長：副市長、教育長 ●本部員：全員 ●本部連絡員：全員 ●班員：全員
出先機関職員の動員			施設長	全員
地区コミュニティセンター職員の動員			所長	全員

(3) 配備体制指令の伝達及び配備担当者の招集

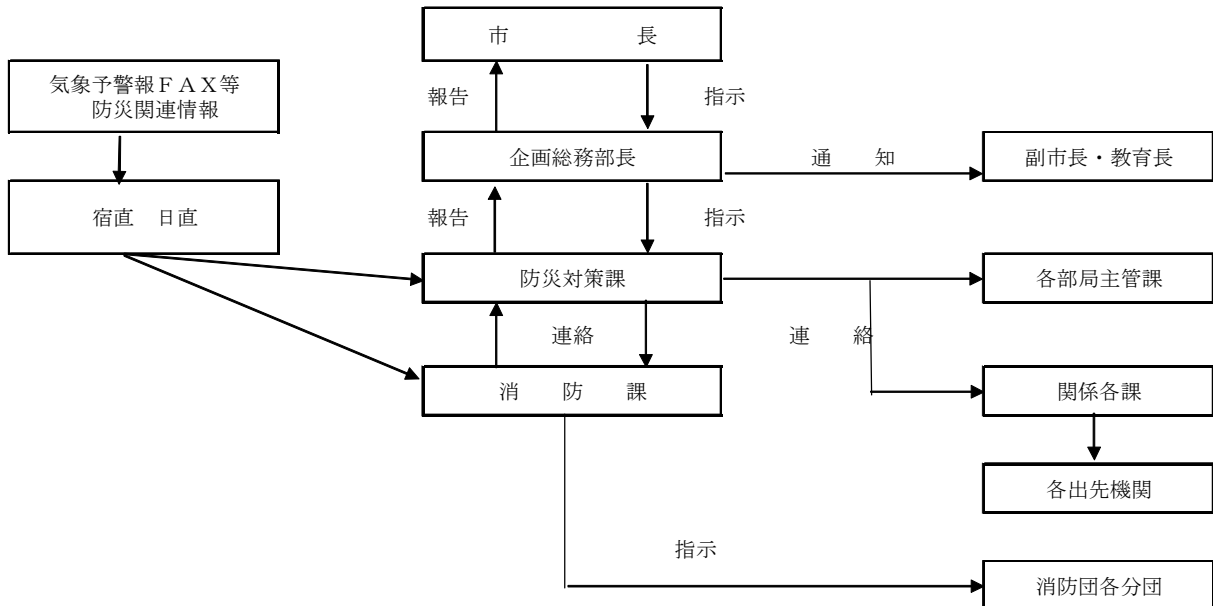
ア 伝達系統

配備指令及び配備担当者の招集の伝達は次の方法で行う。

(ア) 勤務時間内



(イ) 勤務時間外



イ 伝達方法

配備決定に基づく防災対策課からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法による。

(7) 勤務時間内

- a 本庁：庁内放送のほか、電話、使走等のうち最も速やかに行える方法による。
- b 出先：本庁関係課から電話等により伝達する。必要に応じ防災行政無線、携帯電話等により伝達する。

(イ) 勤務時間外

- a 本庁：電話、携帯電話、使走等のうち最も速やかに行える方法による。
- b 出先：本庁関係課から電話等により伝達する。必要に応じ防災行政無線、携帯電話等により伝達する。

ウ 配備担当者の決定

関係課長はあらかじめ配備担当者並びにその連絡方法を定めておく。

エ 自主参集

職員は、第3活動の内容1(2)の活動体制表に基づくほか、日頃からテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビ、ラジオ、インターネット等による情報や周囲の状況から被害甚大と判断される場合、速やかに登庁する。

配備のうち、時間外の動員先は、原則として勤務地となるが、交通が途絶し、所属する部課へ参集が困難な場合は、直近の市役所又は地区コミュニティセンターに参集し、その旨を本庁へ連絡するとともに、参集場所の責任者の指示を受ける。

オ 参集時の留意事項

a 参集者の服装・携行品

応急活動に便利で安全な服装とし、帽子、又はヘルメット、手袋、タオル、水筒、食料、筆記具、懐中電灯、携帯ラジオ、応急医薬品等を携行する。

b 参集途上の緊急措置

職員は、参集途上において火災あるいは人身事故等に遭遇した場合、付近住民に協力し、消火・救命を第一とするとともに、消防署又は警察署へ通報する。

c 被害状況等の報告

職員は、参集途上で知り得た被害状況等を、所属長又は参集場所の責任者に報告する。

カ 配備状況等の報告

各部長は、配備指令に基づき職員の配備を完了したときは、速やかに配備活動状況、災害情報等について把握し、本部長に連絡する。

キ 勤務時間外の配備基準

種別	配備の内容
事前配備	危機管理室長、防災対策班全員、消防班(当直員) 秘書広報班、企画班、農林班、建設班の関係職員
警戒配備	本部長、副本部長、本部員、本部連絡員、班員(全係長以上) 関係班全員(防災対策班、秘書広報班、企画班、消防班、農林班、建設班) 出先機関施設長、地区コミュニティセンター所長

非常配備	本部長、副本部長、本部員、本部連絡員、班員全員、出先機関職員全員 地区コミュニティセンター職員全員
------	--

ク 非常配備職員の対応

非常配備職員は、各所属職場へ参集し、迅速な対応をとる。

内 容	主な担当課	
①体制、重要事項の決定	本部員会議	
②体制の統括、情報の集約	防災対策課	
③災害対策本部開設の準備	防災対策課	
④分掌事務による対応	各課	
⑤市民等からの電話及び来庁者への対応	企画課・市民課	
⑦各部長への報告	本部連絡員	
⑧参集時における被害状況の収集	各課	
⑨報道機関との連絡・調整	秘書広報課	
⑩情報の収集	ライフライン (中部電力・NTT・諏訪ガス)	商工課
	下水道・水道関係	水道課
	交通機関 (JR・諏訪バス)	企画課
	道路・河川等	建設課・農林課
	茅野警察署	防災対策課
	諏訪建設事務所	建設課・防災対策課
	市職員の自宅等	各課
	所管施設の被害 (施設管理担当課)	各課

配備指令文例

防災対策課からお知らせします	
①	1 ○○日○○時○○分、東海地震注意情報発表、東海地震予知情報発表及び警戒宣言が発令されました。 2 ○○地域に、○○のため○○発生の恐れがあります。 3 ○○地区に○○が発生しました。
このため、○○日○○時○○分	

②	<p>1 警戒配備（非常配備）体制を執りますので、関係職員は災害応急対策活動に従事してください</p> <p>2 緊急配備体制を執りますので、全職員は災害応急対策活動に従事してください。</p>
---	---

注1) ①は、時刻、地域、地区、原因、災害の種類等について、具体的、かつ簡潔に行うこと

注2) 同じ内容を3回繰り返すこと

(4) 災害対策本部の未設置の場合（初期混乱期）

- ① 参集した職員は参集途上の情報を職員参集状況用紙に記入し防災対策課に報告する。
- ② 本庁に最初に登庁した本部員は、指示によらず災害対策本部を設置する。

(5) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

市長は、前記(2)活動体制における非常配備をとるべき状況において必要と認めるとき並びに市に災害が発生したときは、市災害対策本部（以下「市本部」という。）を市庁舎内に設置する。

ただし、災害の状況により、市庁舎内に設置できない場合は、庁舎正面玄関前駐車場に設置するものとする。

イ 体制の種別

市長は、市本部を設置したときは、前記(2)活動体制における非常配備の体制をとる。

ウ 市本部の組織

市本部の組織は、市災害対策本部条例の定めるところによる。

〔別記〕「茅野市災害対策本部組織及び事務分掌」

エ 県への報告

市本部を設置した場合は、その旨を諏訪地方事務所地域政策課を経由し、県危機管理部に報告する。

オ 活動要領

(ア) 各部班の活動要領

- a 災害対策本部は、市庁舎内に設置する。ただし、災害の状況に応じ、市庁舎が使用できない場合は、庁舎正面玄関前駐車場に設置する。
- b 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに、関係機関からの情報を本部長に報告する。
- c 各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。
- d 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。
- e 各部長は、所属の職員の内から本部連絡員を指命し、本部に派遣させる。

(イ) 本部員会議

- a 本部員会議は、3階第2応接室にて開催するものとし、使用できない場合は、本部長が指定する場所で開催する。
- b 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出する。
- c 本部員は、本部員会議の招集が必要と認めるときは、本部長に申し出る。

カ 災害対策現地本部の設置

- (ア) 本部長は、現地の状況を把握し、応急対策の実施等が必要と認める場合は、災害時に災害

対策現地本部（以下「市現地本部」という。）を置く。

- (イ) 現地本部長は副本部長から、現地本部員は本部員から、現地本部職員は本部職員のうち本部長が指名する者を充てる。

キ 国、県の非常災害対策本部、現地対策本部との連携

国の非常災害現地対策本部または緊急災害現地対策本部及び県の現地災害対策本部が本市内に設置された場合は、その現地対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

ク 本部の廃止

本部長は、市内の地域において、災害が拡大するおそれがなくなった場合で、次の掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止するものとする。

- (ア) 災害救助法による応急救助が完了したとき
- (イ) 公的避難所の廃止、仮設住宅整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき
- (ウ) 災害救護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき
- (エ) 被害数値がおおむね確定したとき
- (オ) その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき

(6) 職員の応援体制

ア 市職員の応援は、以下の順位で行う。

- (ア) 市長部局等の部局内各課または部局相互
- (イ) 所属の出先機関
〈出先機関の活動体制〉

出先機関の長は、本庁の活動体制に準じ、各地域の実情を考慮したうえで、活動体制をあらかじめ定めておく。

イ 市の職員をもっても不足する場合、または特定職種の職員が不足する場合、以下の方法により他の機関の応援を求める。

- (ア) 災害時の相互応援協定に基づく他市等への応援要請
 - a 近隣市町村、県内市町村
 - b 千葉県旭市、岡山県総社市、神奈川県伊勢原市、千葉県浦安市
 - c 甲州街道沿線12市
- (イ) 災害対策基本法第67条の規定に基づく他の市町村への応援要請
- (ウ) 災害対策基本法第29条、第30条、地方自治法第252条の17の規定に基づく指定行政機関、指定地方行政機関への派遣要請、他の地方公共団体への職員の派遣要請

(7) 災害救助法が適用された場合の体制

市地域内に災害救助法が適用されたときは、市長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じて知事と連絡をとる。

2 【県が実施する対策】（全部局）

(1) 責務

県の地域に災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、法令又は県地域防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係防災機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつその総合調整を行う。

(2) 組織、配備基準

(1)の責務を遂行するため、県地域防災計画の災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員についての定めに基づき、ただちに災害応急対策を実施する。

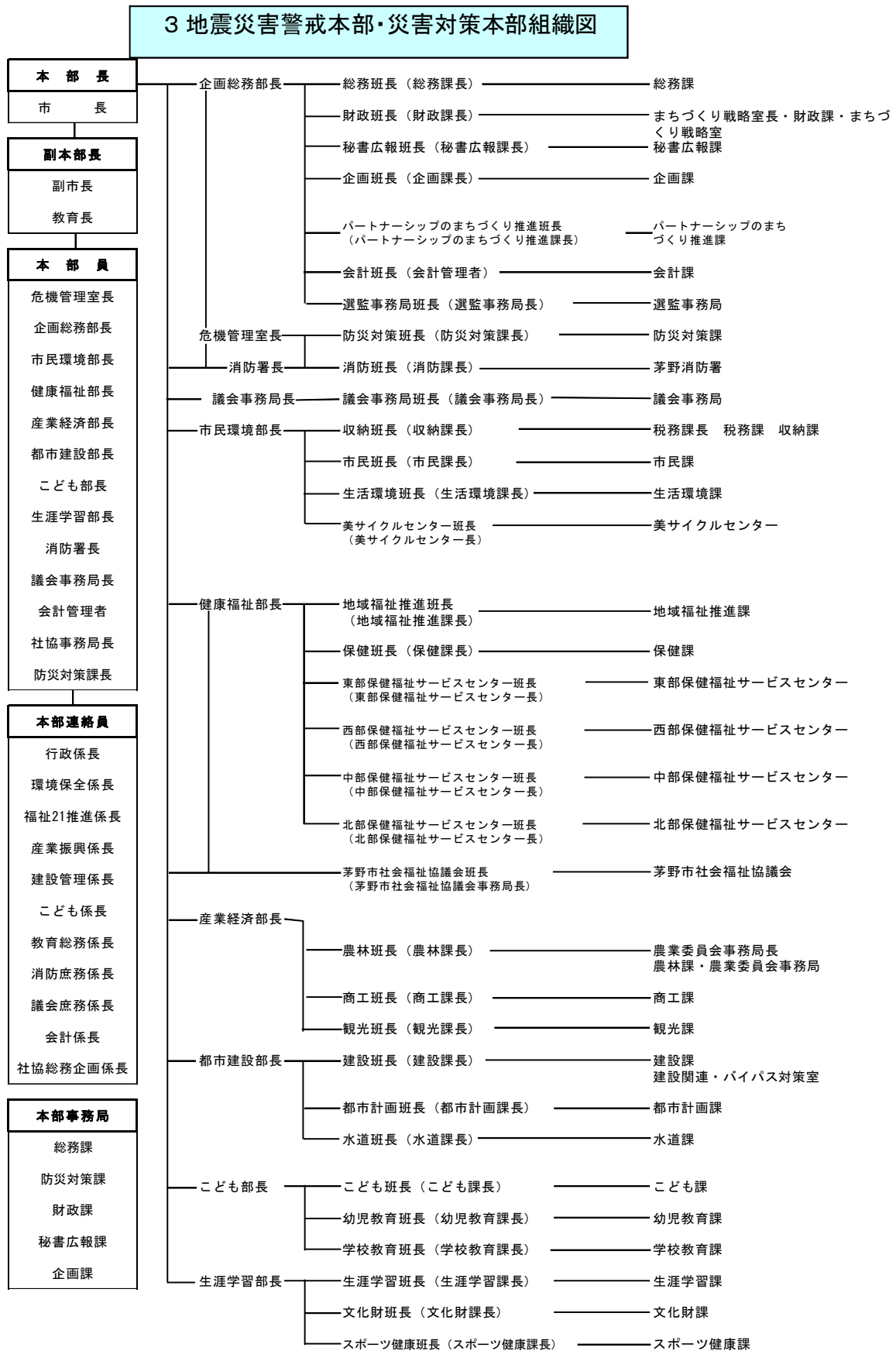
(3) 市町村災害対策本部への職員派遣

ア 市町村において、災害対策本部が設置された場合に、当該市町村を所管する地方事務所長は、応急対策の実施等に必要があると認めたときは、県職員を市町村災害対策本部に派遣し、情報収集を行なわせるものとする。

イ 派遣された職員は情報を収集し、危機管理部へ情報を伝達するものとする。

ウ 被災市町村から県への被災状況報告ができない場合を想定し、どのような内容の情報をどのような手段で収集・連絡するか等を情報収集要領に定め、これにより活動するものとする。

＜茅野市災害対策本部組織図＞



風水害対策編 第3章 災害応急対策計画 第3節 非常参集職員の活動

部	班	部員	分掌事務	調査情報	注意情報	警戒宣言	予知情報	発災	1時間	2時間	6時間	24時間	48時間	48時間以後
消防署 (消防署長)	消防班 (消防課長)	消防係	水防、消火活動に関する事。 応急資材の調達に関する事。 行方不明者の捜索に関する事。 消防、水防施設の応急対策に関する事。 消防団との連絡に関する事。 消防職員及び団員の出動計画に関する事。 被災地の警備に関する事。 無線通信に関する事。 消防応援体制に関する事。 被災地の状況把握に関する事。 気象情報の受理、伝達に関する事。 被災地から避難場所への避難誘導に関する事。 救急、救助活動に関する事。 広報活動の補助に関する事。 事前配備体制に関する事。 災害対策の準備に関する事。					○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						
企画総務部 (企画総務部長)	総務班 (総務課長)	行政係 職員係	災害対策に必要な職員の確保に関する事。 職員動員規模判断及び命令に関する事。 参集職員の受付登録に関する事。 職員の被害状況の把握に関する事。 職員の一時帰宅ローテーション表に関する事。 職員の勤務の把握及び給食に関する事。 職員の配備及び再・再編成に関する事。 職員の健康状態チェックに関する事。 広報紙の印刷と配送に関する事。 部の庶務に関する事。 防災対策班の応援に関する事。		○			○ ○ ○ ○ ○		○	○	○ ○		
	財政班 (財政課長)	財政係 管財係 契約検査係 まちづくり戦略室	輸送車両等の確保に関する事。(公用車) 庁舎内来庁者の避難誘導に関する事。 庁舎内来庁者の被害状況把握に関する事。(庁舎全体) 庁舎の被害状況の把握と復旧依頼に関する事。 マスコミ関係車両の規制誘導に関する事。 市有財産の被害調査に関する事。 緊急車両の確認に関する事。(県) 広報活動に関する事。(公用車による) 必要車両、燃料供給店の確保に関する事。 応急仮設住宅の敷地の確保・契約に関する事。 各種応急対応工事等の入札関係事務と契約手続きに関する事。 災害関係の予算に関する事。 防災対策班の応援に関する事。	○			○	○ ○	○	○	○		○ ○ ○	

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画 第3節 非常参集職員の活動

部	班	部員	分掌事務	調査情報	注意情報	警戒宣言	予知情報	発災	1時間	2時間	6時間	24時間	48時間	48時間以後	
企画総務部 (企画総務部長)	秘書広報班 (秘書広報課長)	秘書係 広報広聴係	本部長(市長)及び副本部長(副市長)の秘書に関する事。 その他渉外に関する事。 見舞者等の接遇に関する事。 災害広報に関する事。 広報紙発行のための原稿づくりに関する事。	○ ○				○ ○ ○	○			○			
	企画班 (企画課長)	企画係 統計調査係 情報化推進係	住民からの情報収集に関する事。 参集職員からの情報収集に関する事。 活動班による調査からの情報収集に関する事。 自主防災組織会長(区長・自治会長)、アマチュア無線からの情報収集に関する事。 人命危険関係情報の収集開始に関する事。(倒壊家屋・出火件数・2次災害箇所等) 人命危険関係情報集約に関する事。 情報ネットワークの被害調査に関する事。 公共交通機関のとの連絡調整に関する事。 所管施設の被害状況の把握と応急対策に関する事。 災害記録に関する事。					○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○	○					
	パートナーシップのまち づくり推進班 (パートナーシップのまち づくり推進課長)	コミュニティ推進係 市民活動推進係	地区コミュニティセンターとの連絡調整、情報収集に関する事。 所管施設の被害状況の把握及び応急復旧に関する事。						○ ○						
		地区コミュニ ティーセンター 20名	地区拠点施設の開設及び運営に関する事。 自主防災組織会長(区長・自治会長)からの情報伝達に関する事。 自主防災組織会長(区長・自治会長)からの情報収集に関する事。 活動班による調査からの情報伝達に関する事。 市民相談に関する事。 広報紙発行のための人数把握に関する事。						○ ○ ○ ○ ○ ○						
	会計班 (会計管理者)	会計係	災害救援物資、義援金等の保管に関する事。 食料品の供給の確保に関する事。(県・JA・コープ) 必要物資の供給の確保に関する事。(県・JA・コープ) 食料品・救援物資の受け入れ、数、品目の管理に関する事。				○ ○	○ ○	○		○				
	選監事務局班 (選監事務局長)	選挙係 監査係	防災対策班の応援に関する事。 企画班の応援に関する事。				○	○ ○							
	議会事務局 (議会事務局長)	議会事務局班 (議会事務局長)	庶務係 議事係	市議会の連絡調整及び議員対応に関する事。 市議員からの情報収集及び伝達に関する事。 企画班の応援に関する事。 局の庶務に関する事。					○ ○ ○						

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画 第3節 非常参集職員の活動

部	班	部員	分掌事務	調査情報	注意情報	警戒宣言	予知情報	発災	1時間	2時間	6時間	24時間	48時間	48時間以後
市民環境部 (市民環境部長)	収納班 (収納課長)	税務課長 市民税係 資産税係 諸税係 収納管理係 滞納整理係	被災者及び家屋等の被災状況調査に関する事。 被災調査書、被災者名簿等の作成に関する事。 り災証明の発行に関する事。 災害情報のまとめ、整理に関する事。 部内の応援に関する事。					○	○			○	○	
	市民班 (市民課長)	市民係 戸籍係	所管施設の被害状況の把握及び応急復旧に関する事。 市民相談総合窓口の開設及び関係課の連絡調整に関する事。 来庁者の対応に関する事。 集落別避難所から指定避難施設への避難誘導に関する事。 市民相談及び市民要望の整備対応に関する事。 証明発行・各種届出に関する事。 遺体の保護、搬送の連絡調整に関する事。 遺体の安置の選定及び確保に関する事。 遺体の埋火葬に関する事。					○ ○ ○ ○	○		○ ○ ○			○
	生活環境班 (生活環境課長)	環境保全係 公害衛生係	開発地の被害状況調査に関する事。 工場廃液、薬品の流失状況調査に関する事。 仮設トイレの確保に関する事。 廃棄物の防疫活動及び防疫薬剤、器材の確保に関する事。 飼育動物の対応に関する事。 部の庶務に関する事。					○	○	○				○
	美サイクル班 (美サイクルセンター長)	美サイクル推進係 業務係	所管施設の被害状況の把握及び応急復旧に関する事。 環境自治会への協力要請に関する事。 被災地の廃棄物の状況調査及び処理計画に関する事。 し尿及び廃棄物の収集処理、運搬に関する事。 廃棄物の臨時集積場所の選定及び確保に関する事。 廃棄物及びし尿の業者及び各市町村への協力要請に関する事。					○ ○	○		○		○ ○	

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画 第3節 非常参集職員の活動

部	班	部員	分掌事務	調査情報	注意情報	警戒宣言	予知情報	発災	1時間	2時間	6時間	24時間	48時間	48時間以後
健康福祉部 (健康福祉部長)	地域福祉推進班 (地域福祉推進課長) 地域障害者自立生活支援センター	福祉21推進係 福祉業務係 福祉支援係 高齢者・介護保険係	災害時要援護者の受け入れ、保護に関すること。 入所者の安全確保及び避難誘導に関すること。 被災者の相談及び認定に関すること。 災害見舞金の支給及び災害救護資金の配分に関すること。 社会福祉施設の被害状況調査対策に関すること。 社会福祉施設の災害対策に関すること。 罹災世帯の被害調査に関すること。 在宅要援護者の安否確認に関すること。 災害時要援護者関連施設の被害状況の確認に関すること。 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 炊き出しに関すること。 社会福祉団体及び福祉関係委員の連絡、応援要請に関すること。 災害時要援護者の保護に関すること。 災害時要援護者の移送に関すること。 部の庶務に関すること。		○			○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○			○ ○		
	保健班 (保健課長)	健康推進係 国民・年金係 長寿医療係	医師会への連絡、救護班の編成の可否の決定に関すること。 後方搬送に関すること。(医療、薬品等) 負傷者の救護及び助産に関すること。 市民の健康管理、相談に関すること。 防疫活動に関すること。 救護所の開設、管理に関すること。 日赤奉仕団(医療班)、医師会等協力要請に関すること。 市内外の医療機関の把握と広報担当・住民・関係機関への伝達に関すること。 医療機関の被害状況の把握に関すること。 社会福祉施設の被害状況調査対策に関すること。 社会福祉施設の災害対策に関すること。 医療班の編成準備に関すること。 救護班の派遣、救護に関すること。 傷病者後方搬送開始に関すること。 医薬品、衛生材料、救護資材の確保に関すること。 部内の応援に関すること。					○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○		○	

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画 第3節 非常参集職員の活動

部	班	部員	分掌事務	調査情報	注意情報	警戒宣言	予知情報	発災	1時間	2時間	6時間	24時間	48時間	48時間以後
	東部保健福祉 サービスセンター班 <small>(東部保健福祉サービスセンター長)</small>	地域福祉推進係	災害時要援護者の保護に関すること。 在宅要援護者の安否確認に関すること。 災害時要援護者の移送に関すること。 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 部内の応援に関すること。		○			○ ○ ○	○	○				
	西部保健福祉 サービスセンター班 <small>(西部保健福祉サービスセンター長)</small>	地域福祉推進係	災害時要援護者の保護に関すること。 在宅要援護者の安否確認に関すること。 災害時要援護者の移送に関すること。 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 部内の応援に関すること。		○			○ ○ ○	○	○				
	中部保健福祉 サービスセンター班 <small>(中部保健福祉サービスセンター長)</small>	地域福祉推進係	災害時要援護者の保護に関すること。 在宅要援護者の安否確認に関すること。 災害時要援護者の移送に関すること。 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 部内の応援に関すること。		○			○ ○ ○	○	○				
	北部保健福祉 サービスセンター班 <small>(北部保健福祉サービスセンター長)</small>	地域福祉推進係	災害時要援護者の保護に関すること。 在宅要援護者の安否確認に関すること。 災害時要援護者の移送に関すること。 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 部内の応援に関すること。		○			○ ○ ○	○	○				
社協事務局 <small>(社会福祉事務局長)</small>	社協事務局班 <small>(社会福祉事務局長)</small>	社会福祉協議会	関係団体の連絡調査、要請に関すること。 災害救援ボランティアセンター開設及び運営に関すること。 災害時要援護者の相談に関すること。 義援金、救援物資等の受け入れに関すること。 避難施設の応援に関すること。 班の庶務に関すること。					○	○			○ ○ ○		

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画 第3節 非常参集職員の活動

部	班	部員	分掌事務	調査情報	注意情報	警戒宣言	予知情報	発災	1時間	2時間	6時間	24時間	48時間	48時間以後
産業経済部 (産業経済部長)	農林班 (農林課長)	農業委員会事務局長 農地係 農政係 林務係 土地改良係 農業支援センター 鳥獣被害対策室	農林道・ため池及び農業用水路の被害調査及び復旧に関する事 山崩れ等被害調査及び復旧に関する事 建設業者との連絡調整に関する事 交通規制実施に関する事 食料品及び救援物資の配布に関する事 農作物及び農業施設の被害情報に関する事 農畜産物の被害調査に及び対策に関する事 被災者の営農資金の融資に関する事 農業施設の災害対策に関する事 農林業用施設及び林地の応急復旧に関する事 応急資材の調達、配布に関する事 耕地等の災害復旧に関する事 林野火災等に関する被害調査に関する事 畜獣の対応に関する事 関係機関との連絡調整に関する事 部内の応援に関する事					○ ○	○ ○ ○					○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	商工班 (商工課長) 自然エネルギー推進室	産業振興係 商業係 工業労政係	商業関係被害情報収集に関する事 被災者の受け入れに関する事 商業関係の被害状況調査に関する事 被災中小企業者の融資に関する事 工業関係の被害状況調査に関する事 被災商業者及び工業者の相談に関する事 通信、電力施設の応急対策要請に関する事 食料品・支援物資の仕分けに関する事 商工関係団体との連絡に関する事					○ ○ ○ ○ ○	○			○ ○ ○	○	
	観光班 (観光課長)	観光係	観光客及び施設の情報収集対策に関する事 市観光施設及び観光業の被害調査に関する事 観光関係団体との連絡調整に関する事 食料品・支援物資の仕分けに関する事 災害時の観光客及び滞在者の避難、救助に関する事 被災観光業者の相談に関する事 ボランティア等の滞在(施設)の確保に関する事					○ ○				○		○ ○

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画 第3節 非常参集職員の活動

部	班	部員	分掌事務	調査情報	注意情報	警戒宣言	予知情報	発災	1時間	2時間	6時間	24時間	48時間	48時間以後
都市建設部 (都市建設部長)	建設班 (建設課長) 建設関連・バイパス対策室	管理係 地籍調査係 維持係 建設係 交通安全係 建設関連対策係	交通規制及び交通安全対策に関すること。 緊急輸送路の確保及び状況確認に関すること。 交通情報の提供に関すること。 警察、安協との連絡調整に関すること。 国・県出先機関との情報連絡に関すること。 迂回路設定に関すること。 応急資材の調達、配布に関すること。 道路、橋梁、河川、水路等の調査及び復旧に関すること。 土木建設事業協同組合との連絡調整に関すること。 地すべり、がけ崩れ等の危険箇所の調査及び応急対策に関すること。 道路、河川、水路等の障害物の除去に関すること。 部の庶務に関すること。		○ ○ ○ ○ ○			○	○ ○ ○	○ ○				
都市建設部 (都市建設部長)	都市計画班 (都市計画課長)	都市計画係 公園景観係 建築住宅係 市街地整理係	所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 防災拠点施設の応急危険度判定に関すること。 戸別応急危険度判定に関すること。 応急仮設住宅の対策に関すること。 応急仮設住宅の建設、設計に関すること。 応急仮設住宅の入居者の選定に関すること。 市有建築物等の災害復旧の設計、監督に関すること。 市営住宅の応急対策に関すること。		○			○ ○				○		○ ○ ○ ○
	水道班 (水道課長) 白樺湖下水道組合	庶務経営係 営業係 上水道整備係 給水維持係 下水道整備係 下水道管理係	所管施設の被害状況及び復旧、管理に関すること。 指定工事店への協力要請に関すること。 飲料水の確保及び供給に関すること。 関係機関との連絡に関すること。 断水等広報活動に関すること。 仮設トイレの下水道接続に関すること。 給水応援の受け入れ、調整及び管理に関すること。 施設の応急復旧に関すること。 復旧資機材等の確保に関すること。					○ ○	○ ○ ○	○	○	○ ○		

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画 第3節 非常参集職員の活動

部	班	部員	分掌事務	調査情報	注意情報	警戒宣言	予知情報	発災	1時間	2時間	6時間	24時間	48時間	48時間以後
こども部 (こども部長)	こども班 (こども課長)	こども係 こども・家庭支援係 こども・家庭相談係	幼児教育班の応援に関する事。 部の庶務に関する事。		○			○ ○						○
	幼児教育班 (幼児教育課長)	施設整備係 幼児教育係 保育園 やまびこ園	園児、児童の安全確保に関する事。 避難所の開設及び運営に関する事。 園児の事前避難、保護者への引渡しに関する事。 関連施設の被害状況の把握に関する事。 保育園の被害状況調査に関する事。 保育園の応急対策に関する事。 園児、児童の安否確認に関する事。		○ ○ ○			○	○ ○		○			
	学校教育班 (学校教育課長)	庶務係 学務係 小中学校	児童、生徒の事前避難、保護者への引渡しに関する事。 児童、生徒の安全確保及び安否確認に関する事。 避難所に関する事。 学校長との連携に関する事。 学校の被害状況調査に関する事。 PTA等の協力要請に関する事。 学用品の貸与に関する事。		○			○ ○ ○ ○				○	○	
生涯学習部 (生涯学習部長)	生涯学習班 (生涯学習課長)	教育総務係 生涯学習係 公民館 家庭教育センター 図書館	所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。 所管施設の被害状況調査に関する事。 所管施設の休館等に関する事。 部の庶務に関する事。 副本部長(教育長)の秘書に関する事。					○ ○ ○ ○ ○						
	文化財班 (文化財課長)	文化財係 尖石縄文考古館 青少年自然の森 八ヶ岳総合博物館 神長官守矢史料館	所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。 避難所に関する事。 所管施設の被害状況調査に関する事。 文化財等の被害状況調査に関する事。 所管施設の休館等に関する事。					○ ○ ○ ○ ○						
	スポーツ健康班 (スポーツ健康課長)	スポーツ健康係 茅野市運動公園 体育錬成館	所管施設の被害状況調査に関する事。 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。 県緊急物資担当との連絡調整に関する事。 救援物資の受け入れ、管理に関する事。					○ ○ ○ ○						

第4節 広域相互応援活動

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災時の市が単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。なお、被災時の市は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請にあたっては、受入れ体制に不備が生じないように十分配慮する。

また、被災地以外の地方公共団体等にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。
- 2 災害覚知時に速やかに応援体制を整える。
- 3 応援要請の際は、円滑な受け入れ体制を確立する。
- 4 応援活動に伴う経費を負担する。

第3 活動の内容

1 応援要請

(1) 基本方針

被災時には、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入れ等を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部）

(ア) 消防に関する応援要請（諏訪広域消防茅野消防署）

a 県内市町村に対する応援要請

市長は風水害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己の持つ消防力のみでは、対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援の要請をするものとし、その旨知事（諏訪地方事務所経由）に連絡する。

協 定 名	協定先
長野県消防相互応援協定	県内市町村、消防本部
消防相互応援協定	峡北広域行政事務組合
中央高速自動車道路相互消防応援協定	

b 他都道府県への応援要請

市長は前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事（諏訪地方事務所経由）に要請する。

(a) 長野県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請

(b) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」、「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」、「富山県・長野県・岐阜県航空消防防災相互応援協定」、「長野県と静岡県消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」に基づくヘリコプターの応援

(c) その他、他都道府県からの消防の応援

(イ) 消防以外に関する応援要請

a 他市町村に対する応援要請

市長は、風水害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない。又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

なお、震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、近隣のブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

<応援の要請事項>

○ 応援を求める理由及び災害の状況

○ 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等

○ 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等

○その他必要な事項

《相互応援協定締結市町村》

協 定 名	協定先
諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定	諏訪地域 6 市町村間
長野県市町村災害時相互応援協定	県内市町村間
災害時における相互応援協定に関する協定書	岡山県総社市
災害時における相互応援協定に関する協定書	千葉県旭市
災害時における相互応援協定に関する協定書	神奈川県伊勢原市
大規模災害時等における相互応援に関する協定書	甲州街道沿線 1 2 市間
災害時における相互応援に関する協定書	千葉県浦安市

b 姉妹都市等に対する応援要請等

市長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認める場合は、災害時の応援協定に基づき姉妹都市等の長に対し、応援要請を行う。

c 県に対する応援要請等

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、前々項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は、応急措置の実施を要請する。

d 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又は斡旋を求める。

e その他の協定等に基づく応援要請

(a) 諏訪郡医師会への応援要請

市長は、災害が発生し医療救護活動を実施する必要がある場合は、諏訪郡医師会との「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護班の編成や救護所の開設について要請する。

(b) 長野県建設業協会諏訪支部茅野分会への応援要請

市長は、市内に災害が発生するおそれのあるとき又は発生し緊急に対応の必要が生じた場合は、長野県建設業協会諏訪支部茅野分会との「災害時における応急対策協力に対する協定書」に基づき出動を要請する。

(c) 茅野市水道協同組合への応援要請

市長は、市内に災害が発生するおそれのあるとき又は発生し緊急に対応の必要が生じた場合は、茅野市水道協同組合との「災害時における応急対策協力に対する協定書」に基づき出動を要請する。

(d) 市内郵便局への協力要請

市長は、災害時における避難場所、物資集積場所、郵便物の取り扱い等、市内郵便局の協力を必要とする事項が生じた場合は、市内郵便局との「災害時における茅野市及び茅野市内郵便局の協力に関する協定書」に基づき協力を要請する。

(e) J A信州諏訪及びAコープながのへの協力要請

市長は、災害時における市民生活の早期安定のため、生活物資を調達供給する必要が生じた場合は、両団体との「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」に基づき協力を要請する。

(f) ちのアマチュア無線クラブへの協力要請

市長は、市内に災害が発生し緊急に情報の収集をする必要が生じた場合は、ちのアマチュア無線クラブとの「アマチュア無線による災害時応援協定」に基づき出動を要請する。

(g) 市町村社会福祉協議会への応援要請

市社会福祉協議会長は、市内に災害が発生し、市独自での市民に対する福祉救援活動を実施することが困難な場合には、「長野県市町村社会福祉協議会災害時相互応援協定書」に基づき応援を要請する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 消防に関する応援要請（危機管理部）

a 市町村長等に対する指示

知事は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して相互応援協定の実施その他災害防御の措置に関して必要な指示を行うものとする。

b 他都道府県に対する応援要請

(a) 知事は、風水害等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村長から消防の応援に関して、他都道府県の応援を要請され、かつ県内の消防力をもってもこれに対処できない、または緊急性、地理的条件、被害状況等により、近隣都県に応援を要請することがより効果的で、また必要があると認められる場合は、消防組織法第44条の規定により、速やかに消防庁長官に応援を要請し、その結果を要請市町村長に通知するものとする。

○ 緊急消防援助隊

○ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター

○ その他、他都道府県からの消防隊

(b) 知事は、前項の場合において、災害の規模及び被害の状況等から緊急を要し、要請を待ついとまがなく、かつ必要があると認められる場合は、速やかに消防庁長官に応援要請をし、その旨及びその結果を被災市町村長に通知するものとする。

(イ) 警察に関する応援要請（警察本部）

県公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして、警察庁または他の都道府県警察に対し、警察法第60条の規定に基づき、警察災害派遣隊の援助の要求を行うものとする。

<援助の要求事項>

a 援助を必要とする理由

b 援助を依頼する先の都道府県警察

c 援助のための派遣を受けることが必要な人員及び装備

d 派遣の日時、場所

e 援助を必要とする期間等

(7) 消防・警察以外に関する応援要請（危機管理部）

a 市町村長に対する指示

知事は、市町村において実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援すべきことを指示するものとする。

この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。

- (a) 応援すべき市町村名
- (b) 応援の範囲または区域
- (c) 担当業務
- (d) 応援の方法

b 他の都道府県等に対する応援要請

- (a) 知事は、風水害等が発生した場合において、その応急措置の実施にあたり、自己の持つ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、または緊急性、地理的条件、被害状況等により、他の都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の都道府県知事等に応援を要請するものとする。

また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努めるものとする。

- 「震災時等の相互応援に関する協定」・・・関東地方知事会 1都9県
- 「災害時等の応援に関する協定」・・・・・・中部圏知事会 9県1市
- 「災害時の相互応援に関する協定」・・・・新潟県
- 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」全国知事会 47都道府県

- (b) 知事は、前項における相互応援協定に基づく近隣都県市からの応援を受けても十分な応急措置ができないと認められるときは、協定締結外の道府県に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第74条の規定に基づき、応援を要請するものとする。

<応援の要請事項>

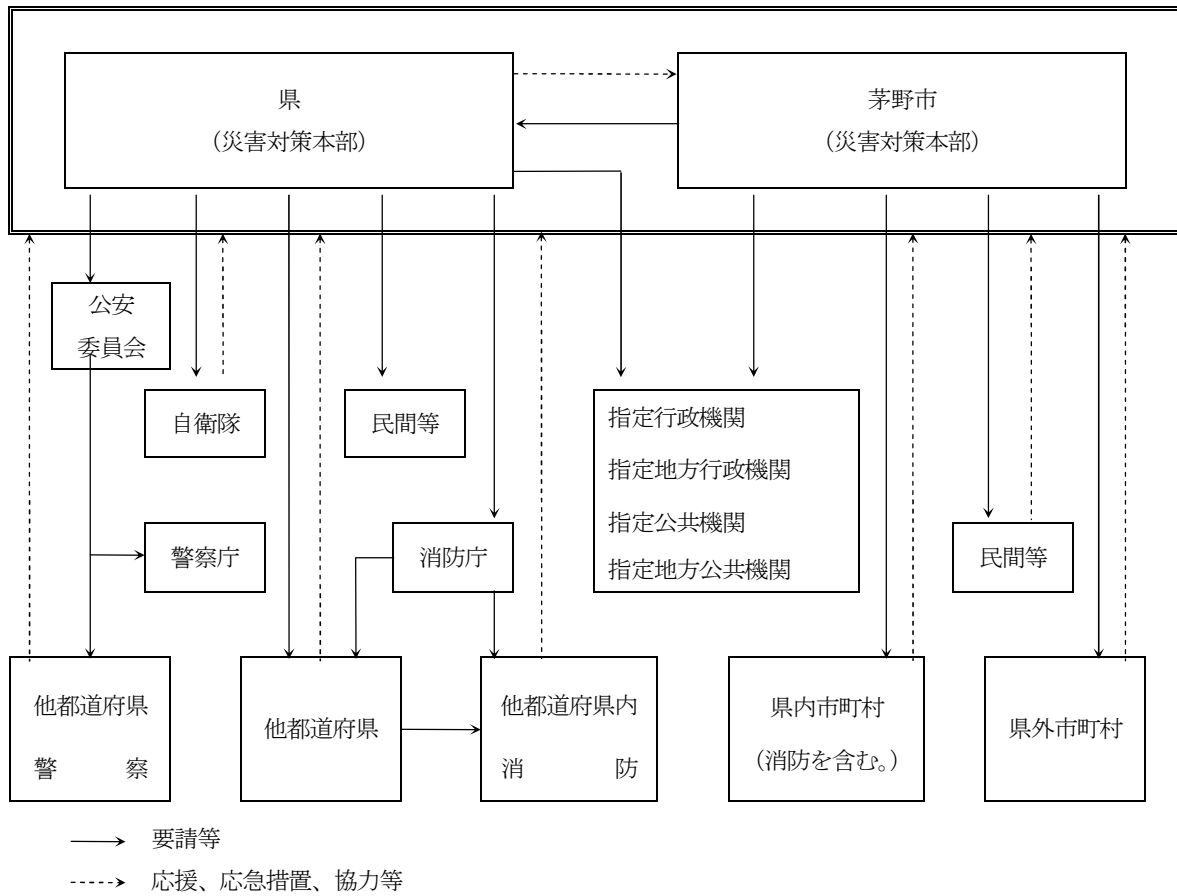
- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

- (c) 大規模災害発生時等に、応援の要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に要求を行ってもなお不十分な場合には、国を介してその他都道府県に対して応援を要求するものとする。

c 指定行政機関等に対する応急措置の実施要請等

知事は、応急措置を実施するため、または県内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項の規定に基づき、指定行政機関の長等に対し道路の啓開等について、応急措置の実施を要請するものとする。

○広域相互応援体制図



2 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災時に市が必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要になることから、市は災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待たないとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

ウ 県外被災自治体への支援

県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となって支援を行う。

(2) 実施計画

ア【市、県、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

(ア) 情報収集及び応援体制の確立

市、県、公共機関及びその他の事業者（以下「応援側」という。）は、風水害等の災害の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災市町村（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

(イ) 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

(ウ) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

(エ) 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

イ【長野県合同災害支援チームが実施する対策】

(ア) 長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となつて的確な支援を行う。

(イ) 県及び市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」に基づき支援を行う。

(ウ) 主な支援内容は以下のとおり。

- a 被災県等への職員派遣及び物資の提供
- b 被災者の受入及び施設の提供
 - (a) 県内医療機関での傷病者の受入
 - (b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供
- c その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。

(2) 実施計画

ア【市、県、公共機関及び他事業者が実施する対策】

円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をす

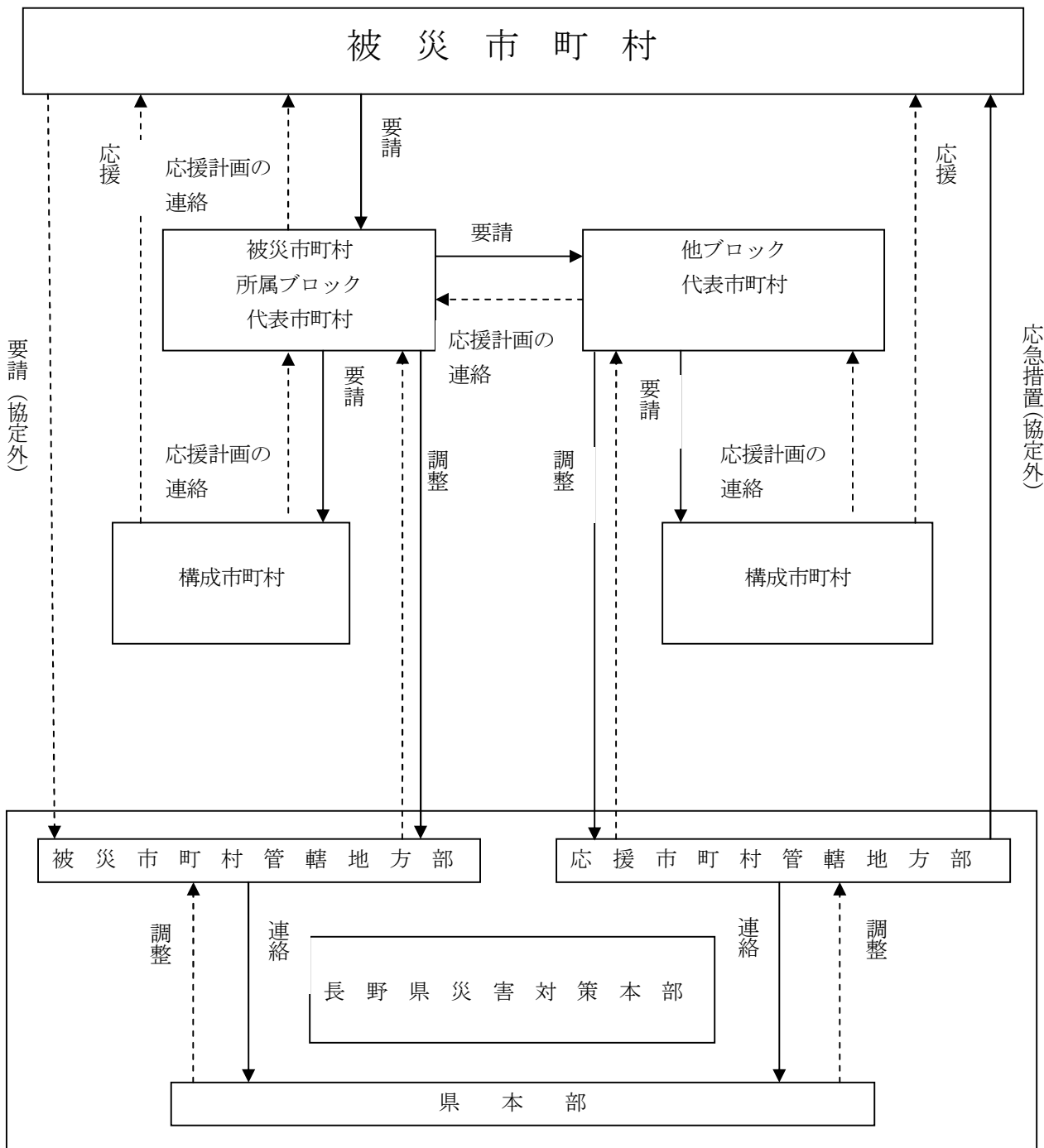
るものとする。

4 経費の負担

- (1) 国又は県から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに、他都道府県、他の市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）
- (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。

<長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統>

(常備消防分除く)



第5節 ヘリコプターの運用計画

第1 基本方針

災害時には、陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターによる支援を要請活用する。

第2 主な活動

- 1 災害対応策については、消防防災ヘリコプターを迅速に県に要請し、各ヘリコプターの支援を受けて、円滑、効果的な対策を実施する。
- 2 要請にあたっては、ヘリポート等、各活動に必要な体制を迅速に整備するとともに正確な情報を迅速に伝達する。

第3 活動の内容

1 活動の内容に応じた各ヘリコプターの選定及び要請

(1) 基本方針

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。

区 分	機 種	定員	救助ホスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ
消防防災ヘリコプター	ベル412EP	15	○	○	○	
県警ヘリコプター	ユーロプター AS365N3	13	○		○	○
	アグスタ AW139	17	○		○	○
広域航空消防応援ヘリ コプター	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	
ドクターヘリ		6				

(2) 実施計画

ア 【県が実施する対策】（危機管理部）

市または指定地方行政機関等からヘリコプターの出動要請があった場合は、消防防災ヘリコプターが直ちに対応するとともに、活動内容により、前記の基準をもとに要請先と協議のうえ要請すべきヘリコプターを選定するものとする。

2 出動手続の実施

(1) 基本方針

各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動要請手続を行う。

(別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり)

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】 (企画総務部)

(ア) 要請に当たっては、次記イ(ア)の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は口頭で要請する。(文書による手続が必要な場合は、後日速やかに行う。)

(イ) 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。

(ウ) 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。

(エ) 現場責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。

(オ) 自衛隊の派遣要請手続については本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。

イ 【県が実施する対策】 (危機管理部)

(ア) ヘリコプターの要請にあたっては、可能な限り次の事項を明らかにして要請するものとする。また正式要請前であっても、積極的な情報交換に努めるものとする。

a 災害の状況と活動の具体的内容

(物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離など)

b 活動に必要な資機材等

c ヘリポート及び給油体制

d 要請者、現場責任者及び連絡方法

e 資機材等の準備状況

f 気象状況

g ヘリコプターの誘導方法

h 他のヘリコプターの活動状況

i その他必要な事項

(イ) ヘリポートについては、市町村等と連携して適切な場所を選定するものとし、散水や安全確保のための要員確保等について市町村等に指示するものとする。

(ウ) 傷病者の搬送に当たっては、輸送先のヘリポートと救急車及び収容先医療機関確保等について、各市町村と調整するものとする。

(エ) 自衛隊の派遣要請手続については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」によるものとする。

(オ) 市町村又は指定地方行政機関等からヘリコプターの出動要請がない場合であっても、震度情報ネットワーク等他の情報により甚大な被害が予想されるときは、現地に偵察に向かうものとする。

(カ) 災害対策本部設置時には、必要に応じて「ヘリコプター運航調整会議」を開催し、各機関へのヘリコプター運航の調整を行うものとする。また平時からも各機関を交えた連絡会議を開催し、連携を図るものとする。

3 ヘリポートの確保

ア 【市が実施する対策】 (企画総務部、教育委員会)

(ア) 市内へヘリポートとして効果的な場所を選定し指定する。なお、避難所とヘリポート

の共用は避け、やむを得ず必要を生じた場合は、避難者の安全を確保する。

- (イ) 消防防災航空隊に連絡する事項として、所在地・正確な位置図（都市計画図1／5万）・離着周辺の見取図を用意する。
- (ウ) ヘリポートの整備方法は次に示すとおりとする。
 - a 中心から30m以内は、板、トタン、小石、砂塵等が巻き上がらないように処置するとともに、必要に応じて、周辺の雑草、雑木の除去、散水等をしておく。
 - b 発着点には、臨時ヘリポートであることを標示するため、石灰等を用い幅30センチ程度の白線で直径10メートルの円を描き、中央にHと記す。
 - c 地上風の状況をヘリコプターに確認させるため、吹き流しをヘリポート付近に立てる。ただし、吹き流しは、布製で風速25メートル／秒程度に耐えられる強度を有しているものとし、発着点から40mから50m離し設置する。
 - d 着陸に際しては、着陸帯から20～30m離れた風上側に誘導員を配置する。

○ 災害対策用ヘリポート

名 称	所在地	施設管理者	施設規模	広さ(幅*長さ)
運動公園陸上競技場	玉川500	茅野市長	大型	80×100m

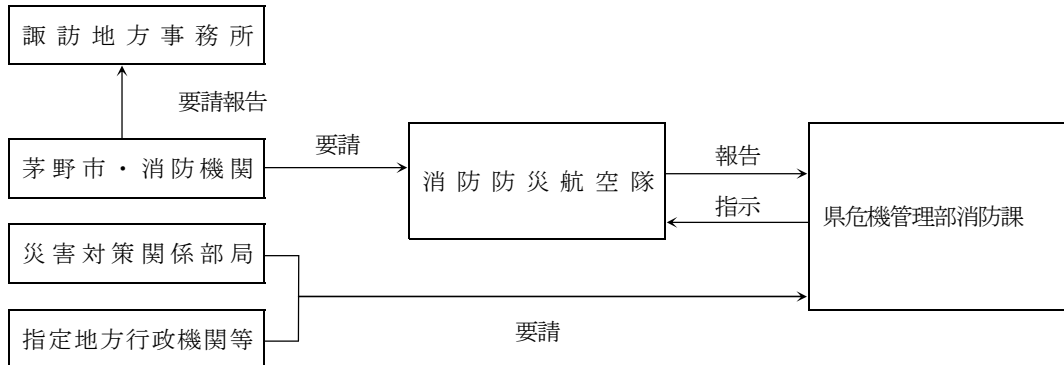
○ 災害対策用臨時ヘリポート

名 称	所在地	施設管理者	施設規模	広さ(幅*長さ)
永明中学校グラウンド	塚原1-10-6	学校長	中型	14,905㎡
長峰中学校グラウンド	宮川11,288	学校長	中型	18,154㎡
東部中学校グラウンド	玉川10,030	学校長	中型	13,489㎡
北部中学校グラウンド	湖東 5,643	学校長	中型	19,016㎡
金沢小学校グラウンド	金沢 1,141	学校長	中型	11,718㎡

(別記) ヘリコプター要請手続要領

1 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に幅広く迅速に対応する。



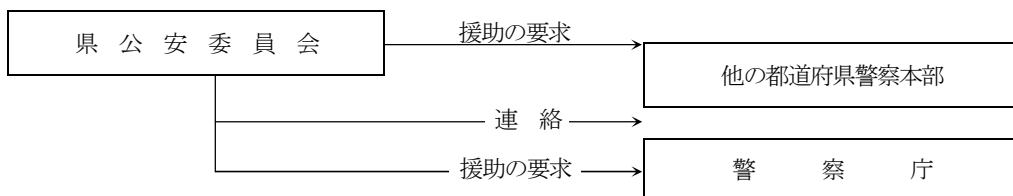
※連絡用無線 消防用無線 (県内共通波)
呼出名称 「しょうぼうながのけんあるぷす1 (いち)」

2 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。

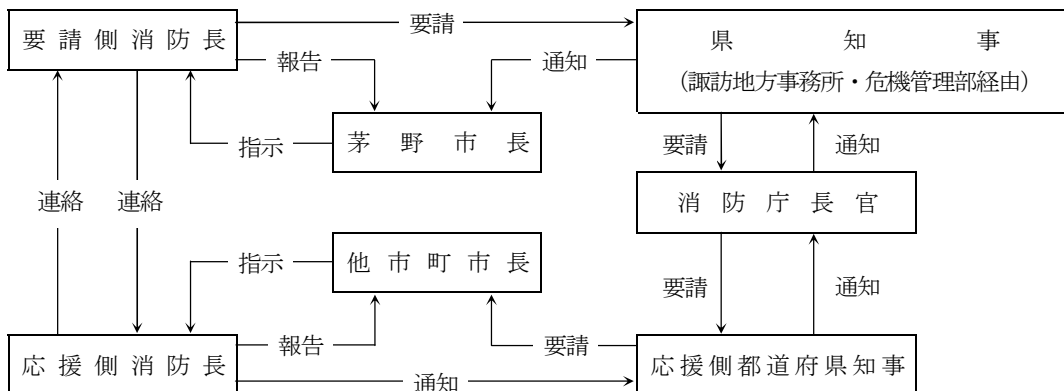


また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行うものとする。



3 広域航空消防応援ヘリコプター

広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。



(参考) 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」
に基づく応援ヘリコプター

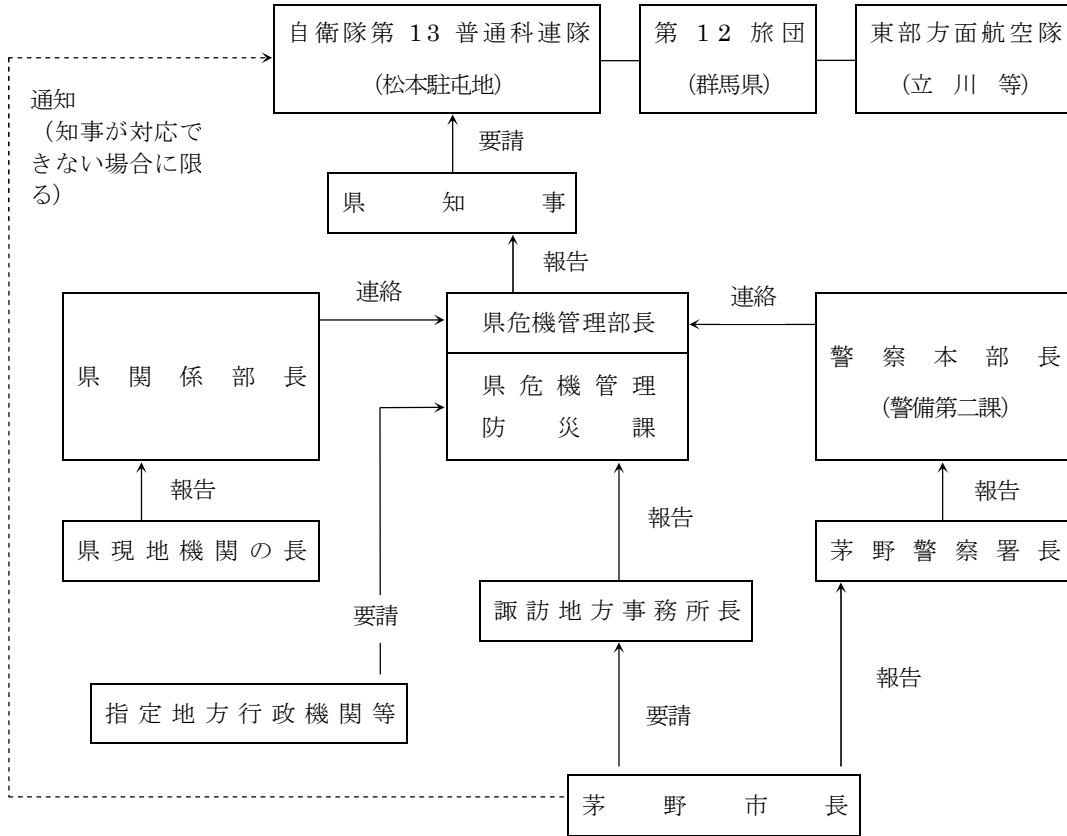
- (1) 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空部隊を第一次航空部隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次航空部隊は以下のとおりである。

群馬県	東京消防庁	新潟県	山梨県	岐阜県
-----	-------	-----	-----	-----

- (2) 第1次出動航空部隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空部隊を出動準備航空部隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空部隊は以下のとおりである。

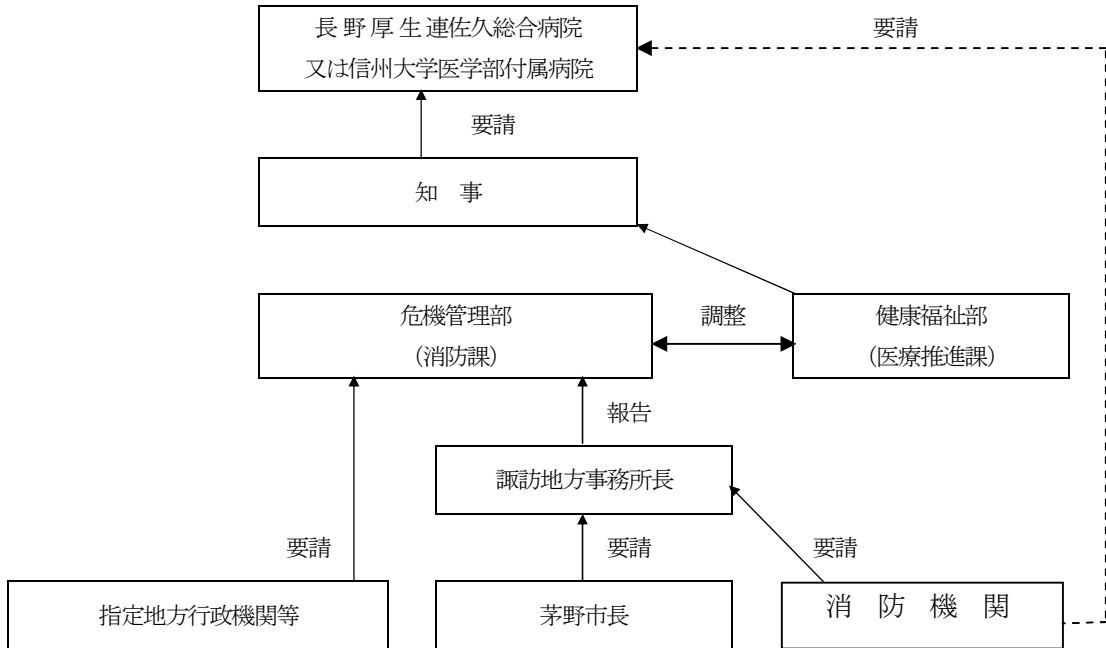
栃木県	茨城県	埼玉県	千葉県	横浜市	川崎市	富山県	石川県
福井県	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市

4 自衛隊ヘリコプター



5 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、市は県に対し、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院へドクターヘリの出動を要請する。



-----> 平素の手続き
 —————> 災害時の手続き

第6節 自衛隊の災害派遣

第1 基本方針

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

第2 主な活動

- 1 自衛隊への派遣要請の範囲及び要請手続について定める。
- 2 市、県等と派遣部隊の連絡調整について定め、受入れ態勢を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

第3 活動内容

1 派遣要請

(1) 基本方針

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、市は、自衛隊との事前の情報交換に努めるとともに、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに派遣要請を行い、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を県と自衛隊に連絡する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（全市部局）

市長は次記の1(2)イ(ア)の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、以下により要請を求める。

- (ア) 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって諏訪地方事務所長もしくは茅野警察署長に派遣要請を求める。
- (イ) 市長は、(ア)により口頭をもって要求したときは、事後において速やかに諏訪地方事務所長を通じ文書による要求をする。（様式編3号）
- (ウ) 市長は、(ア)の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科隊長に通知する。

また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。（様式編1号）

イ 【県が実施する対策】（全部局）

- (ア) 派遣の要請
 - a 要請の要件

- (a) 公共性
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
- (b) 緊急性
差し迫った必要性があること。
- (c) 非代替性
自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

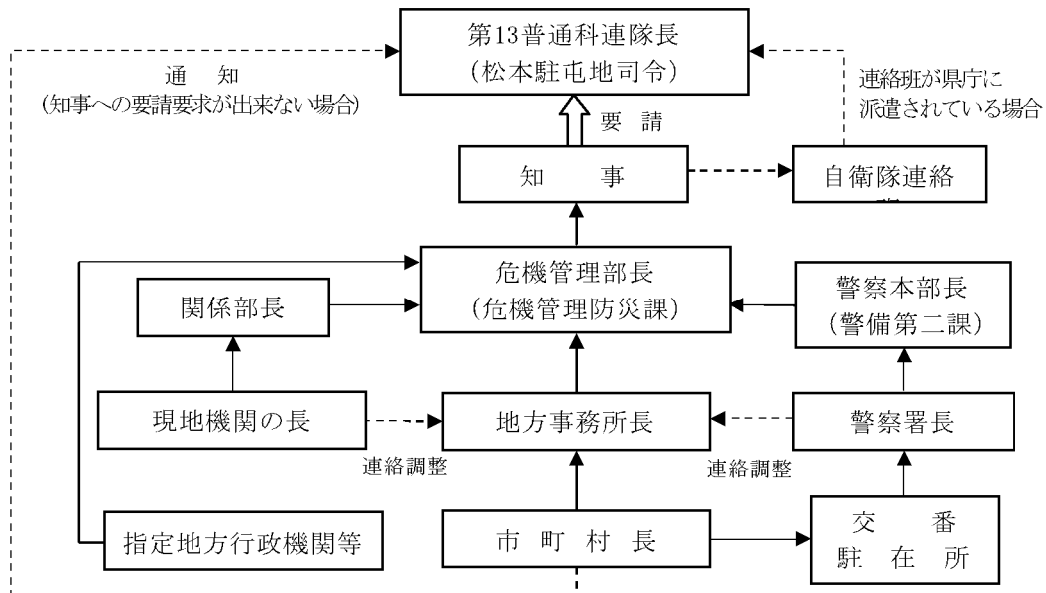
b 派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況による情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導及び輸送等の援助
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、傷者等の捜索、救助
水防活動	土のう作成、運搬、積込み等
消防活動	消防車、航空機、防火器具による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	損壊及び障害物の啓開・除去
応急医療・救護・防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な緊急輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月10日総理府令第1号)に基づく、被災者に対する生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	自衛隊の能力で対処可能なもの

(イ) 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手続系統は、次表のとおりである。



(ウ) 派遣に係る事前調整

県内に震度5以上の地震が発生した場合、その他自衛隊の派遣要請が必要となると予想される状況のときは、第13普通科連隊長に県内の震度情報、被害情報等を連絡し、迅速な派遣に係る事前準備を依頼する。

(エ) 派遣要請手続

a 現地機関における措置

- (a) 地方事務所長は、市町村長から派遣要請をするよう求められたときは、直ちに危機管理部長（危機管理防災課）に文書または口頭を持って報告する。
- (b) 地方事務所長は、災害の状況から緊急を要すると認められるときは、市町村長の要求を待たないで(a)の例により報告する。
- (c) 地方事務所長は、上記により口頭をもって報告したときは、事後において速やかに文書により報告する。
- (d) 他の現地機関の長は、各機関の所管する災害応急対策活動に自衛隊の派遣を要すると認められるときは、地方事務所長と連絡調整を行い、文書又は口頭をもって所管部局長に報告する。
- (e) (d)において口頭をもって報告したときは、事後において速やかに文書により報告する。

b 警察署における措置

- (a) 警察署長は、市町村長から派遣要請をするよう求められたときは、直ちに地方事務所長と連絡調整を行い警察本部長（警備第二課）に文書又は口頭をもって報告する。

(b) 警察署長は、災害の状況から緊急を要すると認められるときは、市町村長の要求を待たないで(a)の例により報告する。

(c) 警察署長は、上記により口頭をもって報告したときは、事後において速やかに文書により報告する。

C 本庁（警察本部を含む）における措置

(a) 関係部局長、警察本部長は、上記a及びbにより報告を受けたときは、直ちに危機管理部長に文書又は口頭をもって連絡する。

(b) 危機管理部長は、地方事務所長からの報告及び要求もしくは(a)の連絡を受けたときは、その災害の規模等について状況を確認の上、知事にその旨を報告し、その指示を受けて、第13普通科連隊長に対し、文書又は口頭をもって災害派遣の要請を行う。

要請文書の宛先・連絡先

要請文書の宛先	
陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西1-1)	
連絡先	
時 間 内	時 間 外
第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(内線235) 防災行政無線 84-8-535-79 (茅野市の場合) FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 84-8-535-76	駐屯地当直指令 TEL NTT 0263-26-2766(内線302) 防災行政無線 84-8-535-79 (茅野市の場合) FAX NTT 0263-26-2766(内線259) 防災行政無線 84-8-535-76

(c) (b)の要請は、部隊の連絡班が県庁に派遣されている場合は、当該連絡班を通じ、連絡班が派遣されていないときは、直接部隊に要請する。

(d) 知事が第13普通科連隊長に対し、口頭をもって派遣要請をしたときは、事後において速やかに文書による要請処理を行う。

d 要請事項

要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

(a) 災害の情况及び派遣を要請する事由

(b) 派遣を希望する期間

(c) 派遣を希望する区域及び活動内容

(d) その他参考となるべき事項

e 県警の先導

要請に当たり、必要に応じ、出動部隊の県警による先導の手配を行う。

ウ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 指定地方行政機関等における措置

指定地方行政機関等の長は1(2)イ(ア)の要請の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、以下により要請を求めるものとする。

- a 指定地方行政機関の長は、その管理に属する施設の災害復旧について自衛隊の派遣を要するときは、文書又は口頭をもって危機管理部長(危機管理防災課)に要求するものとする。
- b 指定地方行政機関の長は、aにより口頭をもって要請したときは、事後において速やかに文書による要求をするものとする。

2 派遣部隊との連絡調整

(1) 基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、市、県等は、自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入体制を整備する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】 (企画総務部)

- (ア) 市が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて県現地連絡調整者を通じて行う。
- (イ) 市長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。
- (ウ) 市長は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

イ 【県が実施する対策】 (危機管理部)

(ア) 部隊等との連絡調整者

部隊等との本庁及び現地における連絡調整は、その災害の状況により次の区分によるものとする。

区 分	総括連絡調整者	現地連絡調整者
災害対策本部が置かれていない場合	危機管理部長	地方事務所長等
災害対策本部が置かれている場合	災害対策本部長	地方部長
現地本部が置かれている場合	災害対策本部長	現地本部長

(イ) 連絡調整者の任務

a 総括連絡調整者

- (a) 総括連絡調整者は、部隊等との連絡にあたらせるため連絡員を定め、速やかにその職氏名及び連絡場所等を第13普通科連隊長及び現地連絡調整者に通知するものとする。
- (b) 総括連絡調整者は、全地域における部隊の効果的な活動を図るため、現地連絡調整者、第13普通科連隊及び関係機関との連絡調整を行うものとする。
- (c) 総括連絡調整者は、関係機関等からの災害情報に基づき、次の事項について全体計画を立てるものとする。

- 地域別優先順位
- 地域別必要人員
- 地域別所要資材の確保及び輸送方法

(d) 部隊が派遣された後における部隊の増援要請は、現地連絡者の報告に基づいて総括連絡調整者が行うものとする。

b 現地連絡調整者

(a) 現地連絡調整者は、災害対策本部が設置されていない場合は、派遣要請の内容に応じ、関係現地機関の長がこれにあたるものとする。

(b) 現地連絡調整者は、部隊等との連絡にあたらせるため連絡員を定め速やかに現地派遣部隊の長、総括連絡調整者及び関係市町村長に通知するものとする。

(c) 現地連絡調整者は、関係区域間における部隊、市町村その他関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(d) 現地連絡調整者は、部隊の効果的な活動を図るため、次の事項について計画を立て、施設等については市町村と協力し、準備を行うものとする。

- ①作業箇所及び作業内容
- ②作業箇所別必要人員及び機材
- ③作業箇所別優先順位
- ④ヘリポート
- ⑤資材の調達方法
- ⑥本部事務所
- ⑦宿泊施設
- ⑧資材置場、炊事場
- ⑨駐車場

(e) 現地連絡調整者は、部隊の増援を必要と認めるときは、総括連絡調整者に報告するものとする。

(f) 災害の状況により現地連絡調整者が替わった場合は、引き継ぎを受けた現地連絡調整者は、その旨及び連絡員の職氏名及び連絡場所を関係機関に通知するものとする。

ウ 【関係機関が実施する対策】

(7) 指定地方行政機関等における措置

a 指定地方行政機関等が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行うものとする。

b 指定地方行政機関等は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力するものとする。

(イ) 自衛隊における措置

a 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁もしくは、地方事務所に、偵察班を現地にそれぞれ派遣するものとする。

b 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており事情真にやむを得ないと認めた場合は知事の要請を受け、連絡班等および部隊を派遣するものとする。

エ 【住民が実施する対策】

自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行うものとする。

3 派遣部隊の撤収要請

(1) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部）

市長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、県現地連絡調整者に報告する。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

(7) 危機管理部長は、第13普通科連隊長及び現地連絡調整者と協議して部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、その旨を知事に報告し、その指揮を受けて第13普通科連隊長に対し派遣部隊の撤収の要請をするものとする。

(4) 危機管理部長は、第13普通科連隊長から撤収の通知を受けたときは、その旨を関係部長、関係現地機関の長、市町村長及びその他関係機関の長に通知するものとする。

ウ 【関係機関が実施する対策】

指定地方行政機関等における措置

指定地方行政機関の長等は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に報告するものとする。

4 経費の負担

(1) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部）

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

(7) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材器材（自衛隊の装備に係るものを除く）

(4) 派遣部隊の宿営及に必要な土地、建物の使用料及び借上料

(9) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用

(エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く）損害の補償

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

上記に記載する負担以外の救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、県が調整して決定するものとする。

ウ 【関係機関が実施する対策】

自衛隊における措置

第13普通科連隊長は、上記の経費について、文書により、市町村長に請求するものとする。

第7節 救助・救急・医療活動

第1 基本方針

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められているため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への運送方法について、広域的な対応を行う。

第2 主な活動

- 1 市、県、県警察本部、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、国、県や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急・医療活動を行う。
- 2 災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受け入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

第3 活動の内容

1 救助・救急活動

(1) 基本方針

消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしなが
ら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ、広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

(2) 実施計画

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部）

- (ア) 市消防計画における救助・救急計画等に基づき、茅野警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。
- (イ) 必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊の災害派遣」により行い、市民の安全確保を図る。
- (ウ) 茅野消防署は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的な対応を
する。
- (エ) 茅野消防署は、救助活動に当たり、県警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な
連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

- (オ) 茅野消防署は、救急活動に当たり、県警察本部、救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。

- (カ) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により要請する。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、建設部、警察本部）

- (7) 知事は、災害発生時の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長に対し、相互応援協定の実施その他救助・救急活動に関し、必要な指示を行うものとする。

- (イ) 市町村長等の要請又は必要に応じて、他の地方公共団体等への応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊の災害派遣」により行う。

- (ウ) 市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による、偵察、救助活動等を実施するものとする。

- (エ) 警察本部長は、被害状況を把握し、迅速に機動隊を出動させるものとする。

特に高層建築物、高速道路等において被害が発生した場合においては、高度な救助能力を有する警察災害派遣隊の即応部隊である広域緊急援助隊を迅速に派遣するものとする。

また、被災地の警察署員及び応援機動隊員等により救出救助部隊を速やかに編成し、消防機関等と捜索区割等の調整を行うものとする。

- (オ) 道の駅を部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。

ウ 【市民及び自主防災組織が実施する対策】

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2 医療活動

(1) 基本方針

長野県災害医療活動指針に基づいた活動を行う。

災害発生時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。

更に、市町村、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（健康福祉部、企画総務部）

(7) 対象者

- a 被災地及び避難場所において、医療救護を必要とする状態にあるにも関わらずその途を失った者
- b 被災地及び避難場所において、助産を必要とする状態にあるにも関わらずその途を失った者

(イ) 救護方法

- a 救護班の編成
諏訪郡医師会の協力を得て、あらかじめ救護班を編成し医療救急活動等を行う。
- b 救護班の派遣
被災地近くに設置された救護所に救護班を派遣し、救護活動を行う。

(ウ) 救護班等の業務内容

- a 医療
 - (a) 負傷の程度の判定
 - (b) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
 - (c) 救急処置の実施
 - (d) 救急活動の記録
 - (e) 遺体の検案
 - (f) その他必要な処置
- b 助産
 - (a) 分べんの介助
 - (b) 分べん前後の処置
 - (c) 衛生材料の支給
 - (d) その他必要な処置

(エ) 医療の内容

災害発生直後は、外科系患者が多く、時間の経過とともに内科系患者が増大する。また、避難所生活が長期化すると、精神的な患者もでてくるので、救護の内容については、定期的に医師会と協議し、必要な救護を行う。

(オ) 経費の負担

- a 医療
 - (a) 救護班による場合
使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費の実費
 - (b) 一般の病院又は診療所による場合
国民健康保険の診療報酬の額以内
 - (c) 施術者による場合
当該地域における協定料金の額内
 - (d) 日当（一人当たり）
医 師 17,200円以内

保健婦、助産婦及び看護婦 11,200円以内

b 助産

- (a) 救護班による場合は使用した衛生材料等の実費
- (b) 助産婦による場合は、観光料金の8割以内の額

(カ) 医療助産救護の期間

- a 医療の実施期間は、原則として災害発生から14日以内とする。ただし、災害が甚大で、復旧に時間がかかる場合で、避難生活が長期化する場合等はこの限りでない。
- b 助産の実施期間は、分べんした日から7日以内とする。

(キ) 医療費

- a 救護所における医療費及び助産費は、無料とする。
- b 収容機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

(ク) 救護所の設置及び後方医療機関等の確保

- a 災害時には諏訪郡医師会の協力を得て、速やかに医療救護本部（諏訪中央病院内）の設置を要請する。
- b 市内の応急医療が必要な避難所に救護所を設置し、救護所への医師派遣を要請し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の避難所への輸送体制を整備する。
- c 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。
また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。
- d 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。

(ケ) 負傷者の搬送

- a 負傷者等の搬送は、原則として救急車両等により行うが、災害の状況により、公用車又は調達した車輛により実施する。
- b 被災地が孤立する等、負傷者等の搬送にヘリコプターの活用が必要なとき、本部長は、「ヘリコプター運用計画」により、県へ出動を要請する。
- c 消防団は、各分団の救護班を中心とし、負傷者等の発見、被災地域からの搬出及び救護所への搬送を行う。

(ロ) 医薬品等の確保

- a 医薬品の備蓄を依頼している諏訪中央病院に備蓄医薬品の払い出しを要請する。

酸素救急用蘇生器	2器
集団災害用救急セット	2個
災害用医薬品	30人の3日分

- b 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて県又は関係機関に対し、供給の要請を行う。

<災害用医薬品備蓄事業所（諏訪地区）>

岡野薬品（株）諏訪営業所 〒393 諏訪郡下諏訪町上赤砂4353-2 28-4151
--

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

- (ア) 長野県災害医療本部の設置及び運営を行う。
- (イ) 保健福祉事務所（保健所）に地方部保健福祉班を置き、災害時における保健衛生・感染症予防活動を行うとともに、医療施設の被害状況、診療機能の稼働状況、医療用資器材の需給状況、施設への交通状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握するものとする。
- (ウ) 市町村長等からの要請又は必要に応じ、他の都道府県に対して、広域相互応援体制に基づく応援要請を行うとともに、関係機関に救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するものとする。
- (エ) 県立病院等の職員によりあらかじめ救護班を編成するものとする。
- (オ) 市町村からの協力要請に基づき、救護班により別に掲げる医療救護活動等に当たるとともに、必要に応じ救護班と市町村、消防機関、医療機関等の関係機関間で医療供給体制についての連絡調整を行うものとする。
- (カ) 市町村からの要請により、又は必要があると認められるときは、救急医療機関を中心とした地方部単位の後方医療体制の確保を行うものとする。
- (キ) 災害拠点病院、救命救急センター等への重篤傷病者の搬送、救護班等医療活動従事者の緊急輸送について、市町村からの要請により、ドクターヘリの出動による協力をを行い、必要に応じ、消防防災ヘリコプター・県警ヘリコプター・自衛隊ヘリコプターの出動を要請するものとする。
(危機管理部、健康福祉部、警察本部)
- (ク) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会に対し、備蓄医薬品及び衛生材料の緊急配分を指示するものとする。
- (ケ) 「災害救助法による医療及び助産の実施委託協定」に基づき、日本赤十字社長野県支部に救護班等の派遣を要請するとともに、必要に応じて、（公社）長野県医師会、（一社）長野県歯科医師会、（一社）長野県薬剤師会、（公社）長野県看護協会に救護班等の派遣を要請し、各機関の連絡調整を行う。
- (コ) 「災害における応援に関する協定」に基づき、柔道整復師会に避難所等における傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を要請するものとする。

ウ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行うものとする。
- (イ) 日本赤十字社長野県支部長は、県、市町村から要請があったとき、又は支部長、病院長が必要と認めるときは、医療救護班等を派遣し、避難所・医療救護所等で別に掲げる医療救護活動等に当たるものとする。また、災害の状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、赤十字防災ボランティアを派遣するものとする。
- (ロ) 日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において関係機関との密接な連携のもとに傷病者の受入れを円滑かつ効率的に行うものとする。
- (ハ) 日本赤十字社長野県支部長は、県内3か所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送するものとする。
また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請するものとする。
- (ニ) (公社)長野県医師会、郡市医師会、(一社)長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、(公社)長野県看護協会等は医療救護体制について必要な事項を定めるとともに、あらかじめ救護班を編成し、災害時の医療救護活動を行うものとする。
また、県、市町村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ救護班を派遣するものとする。
- (ホ) 災害派遣医療チーム(DMAT)を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施するものとする。
- (ヘ) (公社)長野県薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行うものとする。
また、県、市町村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣する。
- (ヘ) 災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行うものとする。
- (コ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。
- (ク) (一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、県からの要請に基づき、医療ガスを速やかに供給するものとする。
- (ケ) 長野県厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行うものとする。
- (ク) (公社)長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護(柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定された業務の範囲)を行うものとする。

エ 【市民が実施する対策】

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は自発的に救急活動を行うよう心掛けるものとする。

第8節 消防・水防活動

第1 基本方針

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急処置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動の消防活動を行う。
- 2 洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

消防活動は、消防法、市消防計画及び茅野市消防団組織に関する規則により行う。火災発生時は被害の拡大防止を図る必要があり、初期には市民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

(2) 実施計画

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部）

(ア) 消防活動関係

a 出火防止及び初期消火

市民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

b 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防御計画等により、重要防御地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

(a) 組織

諏訪広域消防本部及び消防署の設置等に関する条例並びに、茅野市消防団設置条例に基づく常設組織で、「茅野市消防計画」に定めるところによるが、災害対策本部が設置されたときは、これに置きかえる。

(b) 動員

消防職員及び消防団員の動員は、消防長又は消防団長若しくはそれらの代理者が行う。

(c) 出動

○ 消防署員の出動は、指令に基づき茅野市消防計画に定めるところに従い出動する。

○ 消防団員の出動は、署からの通報若しくは火災等を覚知したときは、その管轄分団が出動するものとし、管轄外出動は、状況により署長若しくは代理者の命による。

○ 非常災害等緊急事態における出動は、災害対策本部長又は消防長の命による。

(d) 活動

「茅野市消防団組織等に関する規則」及び「茅野市消防計画」による。

(イ) 救助・救急活動

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、市民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、第6節「救助・救急・医療活動」に定める。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 知事は、被害状況等を速やかに把握し、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防事務を処理する一部事務組合を含む）の消防長または水防法に規定する水防管理者に対して、相互応援協定の実施、その他消防活動に関し、必要な指示をするとともに、市町村長等からの要請または必要に応じて、他の地方公共団体等への応援要請を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊災害派遣活動計画」により行う。

(イ) 市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による偵察、救助活動等を実施する。

ウ 【市民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

(ア) 出火防止、初期消火活動等

市民等は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、市民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具

からの出火防止を図る。

(イ) 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 水防活動

(1) 基本方針

洪水により、水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部、産業経済部、都市建設部）

(ア) 組織

水防法第3条に規定する水防責任を掌握する常設組織で、「茅野市水防計画」に定めるところによるが、災害対策本部が設置されたときは、これに置きかえる。

(イ) 監視・警戒活動

水防管理者（市長）は、地震発生後、その管轄する水防区域において、ダム、河川、ため池等、の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。

a 水防本部は、相当の降雨があり、又は降雨が予想されるときは、関係機関と連絡を密にして、雨量、推移の状況を把握し、水防管理者に通報するとともに、必要に応じて河川管理者等の関係機関に通報する。

b 消防団各分団長は、水防分担区域内河川の推移状況を水防本部に報告する。

(ウ) 通報・連絡

水防管理者（市長）は、監視・警戒活動によって異常箇所等を発見したときは、水防管理者、消防団長は直ちに状況を諏訪建設事務所、諏訪警察署、関係区・自治会、施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

(エ) 水防活動の実施

水防管理者（市長）は、決壊箇所または危険な状態になった箇所に対し、できるかぎり氾濫等による被害が拡大しないように、その応急処置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて民間業者等の協力を得る。

a 動員

(a) 動員の基準

- 水防法の規定に基づき、長野県知事から水防警報の伝達があったとき。
- 梅雨前線等の影響による豪雨によって、市域内に洪水、崖くずれ等の災害が発生し、又は、発生が予想されるとき。
- 台風の接近により市域内に暴風雨による洪水等の水害が発生し、又は発生が予想されるとき。
- 長期にわたる降雨によって、ため池の決壊、崖くずれ等による災害が発生し、又は発生が予想されるとき。
- 気象業務法の定めるところにより、大雨、風雨、洪水注意報又は警報が発令されたとき。
- (b) 配備及び動員の方法
「茅野市水防計画」による。
- (c) 水防作業の実施
水防作業は、決壊箇所又は危険な状態になった箇所に対してできる限り被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して適切な後方により応急工事を実施する。その他必要な事項は「茅野市水防計画」による。
- (d) 避難計画
第11節「避難収容活動」、第6節「救助・救急。医療活動」及び「茅野市水防計画」による。
- (e) 水防の解除
「茅野市水防計画」による。
- (f) 他の水防管理団体との協力及び応援
「茅野市水防計画」による。
- (g) 水防報告
水防活動が終了したときは、水防てん末報告を県水防本部長（諏訪建設事務所長経由）に報告する。
- (㌥) 公費の負担
 - a 公費負担の権限
水防のため緊急の必要があるときに限り、水防管理者又はその権限を委任されたものは、水防法第21条の規定に基づいて、必要な土地、資材、運搬具、工作物その他物件の公用負担の権限を行使する。
 - b 公用負担の命令書等
 - (a) 公用負担を命ずる権限を行使する者は、公用負担命令権限証を携行し必要がある場合には、これを提示する。
 - (b) 公用負担命令の権限を行使する際は、原則として目的物の所有者、管理者又はこれらに代わるべき権限を有する者に対し、市長の発行する命令書を交付してのち行う。
- (㌧) 応援による水防活動の実施

- a 水防管理者（市長）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を第3節「広域相互応援活動」及5節「自衛隊災害派遣活動」により行う。
 - b 水防管理者（市長）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第4節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。
- イ 【県が実施する対策】（建設部）
- 風水害等発生時において、その区域における水防管理団体が行う水防活動が十分行われるよう長野県水防本部を設置し、次に掲げる事項を行う。
- (ア) 情報の収集・伝達
水防に関する雨量・水位等の情報を速やかに収集し、水防管理者（市町村長）及び関係機関等へ伝達する。
 - (イ) 警報等
県が管理する河川において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等による水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により、水防管理者（市町村長）及び関係機関等へ伝達する。
 - (ウ) 被害状況等の把握・指示
洪水等による被害の状況等の情報を収集し、水防管理者（市町村長）及び関係機関等へ伝達するとともに、緊急を要する場合等は、必要な指示等を行う。
 - (エ) 水防資器材の貸与等
水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材を貸与する。
 - (オ) 応援要請等
市町村長（水防管理者）から水防活動に関して他都道府県の応援を要請された場合は、必要に応じて他の地方公共団体に対する応援要請を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊災害派遣活動計画」により行う。

第9節 要配慮者に対する応急活動

第1 基本方針

災害が発生した際、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、県、市町村及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への収容等を行う。
また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活維持のため必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

第3 活動の内容

1 避難収容活動

(1) 基本方針

市、県、及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講じる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、企画総務部）

(ア) 避難準備情報・避難勧告・避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては協定に基づき、臨時災害放送局の開設を行う。

(イ) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

市は、避難行動要支援者の避難支援等に係る関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお、発生時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

また、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

(ウ) 避難所での生活環境整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

a 避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用のトイレの設置等を必要に応じて行う。

b 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

d 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

(エ) 在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

a 在宅者の訪問の実施

要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的訪問する体制を確立する。

b 物資の確保及び提供

必世に応じ日常生活に必要となる物資等を提供する。

c 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

d 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の対応に応じた手段により提供する。

(オ) 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の

高い要配慮者から優先的に入居を進める。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、建設部）

(ア) 避難所での生活環境整備

要配慮者の避難所での生活環境を整備するため、市町村からの要請に基づき、必要な支援を行うとともに、市町村のみでの対応が困難な場合においては、自ら要配慮者のニーズの把握に努め、市町村と連携して必要な人員や物資の確保及び提供等を行うものとする。

(イ) 県立病院等における緊急受入等の実施

県立の病院、社会福祉施設、特別支援学校等においては、市町村等からの要請があった場合、要配慮者の緊急受入れ等について、当該病院・社会福祉施設・特別支援学校等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するものとする。

(ロ) 介護職員等の派遣体制の確保

社会福祉事業者等の管理者に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することなどにより介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

(エ) 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、市町村と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進めるものとする。

ウ 【関係機関等が実施する対策】

(ア) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難行動要支援者の避難支援等に携わる者として定められた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、市から予め提供された名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うこととする。

なお、災害時において市から予め提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努めるものとする。

(イ) 医療機関・社会福祉施設等における受入の推進

福祉避難所(室)や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受入れ等について、市町村から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

(ロ) 医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等要配慮者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させる。

2 広域相互応援体制の確立

(1) 基本方針

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一時的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、収容等が集

中的に必要になることが考えられる。

このような場合、市町村の区域を越えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難収容活動を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】

要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市の区域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力する。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、県民文化部、健康福祉部）

県は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市町村から応援要請があった場合、人員、資機材及び避難所等について広域的な調整を行うものとする。

ウ 【関係機関等が実施する活動】

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、県・市町村等から要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難所等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努めるものとする。

第10節 緊急輸送活動

第1 基本方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送を確保する。

また、緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人命救助 ・ 火災等の災害拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1段階の続行) ・ 食料、水、燃料等の輸送 ・ 被災者の救出搬送 ・ 応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1・2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資の輸送

なお、県は、基本的に物資の輸送は市町村からの要請に基づき行われるが、市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たず、被災市町村に対する物資を確保し、輸送する。

第2 主な活動

- 1 緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部が行う。
- 2 被災状況をただちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して緊急交通路を確保する。
- 3 県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両等の確認事務を行う。
- 4 主要道路を優先した応急復旧活動を行うとともに、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。
- 5 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。
- 6 支援物資の集積と各避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

第3 活動の内容

1 緊急輸送の調整

(1) 基本方針

交通の確保は、災害応急対策の成否に係わる重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものであるため、各機関と協議のうえ、災害対策本部が必要な調整を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部、産業経済部）

(ア) 道路管理者に対し、道路の被災状況及び復旧見込み等に関する報告を求める。

(イ) 関係機関等に対し、交通規制、応急復旧、交通手段確保等に関する必要な要請、依頼等の調整を行う。

2 緊急交通路確保のための交通規制

(1) 基本方針

県公安委員会は、大規模な地震による災害が発生した場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合において、応急対策活動のため緊急交通路を確保する必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を実施する。

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画 第10節 緊急輸送活動

この場合、原則として、あらかじめ定めた「緊急交通路交通規制対象予定道路」から、被災の範囲や被災状況に応じて緊急交通路として指定し、広域、外周、被災地域の段階的交通規制により、緊急通行車両の通行を確保するものとし、被災直後は、被災地域における被災者の救助等の緊急車両の通行を最優先とした区域交通規制を実施する。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する対策】（警察本部）

- (ア) 発災時は、緊急交通路確保のため、警察、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否判断する。
- (イ) 県公安委員会は、県内又は隣接県において災害が発生して緊急交通路を確保する必要があると認める場合は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両等以外の車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。
- (ウ) 交通規制課は隣接県からの車両流入防止のため、隣接県との事前協定に基づいて関係隣接県警察の交通規制を要請する。
- (エ) 高速道路交通警察隊長及び警察署長は、地震発生後直ちに、警察本部長が定める長野県大震災警備要綱に基づき、交通規制対象交差点及び交通検問所等に警察官を配置し、次の交通規制を実施する。
 - a 被災地域内の一般車両通行禁止の交通規制
 - b 被災地域外周の地域緊急規制対象道路における被災地域への流入禁止の交通規制
 - c 高速道路における一般車両の被災地方面への流入禁止規制とインターチェンジにおける必要な制限等
- (オ) 交通規制等に当たって必要がある場合は、あらかじめ締結した協定に基づき、（一社）長野県警備業協会に協力を求める。

イ 【警察管、自衛官及び消防吏員の措置命令等】

- (ア) 警察官は、緊急通行車両等の通行確保のため、緊急通行車両等の通行の妨げとなる車両他の物件（以下[物件等]という）の移動、破損等の措置命令又は強制措置を行う。
- (イ) 警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、(ア)の措置をとるものとする。

3 緊急交通路確保のための応急復旧

(1) 基本方針

県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次確保路線から順次応急復旧を推進するものとし、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保する。

また、応急復旧にあたっては各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できる限り早期の緊急交通路確保に留意する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、産業経済部）

- (ア) この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。
- (イ) 緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等指定道路に代わるべき道路について

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画 第10節 緊急輸送活動

て確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請する。

- (ウ) 被害状況を的確に把握し、輸送ルートを決定する。
- (エ) 各道路管理者との連絡調整を密に行う。
- (オ) 建設業協会に応急対策の協力を依頼する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 県管理道路の緊急交通路確保のため、警察、消防、地元市町村等と連携をとり、必要な交通規制を実施する。（建設部）
- (イ) 県は、応急対策を実施するための緊急交通路を確保するため、県管理道路の機能確保を図る。また、県管理道路以外の道路についても、当該道路管理者の要請に基づき、可能な範囲で応援する。なお、県管理道路の応急復旧対策について応援を必要とするときは、関係機関に応援を要請する。（建設部）
- (ロ) 具体的な復旧作業については、建設業協会等との間に締結した協定に基づき、応急復旧を実施する。
また、復旧状況については、速やかに県災害対策本部に報告又は通報する。（建設部）
- (ハ) あらかじめ指定した緊急交通路が被災して通行不能の場合は、活用できる林道について、林道管理者の要請に基づき、被害状況、二次災害の危険性、応急工事の内容等を速やかに調査し、林道管理者に取るべき措置を指導する。（林務部）
- (ニ) あらかじめ指定した緊急交通路が被災して通行不能の場合は、広域農道を始めとした基幹農道等について関係者と協議し、市町村が行う復旧作業を支援する。（農政部）
- (ホ) 信号機の倒壊や故障が発生した場合、信号機施行業者との連携による緊急補修や移動式信号機の設置を行うとともに、滅灯信号機については可搬式発動機により速やかな電源確保を行う。（警察本部）
- (ヘ) 道路標識の倒壊や損壊に対しては、重要な標識から優先して、補修や移動式標識の設置による応急対策を実施する。（警察本部）

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 直轄国道について、ただちに被災状況を把握するとともに、被災箇所については速やかに応急復旧を行う。（地方整備局）
- (イ) 高速道路は、隣接県等との輸送確保上、最も重要な幹線道路であることから、状況をただちに把握するとともに、建設業各団体等に対して協力を求め、速やかな応急復旧を行う。（中日本高速道路㈱）
- (ロ) 国有林林道の被災状況の早急な把握に努めるとともに、緊急交通路の使用不能等により市、県の要請に基づき、代替路として利用する国有林林道の速やかな応急復旧及び安全通行の確保に努める。（中部森林管理局）

4 緊急通行車両等確認事務

(1) 基本方針

災害応急対策を円滑・迅速に実施するためには、対策用車両が優先して通行できる交通規制を速やかに実施することが重要であるが、その前提として、一般車両と応急対策用車両を区別するために、緊急通行車両等であることの確認を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部、産業経済部、都市建設部）

緊急通行車両等の事前届出を行った車両は届出済証を提出する。それ以外は、緊急通行車両確認

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画 第10節 緊急輸送活動

申請書を提出し、確認標章及び証明書の交付を受ける。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、警察本部）

(7) 確認事務手続

緊急通行車両等の確認事務は、県（知事）及び県警察（公安委員会）において行う。

(4) 事前届出車両の取扱い

「緊急通行車両等事前届出済証」「規制除外車両事前届出済証」を所有している車両に対する手続は、県及び県警察（警察本部交通規制課、警察署、検問所等）において行う。

5 輸送手段の確保

(1) 基本方針

災害時の輸送は、緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部、都市建設部）

(7) 自ら輸送力の確保に努めるものとし、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、ただちに県に対して調達を要請する。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できる限り詳細を連絡する。

(4) 道路輸送、鉄道輸送、空輸等それぞれの方法において、的確な輸送ができるよう関係機関と連絡調整するとともに協定を結んでおく。

イ 【県が実施する対策】

(7) 市からの要請に基づき、ヘリコプターの迅速な運用を図るものとする。

この場合、輸送物資等の内容、数量、輸送場所、ヘリポートの位置、天候等に関する事項をできる限り詳細に連絡するものとする。（危機管理部）

(4) 市からの要請に基づき、各輸送関係機関に対して協力を要請するものとする。（危機管理部）

(9) 市からの要請に基づき、JR各社に対して協力を要請するものとする。（危機管理部）

(5) 被災市町村からの要求を待つとまがないと認められるときは、要求を待たず、被災市町村に対する物資を確保し、輸送するものとする。（危機管理部）

(6) 県庁内各部局と連絡調整し、それぞれが管理する車両の中から、長野県災害対策本部員の活動に要する車両を確保するものとする。（総務部）

(8) 緊急輸送を実施するため必要に応じて（公社）長野県トラック協会に対して「緊急救護輸送に関する協定書」に基づき応援を要請するものとする。（危機管理部）

(10) 緊急輸送を実施するため必要に応じて赤帽長野県軽自動車運送協同組合に対して「災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定」に基づき応援を要請するものとする。

（危機管理部）

(7) 長野県石油商業組合に対して「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づき、緊急車両への優先給油を要請するものとする。（危機管理部、産業労働部）

ウ 【関係機関が実施する対策】（自衛隊、北陸信越運輸局、（公社）長野県トラック協会、（公社）長野県バス協会、（一社）長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会）

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画 第10節 緊急輸送活動

- (7) ヘリコプター運航機関は、要請に基づいてただちに出勤の準備をするとともに、地上の支援体制等について必要な措置を依頼するものとする。（自衛隊等）
- (イ) 緊急車両調達に関する要請があった場合は、直ちに関係機関に対して協力を求めるものとする。（北陸信越運輸局）
- (ロ) 緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、必要に応じ、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行うものとする。（北陸信越運輸局）
- (エ) （公社）長野県トラック協会は、県等からの要請に基づき、次の事項を実施するものとする。
 - a 道路運送法第84条の輸送命令又は出勤要請があった場合は、速やかに県トラック協会内に災害対策本部を設置し、緊急救援物資輸送体制を確立する。
 - b 県下7地区において（北信、上小、佐久、諏訪、上伊那、下伊那、中信）において緊急輸送出動体制を組み、要請に基づき、緊急救援物資輸送隊を編成して出勤する。
 - c 輸送にあたっては、積み下ろしのための人員等について、要請機関と密接に連携する。
 - d 広域的な災害については、（公社）全日本トラック協会、各県トラック協会、（一社）全国霊柩車自動車協会との連携により対応する。
- (オ) 北陸信越運輸局から要請を受けた（社）長野県バス協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。
- (カ) 北陸信越運輸局から要請を受けた（一社）長野県タクシー協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。
- (キ) 赤帽長野県軽自動車運送協同組合は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食糧、生活必需品等の輸送協力を実施するものとする。
- (ク) （公社）長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、長野県災害対策本部室「物資調整担当」において物資輸送に関する調整をおこなうものとする。

6 輸送拠点の確保

(1) 基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点にいったん集積し、各避難所ごとに分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部、教育委員会、都市建設部）

(ア) 救援物資輸送拠点及びヘリポート

拠点施設	名 称	住 所
物資輸送拠点	茅野市運動公園体育館	玉川500番地
ヘリポート	茅野市運動公園陸上競技場	〃

- (イ) 輸送拠点の運営にあたっては、県及び近隣市町村と綿密に連携する。
- (ロ) 各避難所での必要物資については、輸送拠点と連携を密にする。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 各市町村が定める輸送拠点内から、被災状況に応じて必要な輸送拠点を指定し、関係各機関に徹底する。指定にあたっては、被災市町村における応急対策のための業務量を考慮し、関係市町村と協議のうえ、原則としてその外周市町村を指定するものとする。（危機管理部）

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画 第10節 緊急輸送活動

(イ) 警察署及び各市町村と協議の上、緊急交通路との連絡道路について、交通規制を実施するものとする。（警察本部）

ウ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食料、生活必需品等の保管等の倉庫による保管協力を実施するものとする。

第11節 障害物の処理活動

第1 基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件などによる交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。また、障害物の集積、処分にあたっては、その集積場所の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるよう措置する必要がある。

第2 主な活動

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として、障害となる物件の所有者又は管理者が行う。
- 2 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第3 活動の内容

1 障害物除去処理

(1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部、産業経済部、企画総務部）

(ア) 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(イ) 応援協力体制

a 市に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

b 市での実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

イ 【県が実施する対策】（各部局）

(ア) 実施機関

a 県管理の道路施設上の障害物の除去は、建設部が警察本部等関係部局の協力を得て行う。

b その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その所有者又は管理者が行う。

(イ) 障害物除去の方法

a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。

b 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

c 緊急交通路の障害物を確認するため、発災と同時に当該緊急交通路を通行止めとする。（警察本部）

d 交通障害の早期把握のため、先遣隊を派遣する。（警察本部）

- e 障害物の除去のため、レッカー車、クレーン車による出動要請を行う。（警察本部）
- f 障害物排除用車両誘導のため、パトカー等による誘導を行う。（警察本部）
- g 障害物除去のため、放置物件等を保管場所へ移送、保管する。（警察本部）
- (ウ) 必要な資機材等の整備
 - a 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。
 - b 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、除去作業現場とする。
- (エ) 応援協力体制
 - a 緊急輸送路として確保すべき農林道上の障害物については、速やかに除去されるよう市町村を支援する。（農政部、林務部）
 - b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

ウ 【関係機関が実施する対策】（各機関）

- (ア) 実施機関
 - 自己の所有又は管理する障害物（工作物を含む。）の除去は、その者が行う。
- (イ) 障害物除去の方法
 - 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないように配慮して行う。
- (ウ) 必要な資機材等の整備
 - 障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てる。
- (エ) 応援協力体制
 - a 各機関限りで実施困難のときは、市長に応援協力を要請する。
 - b 市等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

2 除去障害物の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部、産業経済部、市民環境部）

- (ア) 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- (イ) 応援協力体制
 - a 市に所在する各関係機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。
 - b 市のみでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

イ 【県が実施する対策】（各部局）

- (ア) 実施計画
 - a 県管理の道路施設上の障害物に係る集積は建設部が行い、処分は環境部等関係部局の協力を得て、その所有者又は管理者が行う。
 - b その他の施設、敷地内の障害物の集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。
- (イ) 障害物の集積、除去の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
 - b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
 - c 放置車両、被災車両等放置物件は、保管場所へ移送、保管する。（警察本部）
- (ウ) 必要な資機材等の整備
- a 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。
 - b 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材の集積場所又は要員の集合場所は、集積又は処分作業現場とする。
- (エ) 障害物の集積場所
- それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。
- なお、災害の状況によっては、河川敷、緑地帯等を一時使用する。
- a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
 - b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
 - c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
 - d 広域避難地として指定された場所以外の場所
- (オ) 応援協力体制
- 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

ウ 【関係機関が実施する対策】（各機関）

- (ア) 実施機関
- 各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行うものとする。
- (イ) 障害物の集積、処分の方法
- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
 - b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (ウ) 必要な資機材等の整備
- 障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。
- (エ) 障害物の集積場所
- それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。
- a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
 - b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
 - c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
 - d 広域避難地として指定された場所以外の場所
- (オ) 応援協力体制
- a 各機関限りで実施困難のときは、市町村長に応援協力を要請するものとする。
 - b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

第12節 避難収容及び情報提供活動

第1 基本方針

災害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係わる的確な応急対策の計画作成をしておく。

その際、要配慮者についても十分考慮する。

また、土砂災害危険箇所内に所在している要配慮者利用施設に対しては、避難準備情報の提供や、避難指示、避難勧告、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、十分配慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 避難準備情報の提供、避難勧告、避難指示の実施者は適切に実施を行い、速やかにその内容を市民に周知する。
- 2 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 市は避難者のために避難所の開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 市及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 市、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報提供を行う。

第3 活動の内容

1 避難準備情報、避難の勧告及び指示

(1) 基本方針

災害から、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められた場合には、平成22年6月作成の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」により、市民に対し避難準備情報の伝達、避難勧告または避難指示を行う。

避難準備情報を伝達する者、避難勧告、避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を市民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

(2) 実施計画

ア 実施事項及び実施機関

実施事項	実施責任者	災害の種類	根拠法
避難勧告	市長	災害全般	災害対策基本法第60条
避難指示	市長	災害全般	災害対策基本法第60条
〃	水防管理者	洪水	水防法第29条

〃	知事又はその命を受けた吏員	洪水及び地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
〃	警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条 災害対策基本法第61条
〃	自衛官	災害全般	自衛隊法第94条
避難所の開設等	市長		

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。

イ 避難準備情報、避難勧告、避難指示の意味

○「避難準備情報」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般市民に対して避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

○「避難勧告」

その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。

○「避難指示」

被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

ウ 避難指示、避難勧告、避難準備情報及び報告、通知等

(ア) 市長（本部長）及び消防機関の長の行う措置

a 避難指示、避難勧告（災害対策基本法第60条）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示、避難勧告を行う。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示する。

(a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断された場合

(b) 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域

(c) 県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所、長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を越えている地域）

(d) 県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫

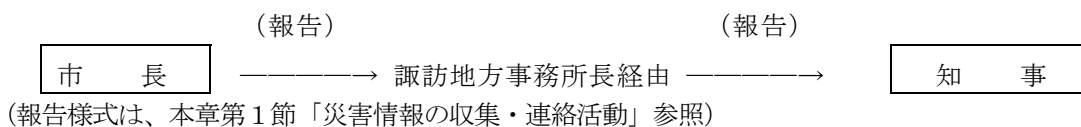
発生情報)が発表され、避難を要すると判断される地域

- (e) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
- (f) 河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水の恐れがある地域
- (g) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- (h) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- (i) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- (j) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (k) 避難路の断たれる危険のある地域
- (l) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (m) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 避難準備情報

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記 a の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報を伝達するものとする。

c 報告（災害対策基本法第60条等）



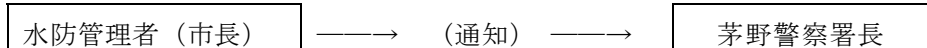
※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者の行う措置

a 指示（水防法第29条）

水防管理者は、洪水の氾濫等により危険が切迫していると認めたときは、その地域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

b 通知等（水防法第29条）



(ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置

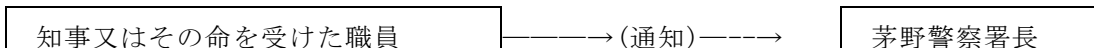
a 洪水のための指示（水防法第29条）

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示（地すべり防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

c 通知



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

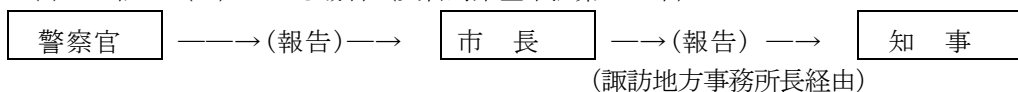
二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示、誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

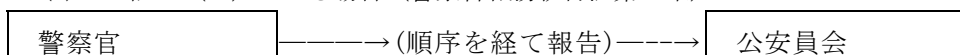
- (a) 市民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- (b) 市関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
- (c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。
この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。
- (d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。
- (e) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- (f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- (g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- (h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- (i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

- (a) 上記 a (c) による場合（災害対策基本法第61条）



- (b) 上記 a (d) による場合（警察官職務執行法第4条）

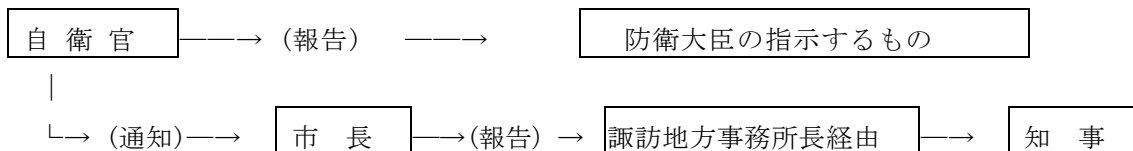


(オ) 自衛官の行う措置（自衛隊法第83条）

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場に行かない場合に限り「前記(エ)a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告（自衛隊法第94条）



エ 避難指示、避難勧告の時期

大規模災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、がけ崩れ等により広域的人命の危険が予測される場合、その他市民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

オ 避難指示、避難勧告、避難準備情報の内容

避難勧告、避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備情報の伝達も同様とする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 指定緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 市民のとりべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 市民への周知

- (ア) 避難勧告、避難指示、避難準備情報を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じ又は直接市民に対し周知する。
避難の必要がなくなった場合も同様とする。
特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。
- (イ) 市長は、市長以外の指示者、市民と関係している隣接の市町村長等と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- (ウ) 市長は、災害による危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておく。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。
県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。
要請を受けた放送機関は危険区域の市民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。
- (オ) 市及び県は、市防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

キ 避難行動要支援者の状況把握 及び避難支援

市及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

ク 市有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

- (ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命

及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

- (イ) 避難指示、避難勧告、避難準備情報は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

- (ア) 市長、市職員（災害対策基本法第63条）
(イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）
(ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
(エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
(オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項－市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

- (ア) 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の市民の保護を図ろうとするものである。
(イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
(ウ) 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び市民にその内容を周知する。

エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示、避難勧告を行ったものは人命の安全を第一に混乱避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

(2) 実施計画

ア 【避難指示及び避難勧告の実施機関が実施する対策】（全市部局）

(ア) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先

する。

(イ) 誘導の方法

- a 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。
- b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。
- e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
- f 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により、自力により立ち退くことが困難な者については、市長が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

- g 市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。
- h 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は、諏訪地方事務所を經由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は自衛隊の出勤を求める等適切な処置を行う。
市は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施する。
- i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。
- j 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

(ウ) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たつての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

イ 【市民が実施する計画】

(ア) 要避難地区で避難を要する場合

市民等は、避難誘導員の指示に従い、電気ブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。

この場合にあつては携行品は、食料、日用品等必要最小限とする。

(イ) 任意避難地区で避難を要する場合

市民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止の措置をとつた後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。

この場合にあつては携行品は食料、日用品等必要最小限とする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

市は、収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部、教育委員会、健康福祉部）

- (ア) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設する。

また、指定施設が利用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。

この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。

- (イ) 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を開設する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- (ロ) 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。
- (エ) 避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるよう努める。
 - a 避難者
 - b 市民
 - c 自主防災組織
 - d 他の地方公共団体
 - e ボランティア
- (オ) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (カ) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。
- (キ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。
- (ク) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (ケ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (コ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (サ) 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
 - a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等、の整備を行う。
 - b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
 - c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
 - (a) 介護職員等の派遣
 - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ。
 - d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による

巡回健康相談等を実施する。

- e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。
- (シ) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難をきたした場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
- (ス) 教育委員会及び学校長は、次に定めるところにより、市の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行う。
 - a 学校等が避難所となった場合、施設管理者は、できるだけ速やかに避難所として開放する。そのため、夜間や休校、休園日の災害発生に備え、開錠の方法や、職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所について優先順位等を定めておく。
 - b 施設管理者は、避難所の運営について、必要に応じ市に協力する。なお、市の避難所担当職員が配置されるまでの間の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。
 - c 幼児及び児童生徒が在学時に災害が発生し、避難所として利用される場合は、施設管理者は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報、指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。
- (セ) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 避難所の運営について必要に応じ市に協力する。
- (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等は、入居者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等救護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、市の災害対策本部並びに日本赤十字茅野市地区と連携をとり、被災者救援に協力する。
 - a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供をする。
 - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
- (エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、市に提供するものとする。

ウ 【市民が実施する対策】

避難所の管理運営について市の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

5 広域的な避難を要する場合の活動

(1) 基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】

- (ア) 被害が甚大で市域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。
- (イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。
- (ウ) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- (エ) 避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- (オ) 居住地以外の市町村に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

イ【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 必要に応じて、避難先の調整、移送ルートの調整を行うものとする。
- (イ) 被害が甚大で県域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、広域応援協定締結都県市又は国の非常本部等に支援を要請するものとする。
- (ウ) 居住地以外の市町村に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。
- (エ) 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、運送すべき人、並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

6 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう市及び県は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

【市が実施する対策】（都市建設部）

- (ア) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。
 - a 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流出戸数以内で被災者が居住に必要な

戸数とする。

- b 応急仮設住宅の建設のため、市有地又は私有地を提供する。
- c 被災者の状況調査を行い、入居者決定の協力を行う。
- d 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
- (e) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村へ情報提供を行う。
- (f) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
- (g) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

7 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供できるよう努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（企画総務部）

- (ア) 市は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。
- (イ) 市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- (ウ) 市は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (エ) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

イ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
- (イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

- (ウ) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

第13節 孤立地域対策活動

第1 基本方針

災害発生時の孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。このための災害応急対策は、

- 1 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
- 2 緊急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保
の優先順位をもってあたる。

第2 主な活動

- 1 孤立予想地域に対しては各関係機関等と連絡をとって、孤立の有無を確認するとともに、被害状況の把握に務める。
- 2 交通の途絶地域に対しては、県と連絡調整を図り、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機等の配置を検討するほか、職員を派遣等、通信手段の確保に務める。
- 4 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。
- 5 迂回路確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第3 活動の内容

1 孤立実態の把握対策

(1) 基本方針

すべての応急対策は、被害実態の把握から始まる。通信途絶については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平素からの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部）

(ア) 孤立予想地域に対し、N T T回線及び防災無線等を活用し、孤立状況の確認を行う。

(イ) 孤立状況及び被害の概要について、情報収集を行うとともに、県に対して直ちに報告する。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

市町村における孤立状況を直ちに調査する

2 救助・救出対策

(1) 基本方針

災害発生時には、人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域から救出活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部、健康福祉部）

- (ア) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県へ速報する。
- (イ) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- (ウ) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。
- (エ) 孤立地域内の災害時要援護者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、被難場所の有無等について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を推進する。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 市町村からの要請に備え、ヘリコプターの出動体制を確立する。
- (イ) 市町村に対し、ヘリポート及び要員の確保について指示する。
- (ウ) 負傷者等の搬送の場合は、着陸地を管轄する市町村と連携し、救急車及び収容先病院に関する手配について指示する。
- (エ) 孤立状態から救出すべき災害時要援護者及び観光客等については、市町村の要請に基づき、早期に救出できるよう手配する。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

N T T回線が不通となった場合、防災行政無線を携帯した職員を現地に派遣し、情報の収集を図る。また、関係機関と協力し早急な情報伝達回線の確保を行うものとする。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部）

職員の派遣、防災行政無線、消防無線等による中継、アマチュア無線及び衛星携帯電話等の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 電気通信事業者に対し、携帯電話等の可搬型無線機の臨時配置について協力を求める。（危機管理部）
- (イ) アマチュア無線による災害時の応援に関する協定に基づき、日本アマチュア無線連盟長野県支部に対して、情報の伝達について協力を求める。（危機管理部）
- (ウ) 警察は、孤立地域へ警察無線機等を携帯した警察官を派遣する等の対策を検討する。

イ 【関係機関が実施する対策】（東日本電信電話（株）長野支店）

- (ア) 携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。
- (イ) 避難場所等に、デジタル衛星車載局、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、特設公衆電話を設置する。

ウ 【市民が実施する対策】

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、市との連絡確保に自ら務める。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

(1) 基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部、企画総務部）

迂回路による輸送の確保に務めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 市町村からの要請に基づき、各種ヘリコプターの手配、調整を行う。
- (イ) 市町村からの要請に基づき、陸上輸送力の確保について手配する。

ウ 【市民が実施する対策】

- (ア) 孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力しあう。
- (イ) 市民自らも、隣接地域及び市との連絡確保に努める。

5 道路の応急復旧活動

(1) 基本方針

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路をまず確保する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部、産業経済部）

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

イ 【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 孤立地域に通ずる県管理道路については、速やかな復旧に努めるものとする。
- (イ) 市町村が行う応急復旧活動に関し、要請に基づいて、被害状況、二次災害の危険性、応急工事の内容等を速やかに調整し、道路管理者の取るべき措置について指導する。

ウ 【関係機関が実施する対策】

道路管理の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置等の応急工事を早急に実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行う。

第14節 食料品等の調達・供給活動

第1 基本方針

災害発生後は、被災地の状況をいち早く把握し、被災者へより早く食料品等を調達・供給する必要がある。食料品は、各家庭における備蓄及び市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとするが、まかなえない場合は、応援協定市、県、関係団体等との協定に基づいて、食料品等の調達供給活動を行うとともに、仕分け、運搬、炊き出し作業等に民間ボランティア等の協力を得られるようにする。

第2 主な活動

- 1 災害の規模等により、必要量の食料が供給できない場合は、応援協定締結市、近隣市町村及び県等に要請する。
- 2 備蓄、協定等により調達した食料を速やかに供給する。

第3 活動の内容

1 食料品等の調達

(1) 基本方針

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料により対応する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

(ア) 自らの備蓄により必要量を満たせない場合は、近隣市町村及び県（諏訪地方事務所長）に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行う。

a 米穀の市内調達

市内における米穀等の調達先については、市内食糧販売店を優先する。

b 副食及び調味料の調達

副食及び調味料は、配給限度数量との関係において、市長が必要と認める数量を応急配給を必要とする人数、日数等に応じて、調達するものとし、調達先は、「副食類販売店一覧表」のとおりとする。

c 食料供給に必要なその他の物資の調達

食品の加工及び輸送等に必要な物資の調達については、調達先数量等を定め、食料の給与が迅速かつ能率的に行われるよう実施する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 諏訪地方事務所長は災害発生時に、管内市町村からの備蓄食料の供給要請に備え、品目別に数量を確認するとともに、要請があった場合、当該地方事務所の備蓄食

料の供給を行う。また、供給した食料の種類及び数量を危機管理部長あて報告する。なお、市町村からの要請量が諏訪地方事務所の備蓄量を上回る場合は、諏訪地方事務所長は危機管理部長に必要量を報告し、危機管理部長は他の地方事務所に備蓄食料の供給を依頼する。（危機管理部）

- (イ) 市からの食料の要請量が県の備蓄により供給できない場合は、必要に応じて、隣接県に対してあらかじめ締結された協定に基づいて食料の供給を要請する。（危機管理部）
- (ウ) 長野県生活協同組合連合会との協定に基づき食料の供給を要請する。（県民文化部）
- (エ) 市町村の要請に基づき、協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸商業協同組合、諏訪市卸商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、長野県商店会連合会、（一社）長野県LPガス協会との協定に基づき食料の供給を要請する。（産業労働部）
- (オ) 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第10の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき、農林水産省に災害救助用米穀の供給を要請する。（農政部）
- (カ) 「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」により県内外の米穀販売事業者に応急米穀の供給を要請する。（農政部）
- (キ) 長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部との協定に基づき食料の供給を要請する。（農政部）
- (ク) 株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート及び株式会社サークルKサンクスとの協定に基づき食料の供給を要請する。（農政部）
- (ケ) 上記(ウ)、(エ)、(キ)及び(ク)については、発災後適切な時期に、調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認する。（生活環境部、商工労働部、農政部）
- (コ) 上記(ア)、(イ)については、保健福祉事務所管理栄養士の協力を得て、様々な状況の被災者のニーズに対応できるよう配慮する。（危機管理部、健康福祉部）

ウ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 農林水産省
農林水産省は、知事又は市町村長からの政府所有米穀の緊急引渡要請を踏まえ、災害救助用米穀の引渡しを行う。
- (イ) 米穀販売事業者
「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取扱いに関する協定書」に基づき供給を行うものとする。
- (ウ) 卸売市場業者
生鮮農畜水産物について、被災住民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対しその他の市場から優先的な供給を行うものとする。

2 食料品等の供給

(1) 基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給するため、各機関は被災地の状況をいち早く把握し、連携を取り合って活動し、また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

(ア) 市は、災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず市の備蓄食料の供給を行う。

(イ) 市は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、応援協定市町村、近隣市町村及び県（地方事務所長）、協定関係団体等に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行い、調達した食料を被災者等に対して供給する。

(ウ) 食料の供給活動に際しては、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施する。

イ 【関係機関が実施する対策】（日本赤十字社長野県支部）

市が実施する計画の災害対策本部ならびに当該日赤地区・分区と連携を取り、赤十字奉仕団等の労力を提供し炊き出し等、被災者援護に協力する。

ウ 【市民が実施する対策】

市民は、手持ちの食糧を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう務める。

3 炊き出し

a 炊き出し対象

(a) 避難所に收容されたもの

(b) 家屋が全半壊（焼）、流出又は床上床下浸水等により通常の炊事ができないもの。

(c) 災害地の応急対策に従事するもの

(d) その他炊き出しによる食品の給与が必要と認められるとき。

b 炊き出し予定場所

(a) 避難所に收容された者に対しては、原則として被災者が避難した避難所とする。

(b) その他の場合にあつては、被災者の利便及び輸送等の条件を考慮して決定する。

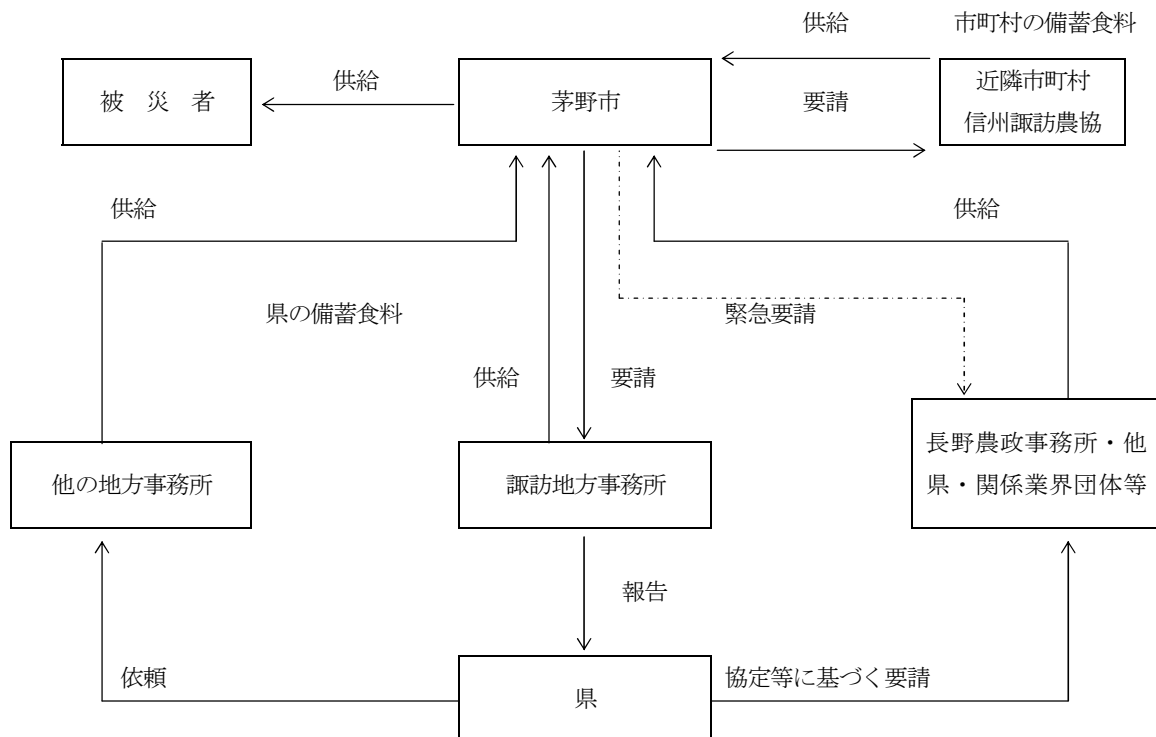
c 炊き出し協力機関等

炊き出し実施に当たっては、自主防災組織、区・自治会、日赤奉仕団、婦人会等の協力を得て行う。

(応急用米穀の供給基準)

配給対象	精米必要量
1 被災者に対して炊き出し等による給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米200グラム
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米300グラム

〈食料の調達供給〉



-----は、関東農政局松本地域センター 次長等に対する緊急要請

第15節 飲料水の調達・供給活動

第1 基本方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、市で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、市において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により市での給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、他市町村からの応援給水を受ける。

第2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。
- 2 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

第3 活動の内容

1 飲料水の調達

(1) 基本方針

飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等ろ水器を設置し確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。

市で水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策計画】（都市建設部、企画総務部）

- (ア) 水源等の被災状況を点検、確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。
なお、水質の保全には注意を払う。
- (イ) 当市で対応が困難な場合は、支援要請を行う。

要請先	要請方法
長野県水道協議会	都市建設部 から要請
相互応援協定市	企画総務部 総務班を通じて要請
県	企画総務部 総務班を通じて要請
近隣市町村	企画総務部 総務班を通じて要請
自衛隊	企画総務部 総務班を通じて要請

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 被害状況、飲料水・給水用具の確保状況等の情報収集を行う。(環境部)
- (イ) 被災の状況により、相互応援要綱等による調整及び必要に応じ国、他都道府県及び県内の他の業者へ応援要請を行う。(環境部)
- (ウ) 地方事務所長は災害発生時に、管内市町村からボトルウォーターの供給について要請があった場合、当該地方事務所のボトルウォーターの供給を行うとともに、供給数量を危機管理部長あてに報告する。なお、市町村からの要請量が当該地方事務所の備蓄量を上回る場合は、当該地方事務所は危機管理部長に必要量を報告し、危機管理部長は他の地方事務所にボトルウォーターの供給を依頼する。(危機管理部)

ウ 【施設管理者が実施する対策】

貯水槽、プール等の管理者は、特別な事情がある場合を除き、災害の発生に備えて常に貯水槽、プール等に湛水しておくように努める。

エ 【市民が実施する対策】

- (ア) ポリタンク等給水用具の確保を行う。

2 飲料水の供給

(1) 基本方針

断水世帯、避難所、病院等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。また、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

なお、必要十分な給水活動を実施し得ない場合は、指定避難所、救急医療機関、給食施設等に対する重点的な給水を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(都市建設部)

- (ア) 断水地域の把握等、情報の収集を行う。
- (イ) 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。
- (ウ) 給水用具及び車輛の確保を行う。
- (エ) 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、応急給水袋、パック詰め飲料水等により、1人1日3リットルを供給する。
- (オ) 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。
- (カ) 被災の状況により、当市のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。
- (キ) 復旧作業に当たり、指定店等との調整を行う。
- (ク) 市民に対し、防災行政無線、広報車等により、飲料水の供給に関すること、及び井戸水の利用、広報の補助等の協力依頼等の広報活動を行う。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 断水地域の把握等、情報の収集・提供を行う。
- (イ) 感染症の発生を未然に防止するため、飲料水の供給について市町村に指導する。
- (ウ) 相互応援要綱等による連絡調整を行うほか、他都道府県からの応援が必要な場合は、厚生労働省等に要請を行う。

第16節 生活必需品の調達・供給活動

第1 基本方針

災害発生後、市民の避難所での生活必需品は、基本的には市が備蓄分を供給するが、被害状況に応じて県、協定市町村に要請する。このため、必要な生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、避難行動要支援者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 被害状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、迅速に生活必需品の調達・供給を行い、市で調達できないものについては県への協力を要請する。
- 2 県においては、要請された生活必需品の調達・供給の迅速な対応を行う。

第3 活動の内容

1 生活必需品の調達

(1) 基本方針

市及び関係機関は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の数量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の調達・確保に努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部、健康福祉部、産業経済部）

- (ア) 災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の品名、数量、運搬場所等の調査を実施する。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の要配慮者については、介護用品、育児用品等、その態様に応じた生活必需品の調達、確保に十分配慮する。

(主な給付生活必需品)

種 別	品 目
寝具	タオルケット、毛布等
衣類	下着、靴下、作業着等
炊事道具	なべ、包丁、卓上コンロ等
身の回り品	タオル、生理用品、紙おむつ等
食器等	はし、茶碗、ほ乳ビン等
日用品	石鹼、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
光熱材料等	マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等
その他	防水シート

各種目については、それぞれの被害状況に応じ、現に必要とするものを選定して支給する。

- (イ) 会計班長は、要望に基づき市内業者より調達する。
- (ウ) 市単独で調達できないものは、あらかじめ生活物資取扱事業者との協定に基づき調達するほか、県、応援協定市町村等へ要請する。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部）

市からの要請に備え、県内流通業者、長野県生活協同組合連合会、長野県農業協同組合中央会等の協定先に、発災後適切な時期に調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認し、市から要請のあった場合、生活必需品の調達を図る。特に、要配慮者については、介護用品、育児用品等避難生活の態様に応じた生活必需品の調達・確保に十分配慮する。

2 生活必需品の供給

(1) 基本方針

調達・確保した生活必需品等を被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部、健康福祉部、産業経済部）

生活必需品の充足状況を的確把握し、必要に応じボランティア団体等の協力を得ながら計画的な配給配送を行う。

特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等の要配慮者については、供給・分配について優先的に行う。

(ア) 救助物資配分計画表の作成

配分する救助物資については、市で把握した被災者により、世帯構成員別被害状況表（救助法様式13号）及び物資購入（配分）計画表（救助法様式14号）を作成し実施の適正を図る。なお、物資購入（配分）計画表の限度額は、それぞれの物資の購入価格によるものとし、「災害救助法による救助実施要領の基準」に定める費用の限度額の範囲で行う。

(イ) 配分方法

物資購入（配分）計画表に基づき調達された物資は、各世帯別に包装（世帯主氏名記入）、区・自治会別に分類し、区・自治会役員の協力を得て、当該区（区長・自治会長宅又は区・自治会が指定する場所）へ配分するものとし、避難所の避難者に対しては、農林班が該当地へ配分する。なお、区・自治会並びに避難所への配分にあたっては、それぞれの責任者に交付する。

(ウ) 配分期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、物資の調達が困難な場合等、期

間後も継続する必要がある場合は本部長が別に定める。また、災害救助法が適用された場合は、同法に基づき県本部に期間延長について次の事項を電話で連絡し、後日正式に書面で申請する。（申請事項）

- a 延長の期間
- b 延長する期間
- c 延長する理由
- d その他（延長を要する地域ごとの人員）

(エ) 生活必需品の輸送方法

被服、寝具その他生活必需品の調達輸送は、業者が指定場所へ配達することを原則とする。また、被災地帯への物資配分のため自動車等の輸送が必要となった場合は、輸送計画に基づき要請する。（義援物資も含む）

(オ) 作業員雇用方法

労力に不足を生じた場合は、労務供給計画に基づき、作業員の雇用について申請する。

(カ) 供給対象者

- a 住家を滅失したもの
- b 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの
- c 住家が床上浸水、土砂の体制等により一時的に居住することができない状態となったもの
- d その他本部長が必要と認めるとき

(キ) 供給物資

災害予防計画「生活必需品の調達」の給付種目による。

(ク) 集積場所

茅野市運動公園総合体育館に集積する。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部）

市町村の要請に基づき、迅速に供給する。

ウ 【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部茅野地区は、災害対策本部と連携をとり、赤十字防災ボランティア（赤十字奉仕団等）の労力を提供し、生活必需品の供給に協力する。

第17節 保健衛生、感染症予防活動

第1 基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置、まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。

第2 主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。

また、被災者の食料確保状況を把握し、栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる

- 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時には衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を行う。

また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。

第3 活動の内容

- 1 保健衛生活動

- (1) 基本方針

災害発生直後より、被災地、避難所等に保健師、管理栄養士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。

また、被災世帯、避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食料衛生管理に必要な措置を講ずる。

- (2) 実施計画

- ア 【市が実施する対策】（教育委員会、健康福祉部）

- (ア) 被災者の避難状況を把握し、保健所の置かれる地方衛生班に報告するものとする。

- (イ) 被災者の健康を確保するために、避難所の整備に努め、健康相談を行うものとする。

- (ウ) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について、県に対し報告し、集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進するものとする。

- (エ) 保健師等の巡回等による健康管理、衛生管理、感染症及び食中毒防止対策

保健師及び栄養士が、当該地域の避難所及び福祉避難所等を巡回して避難住民及び災害復旧に従事する者等の健康相談・指導及び栄養指導を行う。また、避難所及び保健衛生管理、感染症及び食中毒の防止に努める。実施の時点は、発災後72時間以内とする。

- (オ) 医師による健康診断等

医療機関や交通手段が復旧しない等の場合、必要に応じて諏訪郡医師会に依頼して、集団による健康診断、治療及び予防接種を行う。この場合の実施の時点は、発災後1週間以内とする。

イ 【県が実施する対策】（健康福祉部）

- (ア) 被災者の健康管理のため、市町村と連携して衛生班による現地での健康指導等を行うとともに、健康相談、感染症の予防措置等保健衛生面での指導を行い、避難所及び福祉避難所における健康意識の向上に努める。
- (イ) 被災による精神的ショックや避難生活の長期化による精神的ストレス等に対応するため、市町村や医療関係者と連携し、必要に応じ精神科医師等の専門職員から成る心のケアチームを派遣するとともに、災害の規模、被災者の状況等に応じ、国に対して心のケアチームの派遣を要請する。
- (ウ) 要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。
- (エ) 安全かつ確実な食料の提供のために、市町村と連携して以下の対策を行う。
 - a 被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ栄養指導を行う。
 - b 炊き出しによる現場給食の栄養指導・食品衛生指導を行う。
 - c 給与食品（救護食品を含む）の栄養指導、保管場所、保管方法及び運搬方法の衛生指導を行う。
 - d 必要に応じ給与食品（救護食品を含む）の検査を行い、不良食品の排除に努める。
 - e 災害発生時の季節・気象状況に的確に対応した食品衛生指導を行う。
 - f 被災食品の措置を行う。
 - g 食品関係営業施設における被害食品の状況を調査し、食品衛生上の危害防止のため必要な措置を講じる。

ウ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 医師会等は行政との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努める。
- (イ) 看護協会等は行政との連携のもとに、被災地帯や避難所の救護・健康相談を行うよう努める。
- (ウ) 栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに、栄養指導・炊き出し等を行うよう努める。
- (エ) 関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備しておく。

エ 【市民が実施する対策】

- (ア) 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に務める。
- (イ) 市民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとして活動を行う。

2 感染症予防対策

(1) 基本方針

感染症予防対策の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、関係機関との連携のもとに衛生指導、健康調査などの感染症予防を行う。

なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者の医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（市民環境部・健康福祉部）

(ア) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時は迅速に対応する。

a 保健班長は、医師会、日赤奉仕団、環境自治会等の協力を得て感染症対策活動を実施する。

b 被害が甚大であり、かつ関係職員のみで感染症対策を実施することが不可能な場合には、諏訪保健所を通じて隣接市町村及び自衛隊の応援を要請して実施する。

c 感染症対策班等の編成及び組織

災害規模及び感染症地区の規模に対応する早期感染症対策を行うため必要に応じ感染症対策班、検病調査班、検水調査班を編成し、防疫対策を講ずる。

(a) 感染症対策防疫班は班長1名班員若干名をもって組織し、被害区域及び状況により増班して、重点地区の防疫にあたる。

(b) 検病調査班は、医師1名、看護師又は保健師1名、班員1名をもって組織し、必要班数を編成して、検病調査にあたる。

(c) 検水調査班は、班長1名、班員若干名をもって組織し、必要班数を編成して検水調査にあたる。

d 感染症対策活動の実施

災害の種別、規模に応じ保健所、医師会、環境自治会等と連携して、所要の措置を講ずるとともに、各家庭における感染症対策を徹底する。

(a) 感染症指導

- 清掃及び消毒方法の指導
- ねずみ族・昆虫等駆除地域の指示
- 立入り禁止及び通行禁止の指示
- 臨時予防接種の実施命令

(b) 消毒

- 浸水家屋、下水路及びその他不潔場所の消毒
- 避難場所の便所、その他不潔場所の消毒
- 感染病患者発生家屋の消毒（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する

法律)

- 災害状況により、ねずみ族・昆虫等の駆除

(c) 検病、検水調査

- 検病、検水調査の実施
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による健康診断の実施

(d) 臨時予防接種

予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を県(知事)の命令に応じ実施する。

(e) 各家庭における感染症対策の実施

- 各家庭における感染症対策及び注意事項の周知
- 感染症上必要な薬剤の給付及びあっせん

(f) 隔離

被災地等に感染症が発生し、又は保菌者が発見されたときの隔離収容措置を実施する。

(g) 感染症対策用資材、薬剤等の調達

感染症対策用資材、薬剤等の確保は、感染症対策用資機材調達先から調達して行う。

(h) 感染症発生を未然に防止するため、諏訪保健所及び関係機関と連携した感染症対策活動を行う。

また、避難所の施設管理者を通して衛生に関する自治組織を編成させ感染症予防のための指導をする。

(i) 関係団体の協力を得て、被害状況、感染症対策状況、災害感染症所要見込額を取りまとめるとともに、諏訪保健所長を経由して知事に報告する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には、迅速に対応する。

(イ) 災害時に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練(含む点検)、機材の確保を図り、被災時は機材の適切な指導について関係機関に対し指示を行う。

(ウ) 災害時の感染症発生予防のため、平時から広報活動を実施し、予防教育を行うとともに、被災時は感染症に関する情報提供を行う。

(エ) 実情に即応した迅速な感染症予防活動を実施及び指導するため、災害発生直後直ちに現地調査を行い、被害が甚大な市町村に対しては、職員を現地に派遣し適切な指導に当たる。

(オ) 感染症の発生予防やまん延防止のため、市町村の協力を得て、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、健康調査、健康診断等の感染症予防活動や適切な医療提供をするとともに、市町村へ、消毒やねずみ族、昆虫等の

駆除及び予防接種法に基づく臨時予防接種の実施について指示する。

なお、市町村が感染症予防活動及び消毒その他の措置を行う場合は、市町村の要請に基づき、必要に応じて支援する。

- (カ) 状況把握及び今後の対策のため、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、災害防疫実施要綱に基づき国へ報告する。
- (キ) 感染症予防活動完了後は、被災市町村からの災害防疫完了報告書を取りまとめ国へ報告する。
- (ク) 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防対策に要した経費とは明確に区分して把握する。なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、市町村の報告書を審査した後国へ提出する。
- (ケ) 被害が広範囲にわたり、他都道府県からの感染症予防対策に関する応援が必要となった場合及び他都道府県への応援が必要となった場合を想定し、広域相互応援体制の整備を図り、被災時は、必要に応じ都道府県への応援要請、関係機関との連絡調整を行う。

ウ【市民が実施する対策】

市が行う広報、環境自治会を通じての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。

また、避難所においては、市の指導のもと施設管理者が中心となり、衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。

第18節 遺体の捜索及び処置等の活動

第1 基本方針

災害時において行方不明となり、かつ周囲の状況によりすでに死亡していると推定される者の捜索は、市が県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また災害時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視にあたっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。

第2 主な活動

関係機関との連携を密にし、遺体の捜索を行うとともに、多数の死者が生じた場合には、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な処置を施す。

第3 活動の内容

遺体の捜索及び処置

1 基本方針

- 遺体の捜索は、市が県警察本部、消防機関等の協力のもとに行う。
- 災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等についての的確な処置を行う。
- 多数遺体の検視については、発見地を管轄する警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。
- 検視場所、遺体安置場所等を予め把握するとともに、避難所との兼ね合い、建物の崩壊等によりその場所が使用不可能となることもあるので、このような場合は、空地にテントを設置しての検視活動も考慮する。

2 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部・市民環境部）

- (ア) 遺体の捜索を、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。
- (イ) 被災現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。なお、場所については予め選定しておくものとする。
また、収容に必要な機材を確保する。
- (ウ) 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。
- (エ) 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。
- (オ) 外国人市民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。
- (カ) 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。
- (キ) 遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、県等に要請する。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、衛生部、警察本部）

- (ア) 被害が広範囲にわたり、遺体の捜索、検視及び火葬等に関する他都道府県からの応援

が必要となった場合及び他都道府県への応援が必要となった場合を想定し、広域相互応援体制の整備を図り、被災時は、必要に応じ他都道府県等への応援要請、関係機関との連絡調整を行う。

- (イ) 市町村長から、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して応援を要請され、かつ必要があると認められるときは、速やかに他都道府県等に応援を要請する。
- (ウ) 市町村長から遺体運搬車の応援に関して要請をされ、かつ必要があると認められるときは、速やかに(社)長野県トラック協会長に応援要請をする。
- (エ) 市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等に関して応援を要請され、かつ必要があると認められるときは、信州葬祭業協同組合若しくは全日本葬祭業協同組合連合会に、「災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定」に基づき応援を要請するものとする。
- (オ) 遺体の捜索、輸送、収容、埋・火葬等について必要な基準を設けるとともに、市町村の活動の支援を行う。
- (カ) 検視(検案)における事前準備を以下のとおり行い、被災時は、関係機関に対する適切な指示を行う。
 - a 市町村、医療機関等関係機関との連携を行う。
 - b 検視場所、遺体安置場所等施設の把握、確保を行う。
 - c 医療機関との連携、検案医師、歯科医師等との協力体制を確保する。
 - d 葬儀業者、遺体安置機材等取扱業者の把握、確保を行う。
 - e 検視に使用する装備資機材の整備を行う。
 - f 多数遺体検視要領を策定し、体制の確立と教養訓練を実施する。
- (キ) 検視実施要領を以下のとおりとする。
 - a 多数遺体の検視に当たっては、一般の遺体観察と同様適正な遺体観察を行う。
 - b 検視は受付順に行い、発見から遺体の引渡しまで、一連の流れがわかる遺体発見表を貼付する。
 - c 検視は迅速に行い、身元が明らかで引取人があるときは、速やかに引き渡す。
 - d すべての遺体について写真撮影を行い、必要に応じて指紋、歯型、血液型資料を採取し、身体特徴、着衣、所持品等詳細な記録を行う等、身元確認資料の収集に万全を期す。
- (ク) 身元確認・遺体の引渡しについては以下のとおりとする。
 - a 身元の確認は、遺族等関係者複数に確認させるほか、可能な限り指紋、歯型等による確認を行い、誤りのないよう慎重を期す。
 - b 本籍地の不明の遺体は、遺体取扱規則第9条に基づき、遅滞なく市町村長にその所持品等とともに引き渡す。この場合においては、死亡報告書に遺体見分調書(多数遺体見分調書)を添えて行い、遺体及び金品引取書を徴しておく。
 - c 行方不明者に関する相談窓口を設け、行方不明者の特徴を把握して、身元確認に最大限の努力をする。
- (ケ) 外国籍県民等の遺体の措置については、以下のとおりとする。
 - a 所轄警察署長は、死者が外国籍県民等であることが判明したときは、遺体取扱規則第4条第2項の規定に基づき、遅滞なくその旨を領事機関に通報する。
 - b 遺体の引渡しを受ける遺族等が日本にいない場合は、遅滞なく市町村長にその所持品等とともに引き渡す。

ウ 【関係機関が実施する対策】

日本赤十字社長野県支部、(社)長野県医師会、郡医師会、(社)長野県歯科医師会、

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画 第18節 遺体の捜索及び処置等の活動

郡歯科医師会、災害拠点病院等により編成された救護班は、必要に応じて、洗浄、検案等の処理を行うものとする。

第19節 廃棄物の処理活動

第1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、生活環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要である。

被災した市内のごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて広域応援による処理を行う。

第2 主な活動

- 1 ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合は広域応援による処理を図る。

第3 活動の内容

1 ごみ、し尿処理対策

(1) 基本方針

主として、廃棄物の発生状況、施設の被害状況等の把握のための活動を行い、茅野市環境自治会連合会においては、茅野市廃棄物再資源協会並びに市内し尿浄化槽汲み取り業者とも協力して被災箇所における衛生的環境を確保するため、廃棄物の収集・運搬・処理活動を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（市民環境部、都市建設部、産業経済部）

(ア) 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。

(イ) 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図る。

(ウ) 下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講じる。

(エ) 生ゴミ、し尿等腐敗性廃棄物については、防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。

(オ) 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、必要に応じて仮置き場を設ける。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。

(カ) 収集にあたっては処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じできる限り平時の分別区分による収集に努める。

(キ) ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認めとめる場合は、県に手配を要請する。

(ク) 被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要し

た経費について、国県補助を受けようとする場合は、災害発生後原則として10日以内に諏訪地方事務所へ報告する。

イ 【県が実施する対策】

- (7) 災害発生後、地方事務所を通じて速やかに被災地における災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握のための活動を行うものとする。(環境部)
- (イ) 市町村等から、ごみ、し尿の処理に必要な処理業者の手配について要請を受けた場合は、一般社団法人長野県産業廃棄物協会、長野県環境整備事業協同組合との協定に基づき、両団体に対し協力要請を行うものとする。(環境部)
- (ウ) 市町村から仮設トイレの設置について要請を受けた場合や、設置が必要と認められる場合は、長野県建設機械リース業協会との「災害時における災害応急資機材のリースに関する協定」に基づき、協力要請を行うものとする。(危機管理部)

ウ 【市民が実施する対策】

市民は、災害により発生したごみを市が定めた場所に搬入する。

搬入に当たっては、分別区分等市が指定した方法を遵守し、集積場所の衛生確保に協力する。

2 廃棄物処理の広域応援

(1) 基本方針

発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、市のみでは廃棄物処理が困難と認められる時は、広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（市民環境部、企画総務部）

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村から応援を求める。

イ 【県が実施する対策】（環境部）

市町村等の広域的な支援の要請、調整を図るものとし、大規模災害により被災市町村、近隣市町村のみでは、廃棄物処理が困難と認められるときは、他の都県等に対して支援を要請する。

第20節 社会秩序の維持、物価安定に関する活動

第1 基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

第2 主な取り組み

- 1 災害発生後の社会秩序を維持するための活動を実施する。
- 2 災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

第3 計画の内容

1 社会秩序の維持

(1) 基本方針

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部）

(ア) 広報啓発活動の推進

- (イ) 防犯協会等の自主防災組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安定に関する情報提供等の実施

イ 【県が実施する対策】（警察本部）

(ア) 災害に便乗した窃盗事犯の取締り

(イ) 災害に便乗した悪質商法事犯の取締り

(ウ) 災害に便乗した産業廃棄物の不法処分事犯の取締り

(エ) 災害に便乗したサイバー攻撃に関する情報収集・分析・取締り

(オ) 広報啓発活動の推進

- (カ) 防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安定に関する情報提供等の実施

2 物価の安定、物資の安定供給

(1) 基本方針

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。

このため、物価の安定、必要物資の安定供給を図り、被災者の経済的安定に寄与する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（産業経済部、市民環境部）

- (ア) 買占め売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (イ) 適正な価格もしくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (ウ) 情報不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (エ) 買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。

イ 【県が実施する対策】（企画部）

- (ア) 買占め売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (イ) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (ウ) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について、必要な情報を提供する。
- (エ) 買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口を設置する。

ウ 【企業等が実施する対策】

正常な取引環境を回復するため、市場及び小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。

エ 【市民が実施する対策】

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

第21節 危険物施設等応急活動

第1 基本方針

風水害等発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図るものとする。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図るものとする。

第2 主な活動

- 1 危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 2 火薬類施設における、火災、爆発の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 3 高圧ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに拡大防止のための応急対策の実施
- 4 液化石油ガス施設による、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに臨時供給のための応急対策の実施
- 5 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 6 放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 7 石綿使用建築物等における、石綿の飛散等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 8 大気汚染防止法で定めるばい煙又は特定物質の排出の防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施

第3 活動の内容

1 共通事項

(1) 基本方針

風水害等発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する主な対策】

(ア) 災害発生時等における連絡（県・市町村）

危険物施設等において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における関係機関との連絡体制を確立する。

(イ) 漏洩量等の把握（県・市町村）

関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量と、その流出先の把握に努める。

(ウ) 危険物施設等の管理者等に対する指導（県・市町村）

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

(エ) 周辺住民への広報の実施（市町村）

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。

(オ) 避難誘導の実施（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

(カ) 環境汚染状況の把握（県・市町村）

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。

(キ) 人員、機材等の応援要請（県・市町村）

必要に応じて、他の都道府県・市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う。

イ 【危険物施設等管理者が実施する主な対策】

(ア) 危険物等の流出、爆発、火災等の発生を防ぐため、施設の点検及び必要な防止措置を講ずる。

(イ) 危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被害拡大防止のための応急対策を実施するとともに、関係機関へ速やかに連絡する。

2 危険物施設応急対策

(1) 基本方針

風水害等発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部）

危険物施設の被害状況に関する情報収集に努め、火災、爆発、流出及びそのおそれがあるときは、次による対策を実施する

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一部停止等を命ずる。

(イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

a 危険物施設の緊急使用禁止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

b 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握に努める。

c 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

d 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(a) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(b) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(c) 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱い事業所に応援を要請する。

(d) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

イ 【県が実施する対策】（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

3 火薬類等災害応急対策

(1) 基本方針

火薬類取扱施設は、風水害により発生する直接的な被害により、むしろ火薬庫の倒壊等による火薬類の流出・紛失などの二次災害の危険性が高い。

このため、被害を受けた場合には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

(2) 実施計画

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部）

関係機関と連携協力し、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入りを禁止する。また、移動可能な火薬類の他施設への移動について、火薬類施設管理者に対し要請する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 商工労働部が実施する対策

火薬類取扱施設の管理者等に対し、次の応急対策について指導徹底を図る。

a 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張り人を付け、関係者以外の者が近づけないようにすること。

b 搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈めること。

c 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあつては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置を講じ、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域は、総て立入禁止の措置を講じ、危険区域内の住民を避難させること。

(イ) 警察本部が実施する対策

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。

さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。

4 高圧ガス施設応急対策

(1) 基本方針

高圧ガス製造施設等については、火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対し大きな被害を与えるおそれがある。

被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。

また、高圧ガス製造施設等が使用不能となった場合は、被災地域外の系列（関連）事業者からガス種別ごとに供給を受けることになっている。

事業者間をわたる協力（供給）体制が取れるよう長野県高圧ガス団体協議会が中心となり、その対策を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する対策】

(ア) 商工労働部が実施する対策

a 高圧ガス関係事業所に対し、次の応急対策の確立について指導徹底を図る。

(a) 施設の保安管理者は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察及び消防機関に直ちにその旨を通報すること。

(b) 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとること。

(c) 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、また放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させること。

(d) 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移すこと。

(e) 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、火災の防止の初期消火に努めること。

(f) 災害時には、その状況に応じ、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向を考慮し、人命の安全を図ること。

(g) 状況に応じ、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。

b 高圧ガス運送者に対し、次の応急対策について指導徹底を図る。

(a) 状況に応じ、車両を安全な場所に移動させるとともに、付近の火気を管理すること。

(b) 輸送している容器が危険な状態になったときには、付近の人を安全な場所へ退避させること。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所へ退避させること。

(c) 長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。

(イ) 警察本部が実施する対策

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入を禁止する。

また、移動可能な容器等を他の施設に移動するよう、関係者等に要請する。

5 液化石油ガス施設応急対策

(1) 基本方針

災害発生時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、(一社)長野県L Pガス協会に要請しているが、他地区からの応援等を含めた、より効果的な体制で活動する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】 (企画総務部)

- (ア) 被災後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について、県を経由して(一社)長野県L Pガス協会に依頼する。
- (イ) 被災家庭、避難所等に対する、迅速な設備の復旧及び臨時供給について関係機関に依頼する。
- (ウ) 避難場所等で使用するコンロ、ボンベ等の確保に努める。
- (エ) 仮設住宅等の臨時供給体制を確保する。
- (オ) 延焼の恐れがある液化石油ガス一般消費設備について、容器の回収等に努めるよう、市民、関係機関に指導する。
- (カ) 火災警報区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱い規制或いは禁止をさせ、市民・車両等の立入り制限を実施する。
- (キ) 臨時的、仮設的供給施設等の火災予防広報及び指導を徹底する。

イ 【県が実施する対策】 (商工労働部)

- (ア) 液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動の迅速な実施(特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等は最優先で実施)と、冬期(特に積雪期)の困難な条件に対応できる特別体制の実施について、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- (イ) 延焼等のおそれのある液化石油ガス設備については、消防署等の指導のもとで、容器の回収に努めるよう、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- (ウ) 発災後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について手配するよう、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- (エ) 被災家庭及び避難所等に対する迅速な液化石油ガス設備の復旧及び臨時供給について、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- (オ) 避難所等で使用するカセット式ガスコンロ及びカセットボンベの調達について、(一社)長野県L Pガス協会に要請するとともに、地方事務所・市を通じて量販店等の在庫を確認し、確保に努める。
- (カ) 仮設住宅への液化石油ガスの臨時供給について、他支部及び他県の応援を含めた対応を、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- (キ) 救援活動により持ち込まれた液化石油ガス容器及びカセットボンベの廃棄又は放置による事故を防止するため、回収と消費者への周知について、(一社)長野県L Pガス協会に要請するとともに、消費者広報を行う。

6 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

(1) 基本方針

毒物及び劇物を取扱う者は、毒劇物等保管貯蔵施設等が風水害等により被害を受け、毒劇物等

が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、又は、そのおそれのある場合は、直ちに的確な情報を保健所・警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

また、県は、事故発生時に緊急に必要とされる中和剤、吸収剤等の速やかな供給を行う。

(2) 実施計画

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部、都市建設部）

- (ア) 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。
- (イ) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
- (ウ) 諏訪広域消防茅野消防署において、中和剤、吸収材等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 飛散し、漏れ、流れ出、又は地下に浸透した毒物・劇物の種類、量等を確認する。
（健康福祉部）
- (イ) 警察署、消防機関と連携して、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止に必要な措置、危険区域の設定、立入禁止の措置及び中毒防止方法の広報を行う。（健康福祉部）
- (ウ) 飲料水汚染のおそれがある場合、市町村等へ連絡する。（環境部）
- (エ) 中和剤、吸収剤の速やかな供給を図る。（健康福祉部）
- (オ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。（警察本部）

ウ 【営業者及び業務上取扱者が実施する対策】

- (ア) 災害後直ちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置を講ずるとともに、その旨を保健所、警察署又は消防機関へ連絡する。
- (イ) 毒劇物等の漏洩、流出、拡散等の場合には、中和剤・吸収剤等により周辺住民の安全対策を講ずる。

7 放射性物質使用施設応急対策

(1) 基本方針

風水害発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流出し、放射線障害の発生又は発生のおそれのある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全確保を図る。

(2) 実施計画

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部、市民環境部）

- (ア) 放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼のおそれがある場合、諏訪広域消防茅野消防署は、関係機関、放射線同位元素使用者等と連携し、消火又は延焼防止活動を行う。

その際、放射線測定器、放射線保護服等を装備し、放射線障害に備える。

- (イ) 汚染のおそれのある区域住民の避難、誘導及び立ち入り禁止措置、緊急避難場所等の広報活動

イ 【県が実施する対策】（警察本部）

関係機関と連携し、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、立入禁止区域を設定し、人、車両の立入を禁止する。

ウ 【放射線同位元素使用者が実施する対策】

放射線同位元素使用者等は、当該使用施設が災害により被害を受け、放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、消防機関等関係機関の協力を得て、次に掲げる応急措置を実施する。

- (ア) 放射性物質使用施設に火災が起こり、又は施設に延焼するおそれのある場合は、人命救助、消火又は延焼の防止に努め施設従業員等の避難誘導をするとともに、直ちに消防機関等に通報する。
- (イ) 放射線障害の危険のある地域（放射線量1ミリシーベルト毎時を越えるおそれがある区域）内にいる者及び付近にいるものに避難するよう警告する。
- (ウ) 放射線障害を受けた者又は受けるおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し、避難をさせる等緊急の措置をとる。
- (エ) 放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかにその拡散の防止及び除去を行う。
- (オ) 放射性同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その周辺には、ロープ等による明示、標識等を設け、かつ、見張人を付け、関係者以外の者の立入を禁止する。
- (カ) 事故発生時、危険区域内にいた者に対して、医師による診察等必要な措置を行う。

8 石綿使用建築物等応急対策

(1) 基本方針

風水害等発生時において、石綿使用建築物等の損傷等による石綿の飛散状況の確認や飛散防止の応急対策を実施し、周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】

- ア 損壊した建築物の周囲など粉じんの多い場所での防じんマスクの着用徹底及び正しい着用方法について周知する。
- イ 必要に応じてアスベストが飛散している恐れのある場所について大気中のアスベスト調査を実施し、周辺住民等に対し情報提供を行う。
- ウ 環境省が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の徹底を事業者に対し指導を行う。

9 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設応急対策

(1) 基本方針

風水害等発生時において、大気汚染防止法で定める事故時の措置を徹底することにより、周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】

大気汚染防止法に基づき、必要に応じて事業者に対し被害の拡大防止の措置をとるよう命ずる。

第2.2節 電気施設応急活動

第1 基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、早期復旧による迅速な供給再開並びに、感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止を重点に、応急対策を推進する。

第2 主な活動

- 1 職員、電気工事事業者、関連電力各社による、総合的な復旧対策を確立する。
- 2 復旧用資材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。
- 3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努める。

第3 活動の内容

1 応急復旧体制の確立

(1) 基本方針

被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部）

電力会社との連絡を密にして、被害状況等の情報の相互交換を図り、復旧体制を確立する。
（事業所の所在及び名称）

名 称	所在地	電話番号	業務内容
諏訪営業所	諏訪郡下諏訪町 西鷹野町4559-43	フリーコール 0120-984540	中部電力 業務計画に よる防災業務

イ 【電力関係各社が実施する対策】（電気事業者）

- (ア) 業務計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行う。
- (イ) 被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立する。
- (ウ) 電力各社との連絡を密にし、電気供給の融通体制を確立する。

2 迅速な応急復旧活動

(1) 基本方針

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

電気事業者が実施する市の管理する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2者以上の工事については、工事現場が輻湊しないよう調整する。

イ 【県が実施する対策】（建設部）

電気事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2者以上の工事については、工事現場が輻湊しないよう調整する。

ウ 【関係機関が実施する対策】（電気事業者）

(ア) 電力関係各社が実施する対策

- a 市、県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性和被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施する。
- b 復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達する。
- c 資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保するものとする。
- d 応急工事に当たっては、恒久的工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行う。
また、緊急復旧を必要とする場合は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して、応急送電を行う。
- e 自社電力が不足する場合は、「全国融通電力受給計画」「二社融通電力受給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給する。

3 二次災害防止

(1) 基本方針

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部）

電力会社からの要請に基づき、市の防災無線により、市民に対する広報活動を行う。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 電力会社からの報告により、停電地域の実態を把握する。
- (イ) 電力会社と連携を密にし、広報に関する指導及び調整を行う。

ウ 【関係機関が実施する対策】（電力会社）

(ア) 電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努める。

a 停電による社会不安除去に関する事項

- ・ 停電の区域
- ・ 復旧の見通し

b 感電等の事故防止に関する事項

- ・ 垂れ下がった電線に触れないこと
- ・ 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと

c 送電再開時の火災予防に関する事項

- ・ 電熱器具等の開放確認
- ・ ガスの漏洩確認

(イ) 広報に当たっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や、市の防災無線等、地域住民に対する周知徹底に努める。

第23節 都市ガス施設応急活動

第1 基本方針

ガス漏えいによる火災・爆発・生ガス中毒等の二次災害防止に努め、市民の安全を確保する。速やかな応急復旧によりガスの早期供給再開をめざし、公共施設としての機能を維持する。

また、被害が大規模な場合、当該都市ガス事業者だけでは応急復旧活動が実施困難であることから、他都市ガス事業者へ応援を依頼した場合の受入れ体制を整備する。

第2 主な活動

- 1 巡回点検及び各種情報収集から被害の規模を早期に把握する。そのうえで、復旧計画を策定し、応急復旧活動を行う。
- 2 復旧に当たっては、病院、避難所である学校その他の公共機関を優先して復旧するとともに、仮設住宅への臨時供給を迅速に実施する。

第3 活動の内容

1 都市ガス施設応急復旧対策

(1) 基本方針

ガス施設の巡回点検を重要地点から行うとともに、各種情報の収集を迅速に行い、被害の規模を早期に把握する。

被害が大きい地域にあつては、製造所、供給所、整圧所及び導管に設置してある遮断弁を利用して、全域又は一部区域（ブロック）のガス供給を停止した後、工事店の協力を得て応急復旧活動を行う。

当該都市ガス事業者だけでは復旧できないと判断した時は、直ちに他都市ガス事業者に応援を要請する。

復旧対策に関して、市民及び関係機関への広報に務める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部、企画総務部）

(ア) 市道の被害状況の把握

(イ) 掘削工事を伴う場合は、他の占用物件の情報を提供し、2者以上の応急工事がある場合は、工事現場が混雑しないための調整の実施

(ウ) 市民への広報等

都市ガスの被害状況、供給不能区域、市民の心得等の周知を事業者とともに行う。

イ 【県が実施する対策】（建設部）

都市ガス事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続きを早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して、他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2者以上の工事については、工事現場が輻湊しないための調整の実施

ウ 【都市ガス事業者が実施する対策】（諏訪ガス（株））

- (ア) ガス施設の点検、損傷箇所の早期発見及び緊急措置
- (イ) 二次災害の発生する恐れがある場合は、市民の避難等の措置
- (ウ) 復旧人員の確保
- (エ) 復旧資機材の調達
- (オ) 受入れ側にあつては、応援都市ガス事業者の受入体制の整備、また応援側にあつては、適時、適切な応援体制
- (カ) 復旧状況、ガス使用上の注意等必要な事項を市民及び関係機関への広報

○事業所の所在及び名称

名 称	住 所	電話番号	業務内容
諏訪瓦斯 株式会社	諏訪市小和田南 17-5	TEL 52-2511 FAX 58-6427	社防災計画に 基づく防災業務

エ 【市民が実施する対策】

ガス施設損壊の発見又はガス臭を感知した際の通報をする。

2 都市ガス施設応急供給対策

(1) 基本方針

復旧に当たっては、病院、避難所等重要施設の早期復旧を考慮するとともに、ブロックごとに応急復旧活動を実施し、工事完了ブロックから順次供給を再開する。

また、可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、早期の供給再開に務める。

(2) 実施計画

ア 【都市ガス事業者が実施する対策】（諏訪ガス（株））

復旧優先順位を定めるよう復旧計画書の立案及び応急供給工事を実施する。

第24節 上水道施設応急活動

第1 基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは市民生活に重大な影響を与えるため、水道事業者は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る等の早期応急復旧のための手段を講ずる。

第2 主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

第3 活動の内容

1 上水道施設応急活動

(1) 基本方針

復旧作業については、市が自ら行う直営工事、又は、専門業者への外部委託により復旧工事を行う。

なお、大規模な災害においては、他地区からの応援等が必要になるため、復旧要員、資材、機材、重機等を確保し、早期の復旧を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

(ア) 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。

その際、緊急度の高い、医療施設、人工透析治療施設、冷却水を必要とする発電所、変電所、避難所等などは優先して行う。

(イ) 復旧体制の確立を行う。

(ウ) 被災の状況により水道事業協同組合に応援協定に基づく支援要請を行う。

(エ) 市民への広報活動を行う。

a 広報内容

○水道施設の被害及び復旧見込み

○給水拠点の場所及び応急給水見込み

○水質についての注意事項

(オ) 指定工事店等との調整を行う。

イ 【茅野市水道事業協同組合が実施する対策】

市との協定に基づき、施設の応急復旧要請に対し、積極的に応ずる。

ウ 【県が実施する対策】

被災の状況により、他都道府県への応援要請を行う。

また、他都道府県が被災し、本県からの応援が必要と認められる場合は、応援活動を行う。

(ア) 環境部が実施する対策

- a 水道事業者に対し、応急復旧工事等について指導を行う。
- b 被災状況の確認を行う。
- c 応援要請に対しては、相互応援要綱等に基づき調整を行う。

(イ) 建設部が実施する対策

水道事業者が実施する道路区域内の応急復旧については、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2者以上の工事については、工事現場が輻湊しないよう調整する。

第25節 下水道施設応急活動

第1 基本方針

本市の公共下水道は、諏訪湖流域下水道関連茅野市公共下水道（尖石特定環境保全公共下水道を含む）と、単独で処理施設を持つ白樺湖特定環境保全公共下水道（白樺湖下水道組合）がある。施設としては管渠施設、ポンプ施設、汚水処理施設があり、市民が安心して清潔で快適な暮らしをおくるための大切なライフラインのひとつでもあり、一時も休むことのできない重要な施設である。

このため、災害時において被害が発生した場合、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき必要な体制を整備する。引き続き関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

第2 主な取組み

- 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、必要な応急対策をとる。

第3 活動の内容

1 情報の収集・連絡、被害規模の把握

(1) 基本方針

ア 市内全域にわたる下水道施設等について、その被害状況を早期にしかも的確に把握する必要がある。

このため、下水道施設台帳を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

イ 災害応急対策に着手するため、下水道施設防災対策マニュアルに定める必要な活動体制をとる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

(ア) 被害状況等の情報を速やかに収集する。（管渠・ポンプ施設）

(イ) 下水道施設台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

イ 【県が実施する対策】

下水道施設台帳等（管渠施設、処理場施設）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

2 応急対策の実施体制

(1) 基本方針

災害対策職員行動マニュアルに沿って、災害発生後速やかに職員の非常参集、情報収集連

絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。また、被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講ずることとする。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

- (ア) 災害対策本部（下水道施設に係る）の設置等、必要な体制をとる。
- (イ) 災害状況に応じて応急活動実行班を設置する。
- (ウ) 班は応急対策行動マニュアルに基づき必要な行動を行う。
- (エ) 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講じる。
- (オ) 具体的活動は下水道施設応援対策行動マニュアルに従って行動する。

イ 【県が実施する対策】（環境部）

- (ア) 災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常招集し、対策本部の設置等、必要な体制をとる。
- (イ) 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講じる。

3 応急対策の実施

(1) 基本方針

下水道は、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、風水害等の災害時においても、ライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。市及び県は、備蓄してある応急資材等の活用を図るほか、必要に応じて県、他市町村及び建設業協会等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講じる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

(ア) 管渠

- a 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水プラグ等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。
- b 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

(イ) 処理場

- a 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止または低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。
- b 処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。
- c 処理場での下水処理機能がマヒした場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。

- (ウ) 諏訪建設事務所流域下水道課と連携を図りながら、交通規制、応急復旧等を行う。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 管渠

- a 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水プラグ等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。
- b 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

(イ) 処理場等

- a 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止または低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。
- b 処理場等への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。
- c 処理場等での下水処理機能が麻痺した場合には、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。

ウ 【関係機関が実施する対策】

下水道施設等の建設、維持管理に携わる業者は、それぞれの管理者の依頼に応じて、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力するものとする。

エ 【市民が実施する対策】

下水道施設等が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力するものとする。

第26節 通信・放送施設応急活動

第1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。

これらの確保を図るため各機関は必要な予防措置及び対策計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 県との連絡確保のため、県防災行政無線の通信確保を行う。
- 2 市は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持を行う。
- 3 東日本電信電話株式会社は、通信施設の復旧活動、重要回線および避難所への通信確保を行う。
- 4 放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の維持確保を行う。
- 5 警察機関は、警察無線施設の復旧活動及び臨時回線の開設を行う。

第3 計画の内容

1 県防災行政無線通信の応急活動

(1) 基本方針

災害情報等が円滑に情報伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合は、障害の早期復旧に努め、県及び防災関係機関との通信回線の確保に当たる。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する対策】

- (ア) 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況を把握する。(危機管理部、総務部、建設部)
- (イ) 通信施設が被災した場合には、県職員と保守業者により復旧活動を行うほか可搬多重無線装置等による臨時無線回線を開設し通信の確保にあたる。
(危機管理部、総務部、建設部)
- (ウ) 停電が発生し、通信施設への復電までの長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。(危機管理部、総務部、建設部)
- (エ) 通信のふくそうが発生し、情報収集・伝達に支障が発生した場合には、通信の統制を行い、利用可能な電話機を制限し、重要通信を確保する。(危機管理部)

2 市防災行政無線通信の応急活動

(1) 基本計画

災害情報等が円滑に情報の収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、市民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保に当たるものとする。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（企画総務部）

- (ア) 通信施設が被災した場合は、市職員と保守業者により、復旧活動を行い通信の確保に当たる。

保守業者	NEC ネットズエスアイ（株）信越サービスセンター
電話番号	0263-32-8951
夜間の場合	
電話番号	03-3457-8951（カスタマーサポートセンター）

- (イ) 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、自家発電の燃料の調達、供給を図る。
- (ウ) 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。
- (エ) 災害時用通信手段なども使用不能または困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。また、アマチュア無線等にも協力依頼する。

3 電信電話施設の応急活動

(1) 基本方針

- ア 被災地の通信確保を図るために、防災業務計画に基づき、治安、救援、気象、関係機関等の重要な通信回線の早期復旧を図る。
- イ 避難所等に特設公衆電話を設置する。

(2) 実施計画

【東日本電信電話(株)及び(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)が実施する対策】

ア 重要通信のそ通確保

- (ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保に努める。
- (イ) 重要通話の確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。
- (ウ) 非常、緊急扱い通話、又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講じる。

イ 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所に特設公衆電話の設置に努める。

ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが生じた場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・iモード災害用伝言板・web171を速やかに提供する。

エ 情報提供等

通信のそ通及び利用制限の措置状況および通信の被災と復旧状況等の情報提供に努める。

4 放送施設の応急活動

(1) 基本方針

災害が発生した場合には、放送の継続のために各放送機関で定めてある非常災害対策規定に基づき、放送施設の復旧活動など必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア 【日本放送協会が実施する対策】

(ア) 放送設備

空中線、給電線、放送機、電源等の各箇所被害については、必要に応じて応急措置を講ずる。

(イ) 会館設備

a 演奏設備が回復不能と判断される場合は、放送所等から直接放送を行う。

- (a) 非常用放送施設の開設運用
- (b) 非常持出し機材・書類の搬出および保管
- (c) 必要機材の借用、調達（工事要員を含む）
- (d) 連絡系統の確保、非常無線通信の利用
- (e) 施設の応急対策
- (f) その他、電波確保に必要な事項

b 局間連絡系統開設順位

各放送局相互間の連絡に当たっては、原則として次の順位により単独に使用または併用する。

- (a) 加入電話
- (b) NHKの基地局、陸上移動局、簡易無線局
- (c) NTT専用線（試験打合、専用線の借用）
- (d) 放送回線
- (e) 非常通信協議会加盟通信網
- (f) 長野県防災行政無線電話通信網
- (g) 非常通信協議会に加盟しない他の官公署等通信網
- (h) 放送電波
- (i) アマチュア無線局

(ウ) 被災者に対する情報提供のため、次の措置を講じる。

- a 常設、臨時掲示板による情報提供
- b サービスカーの派遣、避難所等へのラジオ・テレビの取付け
- c 受信機の貸与、被害状況の把握、修理相談の開設

イ 【信越放送が実施する計画】

(ア) 復旧の優先順位

- a ラジオ演奏所と放送中継網を含めたラジオ体制の確保
- b テレビ演奏所と放送中継網を含めた親局送信体制（11CH）の確保
- c サテライト局の復旧
- d 連絡通信網の確保

(イ) ラジオ対策

- a ラジオマスター関係完全マヒの場合
使用可能なスタジオまたは中継用設備を使用して送出する。
- b 送信所が完全マヒの場合（回復不可能）
 - (a) 応急用代替設備をセットして放送を行う。
 - (b) 伊那ラジオまたは佐久ラジオ送信所の送信機1台を移管し松本局常設の非常用アンテナを仮設する。
- c 放送中継網の確保
本社から各中継局への中継回線が有線、無線とも障害になった場合、放送用陸上局にて対応する。

(ウ) テレビ対策

- a 親局（美ヶ原送信所）対策
11ch確保を前提に応急対策を講ずる。送信所が全滅の場合には放送が不可能となる。
- b 本社（中継車を含む）が全滅の場合
NTT～美ヶ原間にFPUをセットしネット受けに対応する。
- c テレビマスター関係完全マヒの場合
使用可能なスタジオまたは中継車を使用して送出する。
- d 放送中継網の確保
 - (a) NTT～本社間の回線障害の対策
 - ・キー局の放送受信により対応する。
 - ・NTT～本社間にFPUをセットし対応する。
 - ・中継映像素材などの各局への送り出しはSNGにより対応する。
 - (b) STL回線障害の対策
 - ・NTT～本社間にFPUをセットし対応する。

ウ 【栲長野放送が実施する計画】

(ア) 本社演奏所設備が被災した場合

- a 商用電力が断たれ場合、非常用発電機（500KVA）で電力供給を図る。
非常用発電機も故障の場合は、中継車の発電機（20KVA）から主調整室に応急に接続して、放送に必要な最小限の機器に電力を供給する。
- b 本社～送信所間のSTL回線が故障した場合は、中継用のFPUを応急に使用する。
- c 主調整室が機能停止となった場合は、中継車に送出機能を移し放送を確保する。
- d NTT～演奏所間の同軸ケーブル（光ファイバー）が断となった場合は、最寄りのNTT

無線中継所からFPUにより臨時回線を設営しネット番組の放送を確保する。

(イ) 送信所が被災した場合

- a 商用電力が断たれた場合は、非常用発電機（150KVA現用予備2台）で電力供給を図る。
- b 現用（10kw）の送信系が故障の場合は、予備（1kw）の送信系に切り替え放送を確保する。
- c 現用の空中線系が故障の場合は、予備の空中線系に切り替え放送を確保する。

エ 【㈱テレビ信州が実施する計画】

(ア) 演奏所（放送センター・長野）が被災した場合は、通行可能な機器と臨時の機器を併用して放送の継続を図る。また、完全に機能を失った場合は日本テレビと美ヶ原送信所をSNGまたはFPUで結び放送を確保する。

(イ) 美ヶ原送信所が被災し、送信機が運用できなくなった場合に備えて、予備送信所を検討する。また、演奏所と善光寺サテライト間にFPUを設置して長野地域の放送を確保する。（他の地域の放送は不可能）

(ウ) 中継局が被災した場合は、その状況を把握するとともに、復旧に出向する。なお、複数の中継局が被災した場合は基幹局の復旧を優先する。

オ 【長野朝日放送㈱が実施する計画】

放送施設の被害を優先的に復旧するとともに、放送の継続および行政当局より要請による要請による広報活動に協力する。

(ア) 本社演奏所が被災した場合は、運転可能な機械の能力に応じて放送を実施する。完全に機能を失った場合は、本社の隣接や松本支社に臨時の演奏所を開設し、衛星通信車載局と中継車を利用して放送の確保に努める。

(イ) 送信所が被災し、放送機が運用できない場合には小型非常用送信機を送信所に配備し、放送の確保に努める。完全に機能を失った場合は、本社と中継局を直接FPUで結び可能な限りの放送を確保する。

(ウ) 中継局が被災した場合は、その状況の確認と復旧作業を行う。

(エ) 電力の供給が断たれた場合は、本社および送信所・中継局は非常用の自家発電装置などにより電力を確保する。

(オ) その他の必要な措置は、非常災害対策要領による。

カ 【長野エフエム放送㈱が実施する計画】

放送施設が被災したときは、要員の確保および放送の確保を最優先し、下記により早急な復旧を図る。

(ア) 演奏所の被災、およびSTL設備が被災し放送不能の場合

美ヶ原送信所が正常であれば、長野支社より代替え送出準備およびSTLにより復旧する。また、被災の状況によっては送信所において、JFN加盟社のFM電波を受信し直接中継する。

(イ) 送信所設備が被災の場合

放送機の場合は、予備放送機に切り替え対処し、送信空中線系は2条給電に改修し、冗長性

の改善を図る。また、可搬型非常用送信機により部分的なサービスを行う。

(ウ) FM中継局が被災した場合

可搬型非常用FMサテライト装置により速やかに復旧する。

(エ) 災害地域の情報救済

部分的災害発生の場合において、被災地域住民に対して的確な情報を伝達する手段として、災害地域を対象とした臨時FM放送局の開設を検討する。

キ 【エルシーブイ(株)が実施する対策】

(ア) 演奏所、FM送信所、ケーブルテレビヘッドエンドが被災した場合

予備機器等を使用して応急措置により送信を確保する。

(イ) 伝送路が被災した場合

幹線については冗長化となっているが、冗長ではない部分が被災した場合は復旧に向向する。

(ウ) 電力の供給が断たれた場合

非常用の自家発電装置により電力を確保する。

5 警察通信施設の応急活動

(1) 基本方針

損傷した通信施設および利用可能な通信施設の状況を迅速に把握し、通信手段の早期確保、応急復旧対策の的確な対応を実施する。

(2) 実施計画

ア 【警察本部が実施する計画】

通信施設が被災した場合、被災状況や警察活動の状況により、次の応急対策を実施する。

(ア) 災害警備本部の開設

(イ) 臨時中継所の開設

(ウ) 臨時基地局の開設

(エ) 衛星通信回線の開設

(オ) 衛星通信車および応急用通信機器の支援要請

(カ) 有線応急架設による応急回線の開設

第27節 鉄道施設応急活動

第1 基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、市、県及び関係機関は密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応援復旧体制を確立して迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は、部内規定等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動体制を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておく。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備する。

第2 主な活動

鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、災害発生時の危険防止、動員体制、資機材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。

名 称	所 在	電 話
茅野駅 青柳駅	茅野3506 無人駅	TEL 72-2242

第3 活動の内容

1 基本方針

ア 市・県

道路との交差点においては、鉄道施設の早期応急復旧のため、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る。

また、道路内には、色々なライフラインが地下埋設されていることから、道路を掘削する場合には、他の占用埋設物件の情報を提供し、他のライフラインの損傷の防止を図る。

同一箇所での2者以上の応急活動がある場合には、工事現場が副轄しないよう必要に応じ調整する。

イ 東日本旅客鉄道株式会社

鉄道施設を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧に務め、輸送の確保を図り、その社会的使命を発揮しうるよう、線路、施設等が自然現象から受け取る環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、関係行政機関、地方自治体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置を講ずる。

2 実施計画

ア 【市及び県の実施する対策】（都市建設部）

(ア) 特に道路との交差点の被害状況を早急に把握し、これに対し鉄道施設管理者は、市及び県に協力する。

(イ) 鉄道施設管理者が、道路区域内で応急活動をする場合は、道路管理者に協議のうえ、応急活動に入るものとし、掘削工事を伴う場合は、道路管理者は他の占用物件の情報を提供するとともに、2者以上の応急工事がある場合は、工事現場がふく轄しないよう調整する。

イ 【東日本旅客鉄道株式会社が実施する対策】

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と綿密な情報連絡を行い得るよう、これに必要な措置等を定めておく。

(ア) 被害状況の把握

東日本旅客鉄道(株)管内で震度6以上の地震が発生した場合等被害が甚大で、かつ広域に及ぶときは、被害状況の早期把握ができるよう、情報連絡拠点及び救助中継基地を指定し、この拠点を介して周辺の被害状況、救助要員の参集状況等を把握する方法を定めておく。

(イ) 旅客公衆等の避難

災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画を定めておく。

(ウ) 水防、消防及び救助に関する措置

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。

(エ) 建設機材の現況の把握及び運用

当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害等には緊急使用しうるよう、その方法及び運用について、定めておく。

(オ) 駅構内等の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全を確保する。

(カ) 災害復旧

a 災害復旧の実施方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被るこのとのないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災復旧を実施する。

b 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的速やかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。

第28節 災害広報活動

第1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、市民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の市民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国人住民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

第2 主な活動

- 1 市民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 市民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

第3 活動の内容

1 市民等への的確な情報の伝達

(1) 基本方針

県、関係市町村、放送事業者及び関係機関が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し適切に提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部）

(ア) 広報活動

県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、市民に対し、防災行政無線をはじめ、テレビ、ラジオ、市ホームページ、掲示板、有線放送、有線テレビ放送、広報誌等を活用し、災害の規模に応じた情報を提供するものとする。

- a 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- b 二次災害の防止に関する情報
- c 指定緊急避難場所・避難所・経路・方法等に関する情報
- d 医療機関等の生活関連情報
- e ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- f 交通規制等の状況に関する情報
- g それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- h 安否情報
- i ボランティア、義援物資の受け入れ等に関する情報

j その他必要と認められる情報

(イ) 報道機関に対する発表

報道機関に対しては、臨時記者会見室をもうけ、副本部長又は企画総務部長が災害に関する情報等を発表するとともに、災害対策本部情報掲示板を設け、発表に努める。

(ウ) 災害記録の作成

大規模な災害、特異な災害と認められる場合、災害記録の収集、保存に努め、総合的な記録集を作成する。

(エ) 県その他機関への広報

県、その他関係機関に対して、被災状況等の災害情報を提供する。

(オ) 放送の送出要請

警報、避難命令等について、必要に応じて放送の送出を県に要請する。「災害時における放送要請にする協定書」に基づき、県から各放送局へ要請する。

イ 【県が実施する対策】（総務部、危機管理部）

県が実施する次の対策は、通常は危機管理防災課または関係課が行うが、災害対策本部設置時には、災害対策本部が、関係課との緊密な連絡のもとに行う。

(ア) 広報資料の収集

広報資料の収集は、第1節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。

(イ) 広報活動

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運業者の協力を得て、テレビ、ラジオ、県ホームページ、ソーシャルメディア、携帯電話、広報誌等を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。

- a 災害の状況に関する情報
- b 応急対策に関する情報
- c 二次災害の防止に関する情報
- d 医療機関等の生活関連情報
- e ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- f 交通規制等の状況に関する情報
- g 犯罪防止に関する情報
- h それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- i ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報
- j その他必要と認められる情報

(ウ) 報道機関に対する発表

被害状況及び対策等の情報について、必要のつど報道機関に対し発表を行う。発表は通常危機管理防災課が行うが、災害対策本部における発表は、本部室長の指示

により情報発信担当が行う。

また、地方部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部と協議の上、行う。

(エ) 中央官庁その他関係機関への広報

中央官庁、その他関係機関に対して、東京事務所を通じて、被災状況等の災害情報を提供する。

(オ) 災害記録の作成

大規模な災害、特異な災害と認められる場合、災害記録の収集、保存に努め、総合的な記録ビデオ、記録集を作成する。

ウ 【放送事業者が実施する対策】(NHK・SBC・NBS・TSB・ABN・FM長野)

(ア) 法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難命令等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送事業者は速やかに放送を実施するものとする。

なお、市町村からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県から要請を行うものとする。

法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。

- a 県(危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室)及び市町村
- b 長野地方気象台(NHK・SBC・NBS・TSB・ABNに通知)
- c 日本赤十字社長野県支部

(イ) 臨時ニュース等の送出

放送事業者は、災害などの緊急事態に際してすすんで情報を提供し、市民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施するものとする。

エ 【報道機関が実施する対策】

報道機関は災害報道に当たっては、可能な限り、高齢者、障がい者、外国人市民等の要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努めるものとする。

オ 【関係機関が実施する対策】

県、関係市町村と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、それぞれの業務について、住民に対しテレビ、ラジオ、チラシ等を活用し広報活動を行う。

2 市民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

(1) 基本方針

県、市及び関係機関が相互に綿密な連携を図り、市民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、市民等からの問い合わせ等に的確に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（市民環境部）

(ア) 市民からの相談窓口は、市民班が設置する。

(イ) 必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など市の実情に即した相談窓口を設置する。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、企画振興部）

市民等からの問い合わせ等に対する対応は、通常危機管理防災課において行うが、災害対策本部が設置された場合は災害対策本部室が行う。

第29節 土砂災害等応急活動

第1 基本方針

土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地滑り、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

第3 活動の内容

1 大規模土砂災害対策

(1) 基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（危機管理室）

警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じる。

イ【県が実施する対策】（建設部、農政部、林務部）

(ア) 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生し、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施するものとする。

(イ) 緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

(ア) 河道閉塞に起因する土砂災害で天然ダムの高さがおおむね20m以上あり、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施するものとする。

(イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知するものとする。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

2 地滑り等応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害

を最小限に留めるために応急工事を実施する。

特に、県が指定する地すべり危険箇所については監視体制を強化する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部、都市建設部、産業経済部）

(ア) 県砂防情報ステーション等を活用し、警戒避難情報を市民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じる。

(イ) 地滑り被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急措置及び監視を行う。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 早期に監視体制を整え、監視体制に関する情報を提供するとともに、地すべり等にとっての有害要素の除去等を目的とした応急工事を実施するものとする。

（建設部、農政部、林務部）

(イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行うものとする。
（建設部）

ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

(ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施するものとする。

(イ) 豪雨等により、地すべり活動が活発化し、災害が発生す恐れがある場合は、県及び関係機関と協議のうえ、速やかに避難対策等の措置を講ずるとともに、被害を軽減するための必要な応急対策を実施するものとする。

(ウ) 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。

エ 【市民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従う。

3 土石流対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

特に、県及び市が指定する土石流危険渓流については、監視体制を強化する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部、産業経済部、企画総務部）

(ア) 県と協力し土砂発生状況等を調査

(イ) 二次災害に備えて必要に応じ警戒避難情報を市民に提供する

- (ウ) 不安定土砂の除去等応急工事の実施
- (エ) 必要に応じて避難勧告等の措置を講じる。
- (オ) 防災施設の被災状況、土石流の発生状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 土砂災害発生状況等を調査
- (イ) 二次災害に備えて必要に応じ警戒避難情報を市町村・住民等に提供
- (ウ) 不安定土砂の除去等応急工事の実施
- (エ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。（建設部）

ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施する。
- (イ) 豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況及び河道等における土砂の堆積状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するための必要な応急対策を実施する。
- (ウ) 防災施設の被災状況、土石流の発生状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。

エ 【市民が実施する計画】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告・避難指示が出された場合、これに迅速に従うものとする。

4 かけ崩れ応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じる。
- (イ) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに崩壊被害の拡大を防ぐ応急工事を実施するものとする。（建設部）
- (イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行うものとする。（建設部）

ウ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

第30節 建築物災害応急活動

第1 基本方針

強風または出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し落下等の危険性があるものについては応急措置を講じる。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を講ずる。

第3 活動の内容

1 建築物

(1) 基本方針

強風または出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部、健康福祉部、都市建設部、市民環境部
教育委員会）

- (ア) 市が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講じるものとする。
- (イ) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から市民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。また、被害の規模が大きく、市において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。
- (ウ) 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 県が管理、運営する庁舎、社会教育施設、病院、県営住宅、県立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講じる。（全機関）
- (イ) 市町村から、被災住宅や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。（農政部、林務部、建設部）

ウ 【建築物の所有者等が実施する対策】

- (ア) 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。
- (イ) 安全性が確保されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講ずる。

2 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

ア 【市の実施する対策】（教育委員会）

教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概要及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

イ 【県が実施する対策】

教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう、市教育委員会を通じて指導するとともに、国指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概要及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告する。

ウ 【所有者が実施する対策】

- (ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。
- (ウ) 災害の原因、被害の概要及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大の防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施する。

第31節 道路及び橋梁応急活動

第1 基本方針

風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。市としては、市道の通行確保にあたることが第一義であるが、応急対策の必要上、国道、主要地方道、県道（以下「国道等」という）の通行確保を緊急に実施すべきときは、国（国道工事事務所）、県（諏訪建設事務所）と連絡を密にし、積極的に協力する。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第2 主な活動

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに交通規制を行い、道路状況を提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第3 活動の内容

1 道路及び橋梁応急対策

(1) 基本方針

風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。

また、交通機能確保のため路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業協会等と結んだ業務協定に基づき、速やかに応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害状況、通行規制等の情報提供を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

- (ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施する。その結果をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置を図る。

a 緊急幹線道路

- (a) 本市と近隣市町村を接続する幹線道路
- (b) 避難場所に接続し、応急対策活動上重要な道路
- (c) 上記道路と病院等の主要公共施設防災関係各機関等の施設を接続する道路
- (イ) 市内の道路及び橋梁の被害状況について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。
- (ウ) パトロール等による巡視の結果をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応

急復旧計画を策定し、建設業協会等と結んだ業務協定に基づき、緊急交通路の機能確保を最優先に応急工事を行う。

また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

イ 【県が実施する対策】（建設部、警察本部）

- (ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集を行う。
- (イ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り必要な処置を取る。道路及び橋梁に災害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。
- (ウ) 被害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報を提供する。
- (エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会等と結んだ業務協定に基づき、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の機能確保を優先に応急復旧工事を行う。

また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。
- (イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。
なお、措置にあたっては、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。
- (ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。
- (エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。

路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

2 関係団体との協力

(1) 基本方針

風水害により道路及び橋梁等の被害が甚大な場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部）

市独自では、応急活動及び復旧活動が困難な場合、各関係機関と締結した、相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 被害状況を把握し県のみでは、応急活動及び復旧活動が困難な場合、各関係機関と締結した、相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

(建設部、警察本部)

(イ) 必要に応じ、関東地方知事会・中部圏知事会及び新潟県との応援協定による応援の要請を行う。(危機管理部)

ウ 【関係団体が実施する対策】

市からの要請に基づき、茅野市土木建設事業協同組合は協定に基づき、必要な資機材及び人員を提供する。

第3.2節 河川施設等応急活動

第1 基本方針

風水害による被害を軽減するため、水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資器材の調達体制
- 3 水門もしくは、閘門の適切な操作
- 4 他の市町村との相互の協力及び応援体制

第2 主な活動

- 1 水防上必要な資器材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定
- 2 大規模な風水害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。
異常が認められた場合は、適切な処置をとる。
- 3 これらを実施するにあたり、河川管理者及び関係機関との密接な協力体制を講ずる。

第3 計画の内容

1 河川施設等応急対策

(1) 基本方針

水防活動の支援、河川施設の応急復旧実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部、都市建設部）

- (ア) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- (イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (ウ) 風水害による危害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

イ 【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 市町村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図り、水防上必要な資器材の調達並びに技術的な援助を与える等、調整にあたる。
- (イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

ウ 【市民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

2 関係団体の協力

(1) 基本方針

河川施設等応急活動を迅速に実施し、被害を最小限に留めるため防災関係機関との協力体制を強化する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

応急活動を速やかに実施するため、必要に応じて長野県建設業協会諏訪支部茅野分会との連絡調整を行う。

第3.3節 災害の拡大防止と二次災害の防災活動

第1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

被害を最小限に抑えるため以下のような応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険物施設等に係わる二次災害防止のための活動を実施する。
- 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を実施する。
- 4 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 5 危険個所の緊急点検等の活動を実施する。

第3 活動の内容

1 構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

(ア) 行政区域内の道路及び橋梁の被害や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、各方面からの情報収集に着手する。

(イ) 行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関との連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 林道の重要施設については、市町村に協力し、状況に応じて速やかに応急点検を実施する。（林務部）

(イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集をする。（建設部、警察本部）

(ウ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。（建設部、警察本部）

(エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。（建設部、警察本部）

(オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。（建設部、警察本部）

ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

(ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、工事事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。

(イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講じる。

(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。

(エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

ア [危険物関係]

災害の発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び市民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

イ [火薬関係]

火薬類取扱施設は、風水害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失などによる二次災害の危険性がある。

このため、災害時には、火薬類の安全な場所へ移設あるいは施設の監視等が重要になる。

ウ [高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設等は、風水害による漏洩等により周辺住民に対して被害を与える恐れがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

エ [液化石油ガス関係]

災害発生後の二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

オ [毒物劇物関係]

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある

ある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な処置をとる。県は、事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

「危険物関係」

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（企画総務部）

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、市の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一次停止等を命じる。

(イ) 災害発生時における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生する恐れがある場合における連絡体制を確立する。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）

危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。

(イ) 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

ウ 【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止する。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じる。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(オ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

(カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

[火薬関係]

ア 【市及び諏訪広域茅野消防署が実施する対策】（企画総務部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立ち入りを禁止する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 知事は、災害防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取締施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命じる。（商工労働部）

(イ) 下記のウ（ア）から（イ）までの応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して指導徹底を図る。（商工労働部）

(ウ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。

さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う（警察本部）

ウ 【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

(ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合は、速やかに安全な所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置する。

(イ) 火薬類が流出した場合は、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の住民に対して、火薬類の危険性について広報を行い周知する。

[高圧ガス]

ア 【市及び諏訪広域茅野消防署が実施する対策】（企画総務部）

(ア) 関係機関と連携して、危険区域周辺の災害防止にかかわる広報を実施する。

(イ) 警戒区域及び消防警戒区域を設定し、区域内住民の避難、誘導を実施する。

イ 【県が実施する対策】（商工労働部）

(ア) 下記のウの（ア）から（イ）までの応急対策について、高圧ガス製造事業者に対して指導徹底を図る。

ウ 【高圧ガス製造事業者が実施する対策】

(ア) 高圧ガス関係事業所においては、以下の応急対策を実施する。

- a 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立ち入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施する。
- b 施設の保安責任者は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察官及び消防機関に通報する。
- c 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の出火防止の措置をとる。
- d 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。
- e 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。
- f 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努める。
- g 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図る。
- h 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

(イ) 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施する。

- a 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにする。
- b 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させる。
- c 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

[液化石油ガス]

ア 【市及び諏訪広域茅野消防署が実施する対策】（企画総務部）

周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。

イ 【県が実施する対策】（商工労働部）

災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施するよう、（社）長野県エルピーガス協会に要請する。。

ウ 【（社）長野県エルピーガス協会が実施する対策】

災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施する。

エ 【液化石油ガス販売事業者が実施する対策】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置を講ずる。

[毒物劇物関係]

ア 【市が実施する対策】（企画総務部）

- (ア) 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。
- (イ) 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者、井戸水使用者に対する通報を行う。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策（衛生部）

- a 災害発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。
- b 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。
- c 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。

(イ) 緊急時における指示及び応援要請（衛生部）

毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。

(ウ) 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難誘導措置を実施するとともに、危険区域内への人、車両の立入を禁止する。

ウ 【関係機関が実施する対策】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。

(イ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。

(ウ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

a 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡する。

b 従業員及び周辺地域住民に対する措置

保健所、警察署、消防機関及び市と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止対策

(1) 基本方針

浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また再度災害の発生を防止するための応急活動が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部、都市建設部、産業経済部）

- (ア) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- (イ) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図る。
- (ウ) 災害防止のため応急工事を実施する。
- (エ) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。
- (オ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

イ 【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 市町村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図り、水防上必要な資機材の調達並びに技術的な援助を与える等、調整にあたる。
- (イ) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

ウ 【諏訪広域茅野消防署が実施する対策】

- (ア) 河川管理施設に二次的災害の発生が考えられる場合には、工事箇所の巡視を実施し、危険性が高いと判断された場合は市町村に通報する。
- (イ) 災害発生の恐れがある場合は、市と連携し、速やかに適切な避難誘導を実施する。

エ 【市民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

4 風倒木対策

(1) 基本方針

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が流路を閉塞し、鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

【市及び県が実施する対策】（都市建設部、産業経済部）

倒木による二次災害の発生を防止するため必要に応じて、倒木の除去等の応急対策を講ずる。

5 山腹、斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から市民を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部）

緊急点検結果の情報にもとづき、避難勧告等の必要な措置をとるものとする。

イ 【県が実施する対策】（建設部）

(ア) 緊急点検マニュアルにより土砂災害危険箇所及び施設の点検を実施する。

(イ) 砂防ボランティア（斜面判定士）の派遣要請をする。

(ウ) 防災アドバイザー制度を活用する。

(エ) 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について関係者関係機関に情報提供を行う。また、必要に応じて応急活動を実施する。

第34節 ため池災害応急活動

第1 基本方針

災害によりため池が決壊した場合、もしくは決壊の恐れが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について情報を入手し、実態を把握するとともに、県に連絡をして、必要な場合応援要請を行い、応急工事に努める。

第2 主な活動

関係機関と調整を図り、被害状況の的確な把握と被害の拡大防止に努める。

第3 活動の内容

1 ため池災害応急活動

(1) 基本方針

ため池が決壊した場合、もしくは決壊の恐れが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況について把握し、応急工事に努める。又、県、関係機関と連絡を取り、必要に応じ協力を要請する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（産業経済部、企画総務部）

- (ア) 被害が生じた場合は、被害状況を速やかに的確に把握するとともに、県、関係機関へ報告する。
- (イ) 人命を守るため、ため池下流の市民を安全な場所へ避難させる。
- (ウ) 増破防止及び機能回復のため、関係機関と調整し、必要に応じた応急工事を実施する。

イ 【県が実施する対策】（農政部）

- (ア) 災害発生後の緊急点検の結果を速やかに把握し、国へ報告する。
- (イ) ため池が決壊した場合等においては、速やかに被害状況について情報を入手し、応急工事が早急に実施できるよう市町村及び関係機関に協力する。

ウ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 管理団体において、災害発生後はため池の緊急点検を実施し、結果を速やかに市へ報告する。
- (イ) ため池に決壊の恐れが生じた場合、市民の避難が迅速に行えるよう速やかに市に通報するものとする。
- (ウ) 市が実施する応急対策について協力するものとする。

第35節 農林水産物災害応急活動

第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等の被害拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病虫害や家畜等の伝染性疫病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産・流通・加工施設等について、速やかな復旧に努める。

第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、諏訪地方事務所、諏訪農業改良普及センター、信州諏訪農業協同組合、諏訪森林組合等と連携して、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 農林水産物被害応急対策

(1) 基本方針

被害を受けた作物の技術対策指導は、県、市及び農業団体、農業技術者連絡協議会等が協力して行うとともに、病虫害、家畜疫病の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（産業経済部）

(ア) 農業普及センター、農協等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を諏訪地方事務所（農政課）に報告する。

(イ) 農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底を図り、指導、援助等を行う。

(ウ) 家畜等の伝染病が発生した場合は、家畜保健衛生所、水産試験所等とともに被災農家等の現状把握・検査の実施及び防疫活動を行う。

(エ) 被災地における家畜への飼料供給を確保するため、必要に応じ県に供給対策を要請する。

(オ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を県と共に支援する。

イ 【県が実施する対策】（農政部）

(ア) 県及び諏訪地方事務所は、市、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行う。

(イ) 被害の状況に応じ、県又は現地機関において農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を樹立し、農業改良普及センター、病虫害防除所等を通じて、指導の徹底を図る。

(ウ) 家畜等の伝染性疫病の発生・まん延防止のため、家畜保健衛生所、水産試験場において、被災農家等の状況把握・検査の実施及び消毒等の指導を行う。

(エ) 被災地における家畜への飼料供給を確保するため、国・市町村及び関係団体との調整を行う。

(オ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を支援する。

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 市等関係機関連携をとり、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に努める。

(イ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

エ 【市民が実施する計画】

(ア) 市等が行う被害状況調査や応急復旧措置に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止対策を実施する。

(イ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

2 林産物被害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産・流通・加工施設等について、速やかな復旧に努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（産業経済部）

諏訪森林組合等と連携をとり被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

イ 【県が実施する対策】（林務部）

被災状況を調査し、関係機関と連携をとりながら迅速な復旧に向けて技術指導等必要な措置をとる。

ウ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講じるとともに二次災害のおそれがある場合は、下流域等の関係市町村と連携を図り、その防止に努める。（中部森林管理局）

(イ) 市と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに市、県に報告するとともに応急復旧措置をとる。

エ 【市民が実施する対策】

市等が行う被害状況調査や応急復旧に協力する。

第36節 文教活動

第1 基本方針

小学校、中学校、高等学校、保育園及び幼稚園（以下この節において「学校等」という）は多くの児童生徒及び幼児等（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害発生時においては、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、市はあらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び就学援助等の措置を行う。

第2 主な活動

- 1 児童生徒等に対する安全な避難誘導、保護者への引き渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食等の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書等の供与、就学援助、保育料の減免

第3 活動の内容

1 児童生徒等に対する避難誘導

(1) 基本方針

学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という）は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（教育委員会、健康福祉部）

(ア) 市立の学校等において、学校長等は地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで、安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

a 第一次避難場所への避難誘導

- (a) 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。
- (b) 全校及び全園の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。

b 第二次避難場所への避難誘導

- (a) 第一次避難場所が危険になった場合は、市の指定する避難場所施設等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒等を誘導する。
- (b) 保護者にはあらかじめ第二次避難場所を周知しておくとともに、学校に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。
- (c) 第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたるとともに、避難状況を市

教育委員会（以下「市教委」という）又は健康福祉部及び関係機関に報告又は連絡する。

- c 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護
 - (a) 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落、などの状況を十分に把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校又は降園の方法を決定する。
 - (b) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校又は降園するか保護者に引き渡す等の措置をとる。
 - (c) 災害の状況により児童生徒等を帰宅させることが困難な場合は、学校等又は避難所において保護する。
- d 市は、私立学校等に対して市立学校等の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

イ 【県が実施する対策】（総務部、教育委員会）

- (ア) 県立の学校等において、学校長は風水害が発生し、または発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難指導措置をとる。
 - a 児童生徒等が登校する前の措置台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、児童生徒等に周知するとともに、県教育委員会（以下「県教委」という）その旨連絡する。
 - b 児童生徒等が在校中の場合の措置
 - (a) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引渡しを行う。
 - (b) 市町村長等から避難の勧告又は指示があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。
 - (c) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。
また、避難状況を県教委に報告するとともに保護者、当該市町村及び関係機関に連絡する。
 - c 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護
 - (a) 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。
 - (b) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
 - (c) 災害の状況及び児童生徒等の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。
- (イ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校等においては、災害時の教育及び保育活動に万全を期するため、教職員及び学校等の施設・設備等を早期に確保し、応急教育及び保育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（教育委員会、健康福祉部）

(ア) 市教委及び健康福祉部は災害時における教育及び保育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育及び保育に関する対策について学校等を指導及び支援する。

a 市立学校等施設・設備の確保

(a) 学校等の施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業及び保育の実施の具体策を立てて応急措置を行う。

(b) 学校等の施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業及び保育の実施が困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮校舎及び園舎の建設や災害を免れた近接の公立学校及び保育園の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

b 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育及び保育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員を確保し、教育及び保育活動が行える態勢を整える。

c 学校及び保育園の給食の確保

学校及び保育園の給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、市教委又は健康福祉部と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

なお、次の場合は給食を一時中止するものとする。

(a) 災害が広範囲にわたり被害が甚大なため、学校給食施設が災害救助のために使用された場合。

(b) 伝染病その他の危険発生が予想される場合。

(c) 給食物資の入手が困難な場合。

(d) 給食施設に被害を受け、給食の実施が不可能となった場合。

(e) その他給食の実施が適当でないと考えられる場合。

d 市は、私立学校等に対して市立学校等の対策に準じて適切な対策を行うよう指導をする。

イ 【学校長の実施する対策（園長等を含む）】

市立の学校等において、学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育及び保育の円滑な実施を図る。

(ア) 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、市教委又は健康福祉部及び関係機関へ報告又は連絡する。

(イ) 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育及び保育に復するように努め、教職員に不足が生じたときは、市教委又は健康福祉部と連絡をとり、その確保に努める。

(ウ) 教育活動

a 災害の状況に応じ、市教委又は健康福祉部と連絡の上、臨時休業等適切な措置を講ずる。

この場合、できるだけ早く平常授業及び保育に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

b 被災した児童生徒等を学校等に收容することが可能な場合は、收容して応急の教育及び保育を行う。

c 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を決め、実情の把握に努め、指導を行う。

d 授業及び保育の再開時には、市教委又は健康福祉部、その他関係者と綿密な連絡のもとに登下校及び登降園の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び児童生徒等の指導に留意する。

(エ) 児童生徒等の健康管理

a 必要に応じ建物内外の清掃、飲用水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

b 授業の再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するように努める。

(オ) 教育施設・設備の確保

a 学校等の施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止の措置を行う。

b 施設・設備に災害を受けた場合は、授業及び保育の継続に利用できる残存の教育及び保育施設・設備について調査し、校舎及び園舎内外の整備復旧に努める。

c 残存施設・設備のみで授業及び保育を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮校舎及び園舎の建設や被災を免れた近接の公立学校等の施設、その他公共施設の利用を図り授業及び保育の実施に努める。

(カ) 学校及び保育給食の確保

各学校長等は、学校及び保育給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、市教委又は健康福祉部と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校及び保育の給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

(キ) 休校措置

各学校長等は、教育施設が被災し、授業の継続が不可能なときは、教育委員会又は健康福祉部長と相互連絡を取り必要に応じて休校措置をとる。

なお、休校措置の決定が登校前にあつては、学校の連絡網、各地区の有線放送及び防災対策本部に連絡し、防災行政無線（同報系）等により周知を図る。

イ 【県が実施する対策】（総務部、教育委員会）

(ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市教育委員会を指導及び支援する。

a 県立学校施設・設備の確保

(a) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

(b) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

b 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

c 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

(イ) 県立の学校において、学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

a 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、県教委、当該市町村、及び関係機関へ報告又は連絡する。

b 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、県教委と連絡をとり、その確保に努める。

c 教育活動

(a) 災害の状況に応じ、県教委と連絡のうえ、臨時休業等適切な措置を講ずる。

この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については、早急に保護者に連絡する。

(b) 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

- (c) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
- (d) 授業の再開時には、当該市町村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。
- d 児童生徒等の健康管理
 - (a) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
 - (b) 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。
- e 教育施設・設備の点検
 - (a) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。
 - (b) 施設・設備に被害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
 - (c) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。
- f 学校給食の確保
 - (a) 学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。
また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など被災者対策に可能な限り協力する。
- (ウ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

3 教科書等の供給及び保育料の減免等

(1) 基本方針

被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書等の供与や就学援助、保育料の減免等の措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（教育委員会、健康福祉部）

(ア) 教科書等の供与

a 調達方法

市内学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。

また、市における調達が困難な時は、南信教育事務所を経由して県教育委員会に調達の斡旋を依頼する。

b 支給対象者

災害により住家に被害を受け、学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒

c 支給品目

(a) 教科書（文部省検定済み教科書又は文部科学省著作教科書に限る）

(b) 教材（県又は市町村教育委員会に届け出又は承認を受けて使用している教

材)

(c) 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷き、定規等）

(d) 通学用具（運動靴、カバン、傘等）

d 支給方法

教科書及び学用品は、現物を支給する。

(イ) 保育料及び授業料の減免（健康福祉部、教育委員会）

保育園の園長は、被災した園児のうち、保育料を納付することが困難な者に対しては減免の措置をとる。

(ウ) 就学援助（教育委員会）

市教委は、被災した児童生徒のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

イ 【県が実施する対策】（総務部、教育委員会）

(ア) 教科書の供与

国公立学校及び私立学校における教科書の必要数量を把握して、県立学校に対する配分及び、必要に応じ市町村立、国立及び私立学校の教科書調達のための斡旋を教科書供給所と協力して行う。

(イ) 授業料の減免

a 県立高等学校長は、被災した生徒のうち、授業料を納付することが困難な者に対しては減免の措置をとる。

b 県は、被災により授業料を納付することが困難な者に対して学校法人が授業料を減免した場合、当該学校法人の申請に基づき補助を行う。

(ウ) 就学援助

県教委は、必要に応じて学校長からの報告に基づき、特別支援学校就学奨励費支弁区分の変更を行い、被災した児童生徒等の就学を援助する。

4 学校における災害時の措置

(1) 学校長は、災害時における児童生徒の安全な通学を図るため、次の事項を実施する。

ア 災害の状況を児童に周知徹底する。

イ 災害の状況によっては授業を中止し、早退させ、休校措置を講じ登校を停止する。

ウ 安全状況を確認したら直ちに授業を再開する。

エ 通学路の安全な措置を講じ、必要な場合は経路を指定する。

オ 危険場所については、標示して安全を図る。

カ 必要な場合は、集団登下校をする。

キ 災害時の登下校の身支度については、状況に即して整えるように十分指導する。

ク 児童生徒の個々の事情をよく把握し、家庭との連絡を密にする。

ケ 上記の措置については、地域住民の協力と理解を求める。

(2) 学校における防災の計画及び組織

学校長は本計画に基づき、施設に即した学校の防災計画を作成し、生徒児童等の安全及び施設の保護を図る。

○ 学校における災害時組織基準

班名	係名	編成	任務
本部		校長・教頭・本部付職員名・生徒若干名	1 全体の指揮命令 2 外部との連絡交渉
連絡班	警報係	職員2～3名	1 本部状況連絡
	通報係	生徒各学級若干名	2 本部命令伝達
消火班	消火器係	職員数名	消火器による消火
	バケツ係	生徒各学級若干名	バケツによる消火
誘導班		職員各学年別若干名 生徒各学級男女各1名	生徒の避難誘導
搬出班		各教室毎に職員1名～若干名 生徒5名～若干名 図書館は図書部員(男)	物品の搬出及び管理
衛生班		看護教諭 職員1～2名 生徒保健部員	傷病者の応急措置

5 PTAの協力要請

(1) 災害が発生及び予測されるときは、PTAの協力を求め、児童生徒等の安全を図る。

○ 協力組織編成基準

班別	編成	任務
本部	部長1、副部長若干名、部員	1 全体の指揮命令 2 学校との連絡 3 外部との連絡、交渉
連絡班	班長1、副班長若干名、 班員 各地区に若干名	1 災害の状況を学校へ連絡 2 学校からの連絡を各家庭へ伝達
誘導班	班長1、副班長若干名、 班員 各地区に若干名	1 児童、生徒の登下校の安全誘導

第37節 飼養動物の保護対策

第1 基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても捕獲・収容・救護及び避難所での飼育等の保護措置を実施する。

第2 主な活動

被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、飼い主がペットと動向避難することを想定し、適正な飼育環境を確保する。

2 実施計画

ア 【市が実施する計画】（市民環境部、産業経済部）

(ア) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。

(イ) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他の関係機関との連携の下必要な措置を講じる。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 県は市町村が行う被災地における飼養動物の取り扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。（健康福祉部）

(イ) 県は、被災市町村から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。（健康福祉部、農政部、警察本部）

(ウ) 特定動物、危険な家畜等が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、市町村、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。（健康福祉部、農政部）

(エ) 県は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、飼い主とともに避難した動物の飼育について被災市町村から応援要請があった場合は、関係団体と連携し、適正な動物飼育に関する相談等を行う。（健康福祉部・農政部）

(オ) 県は状況に応じて「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定」に基づく災害時被災動物救護本部を設置するものとする。

ウ 【飼養動物の飼い主が実施する計画】

(ア) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

(イ) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

第38節 ボランティア活動の受入れ体制

第1 基本方針

災害時においては、大量かつ広範なボランティアニーズが発生し、それに迅速、的確に対応することが求められる。

事前に登録されたボランティアの受入はもとより、災害時に全国から集まる未登録のボランティアについても、窓口となるボランティア情報センターを設置し適切な受入を行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

第2 主な活動

- 1 ボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。
- 2 必要に応じてボランティアの活動拠点を設置し、資機材等の提供を行う等、その活動を支援する。

第3 活動の内容

1 被災地ニーズの把握と受入れ体制の確保

(1) 基本方針

災害時におけるボランティアの受入にあたっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。防災関係機関は、被災地におけるボランティアニーズを積極的に把握し、災害ボランティアセンター、ボランティア関係団体や災害ボランティアコーディネーターと協力して円滑な受入れを図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、市社会福祉協議会）

- (ア) 被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- (イ) ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需要調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。
- (ウ) ボランティアの需要状況について、随時県災害対策本部に報告する。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 市町村、防災関係機関を通じ被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、幅広い広報伝達手段を使いボランティア情報に提供に努める。
- (イ) ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。

ウ 【社会福祉協議会が実施する対策】

市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置し、県及び市の災害対策本

部内の連携のもとに、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアニーズ（要望）の需給調整等を行う。

2 ボランティア活動拠点の提供支援

(1) 基本方針

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、災害ボランティアセンター、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティア活動の支援体制を確立する。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する対策】（健康福祉部）

必要に応じボランティアに対し、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供及び物資等の提供を行い、活動の支援を行う。

イ 【社会福祉協議会の実施する対策】（ボランティア連絡協議会を含む）

市社会福祉協議会は、「災害ボランティアセンター本部」を設置し、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的な活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供等を行う。

また、必要に応じて、被害が甚大な地域に「災害ボランティアセンター現地本部」を設置し、上記の内容を実施する。

なお、県社会福祉協議会とも連携し協力を得て、需給調整を行う。

第39節 義援物資及び義援金の受入れ体制

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、市、県は、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入、保管等の公正かつ円滑な実施に努めるものとする。

第2 主な活動

1【義援物資】

- (1) 市、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援物資の受付窓口を設置し、義援物資の募集及び受付を実施する。
- (2) 被災者のニーズを把握し、「受け入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼びかける。
なお、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担となることから「個人からの義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。
- (3) 各関係機関が受け付けた義援物資については、被災市町村の需給状況を勘案し、効果的に配分する。

2【義援金】

- (1) 市、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。
なお、県が募集する義援金については災害対策本部が募集及び受付の実施を決定し、その取扱いについては災害義援金募集要綱（以下「要綱」という。）により定めるものとする。
- (2) 義援金の配分にあたっては、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関による「災害義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を組織し、寄託された義援金を迅速かつ公正に被災者に配分する。

第3 活動の内容

1 義援物資及び義援金の募集等

(1) 基本方針

義援物資及び義援金の募集に当たっては、募集方法、送り先、募集期間等を定めて周知を図ることとし、義援物資については被災地において受け入れを希望するものを十分に把握し情報提供を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、企画総務部、教育委員会）

(7) 【義援物資】

- a 市災害対策本部へ義援物資の受入窓口を設置する。
- b 緊急性の高い義援物資が移送困難な状況にあつては、各避難所等での受入れを行い、市災害対策本部へ可能な限り早く受入れの報告を行う。
- c 義援物資を分類し、検収、保管する。（検収は食品等の安性を確認し、保管にも必要に応じて温度管理等を実施する。）保管場所 茅野市運動公園 総合体育館

(4) 【義援金】

- a 市災害対策本部へ義援金の受入窓口を設置する。
- b 義援金については、金額を確認し、金庫に保管する。
義援金の受入れ最終窓口 （会計管理者）

義援物資の分類表

	種 別	品 名	備 考
1	飲料水・食料品等	飲料水、おにぎり、インスタント食品 レトルト食品、缶詰、調味料、サラダ油 粉ミルク等	長期保存可能なもの 常温管理可能なもの に分類
2	衣類・靴	下着類、シャツ、ズボン、セーター 靴下、長靴、サンダル等	男女、サイズ別に 分類
3	寝具類	毛布、布団、枕等	
4	衛生用品類	石鹸、ティッシュ、生理用品、タオル 髭剃り、洗剤、歯ブラシ、歯みがき等	
5	医薬品	傷薬、胃腸薬、包帯、傷バン等	
6	食器・調理用具類	紙皿、割箸、アルミホイル、ラップ 鍋、フライパン等	使用后洗浄の必要の ない工夫が必要
7	情報通信機器	テレビ、ラジオ、パソコン、無線機等	
8	日用品等	ビニールシート、ロープ、雨具、手袋 ストーブ、ライター等	
9	非常用品類	照明器具、発電機、カセットコンロ、 消火器、拡声器、ローソク等	
10	事務用品類	ボールペン、マジック、ノート、模造紙 セロハンテープ、ホッチキス等	
11	燃料類	石油、ガス、携帯燃料等	
12	義援金	義援金	
13	その他	娯楽用品、嗜好品、大型機械類、自転車等	

イ 【県、市及び関係機関が実施する対策】

(7) 【義援物資】

- a 県、市町村は、関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入を希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。
- b 県、市町村及び関係機関等は、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。
- c 県は、義援物資の保管にあたり、長野県倉庫協会との協定に基づき、保管場所の確保、入出庫管理等を要請する。

(4) 【義援金】

- a 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行うものとする。
- b 県が実施する義援金は、次の区分によるものとする。
 - (a) 委員会に寄託し配分する義援金
 - (b) 被災地へ直接送金する義援金(被災地が特定される場合)

ウ 【市民、企業等が実施する配慮】

(7) 【義援物資】

- a 義援物資を提供する場合は、被災地が受入を希望する義援物資とするよう配慮する。
- b 義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努める。

2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

(1) 基本方針

義援物資は被災市町村の需給状況を勘案し効果的に配分し、義援金は委員会に確実に引き継ぐとともに、委員会において協議のうえ、迅速かつ公正に配分する。

(2) 実施計画

ア 【義援物資】

義援物資は配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理し、被災市町村に速やかに引き継ぎを行う。

イ 【義援金】

市、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は委員会に引き継ぎを行い、委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、被災市町村を通じて適正に配分する。

【市が実施する対策】 (健康福祉部)

ア 【義援物資】

(7) 需要把握

- a 義援物資の要求把握は、地区、区・自治会及び避難所(福祉避難所を含む)ごとの要求把握を取りまとめる。

- b 区・自治会は最も基本的要求集約単位となり、毎日区・自治会において会議を開いて義援物資の要求をとりまとめる。
- c 義援物資保管場所と物資の調整をし、区・自治会ごとの要求数量を調整する。
- d 高齢者や障害者等の要求を重点的に把握する。
- (イ) 義援物資の配分
 - a 市災害対策本部で数量調整した義援物資を義援物資保管場所から避難所及び各区・自治会へ搬送する。
 - b 義援物資保管場所に集まった義援物資を各区・自治会ごとに窓口を配置して配分する。状況により可能であれば各区・自治会ごとに梱包して搬送し、各区・自治会で配分の窓口を設置する。
 - c 高齢者や障害者などへは、避難施設へまとめて搬送するか、区・自治会の役員やボランティア等が直接届ける。
 - d 避難所（福祉避難所を含む）への搬送は、義援物資保管場所から行う。

イ【義援金】

- (7) 被災者の認定に基づき、被災の程度に応じ、区・自治会を通じて義援金の配分を行う。
- (イ) 義援金については、区・自治会の役員を通じて直接被災者に手渡す。

3 義援物資及び義援金の募集

(1) 基本方針

義援物資及び義援金への要求情報等にそって、各マスメディアやパソコン通信（インターネット ネット）等を駆使して広く義援物資及び義援金の募集を行う。

(2) 担当部局

ア 義援物資及び義援金の要求把握：健康福祉部

イ パソコン通信による義援物資及び義援金の募集：健康福祉部

(3) 実施計画

- ア 市災害対策本部で要求情報を一元化し、各マスメディアやパソコン通信（インターネット）等を駆使して全国各地や海外に義援物資及び義援金の募集を行う。
- イ 被災後の10日間はすべての物資が不足するため、緊急性が高い飲料水・食糧品類等、特に必要な分類を重点的に募集する。
- ウ 一ヶ月経過後は必要な物資の具体的な品名をあげて募集し、必要に応じて不要な義援物資を情報として流し、受入れの抑制を行う。
- エ 日本赤十字や共同募金等の義援金は、基本的に直接被災者へ現金により届けるものであるため、ボランティアの活動資金等に利用できる目的別の募金（例えば災害復興基金等）についても実施していく。

4 ボランティアの活用

本章37節「ボランティア活動の環境整備」参照

5 被災者等への義援物資及び義援金の配分

(1) 基本方針

義援物資及び義援金への配分は、被災の状況や要求等を総合的に判断し、必要性、緊急性、公平性を考慮しながら、区・自治会を通じて配分を行う。

(2) 担当部局

ア 義援物資の配分：健康福祉部

イ 義援金の配分：健康福祉部

(3) 実施計画

ア 市災害対策本部で数量調整した義援物資を10ブロックの物資供給基地へ搬送する。

イ 10ブロックの供給基地から各地区（避難所を含む）へ搬送する。

ウ 各地区に集まった義援物資を各区・自治会ごとに窓口を配置して配分する。状況により可能であれば各区・自治会ごとに梱包して搬送し、配分の窓口を設置する。

エ 高齢者や障がい者などへは、避難施設へまとめて搬送するか、区・自治会役員やボランティア等が直接届ける。

オ 義援金については、行政区単位を通じて直接被災者に手渡す。

第40節 災害救助法の適用

第1 基本方針

市内の被害が一定基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

第2 主な内容

- 1 被害情報の把握を迅速に行い、必要に応じ災害救助法を適用する。
- 2 県、市はそれぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

第3 活動の内容

1 被害状況の把握

(1) 基本方針

災害救助法を適用すべきか否かを的確に判断し、災害の実態に応じた救助を行うために、迅速かつ正確な被害情報の収集把握を行う。

(2) 活動の内容

ア【市が実施する対策】（企画総務部）

(ア) 市長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに諏訪地方事務所長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。

(イ) 市長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときには、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

(ウ) 市長は、被害等の認定を別表の基準により行う。

イ【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 地方事務所長は、本章第2節に基づき被害情報を把握し、迅速に危機管理部長へ報告する。

(イ) 危機管理部長は、地方事務所長からの被害報告及びその他被害情報に基づき、災害救助法の適用について検討を行う。

(ウ) 知事は、市町村長からの要請及び被害状況に基づき、災害救助法を適用する。なお、災害救助法を適用した場合は、公示、市町村長への通知等直ちに必要の手続きを行う。

2 救助法の適用の判定

(1) 基本方針

災害救助法による救助は、非常災害により住家が全焼、全壊、埋没、流失、半焼、半壊、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない場合において、その被害が一

定の基準に該当し、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(企画総務部)

災害救助法の適用基準は、本市の場合、次のとおりである。

- (ア) 本市における住家の滅失世帯数(全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数をいい、半壊、半焼にあつては、全壊、流失等の1/2世帯、床上浸水にあつては1/3世帯として換算する。以下同じ。)が80世帯に達したとき。(1号該当)

$$\text{滅失世帯数} = (\text{全壊} \cdot \text{全焼} \cdot \text{流失世帯数}) + (\text{半壊} \cdot \text{半焼世帯数} * 1/2) + (\text{床上浸水世帯数} * 1/3)$$

- (イ) 被害が相当広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が2,000世帯以上であつて、本市の滅失世帯数が、40世帯に達したとき。(2号該当)
- (ウ) 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が9,000世帯以上であつて、本市の被害状況が特に援助を要する状態であるとき。(3号前段該当)
- (エ) 本市における被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
 - a 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - b 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

3 適用の手続き

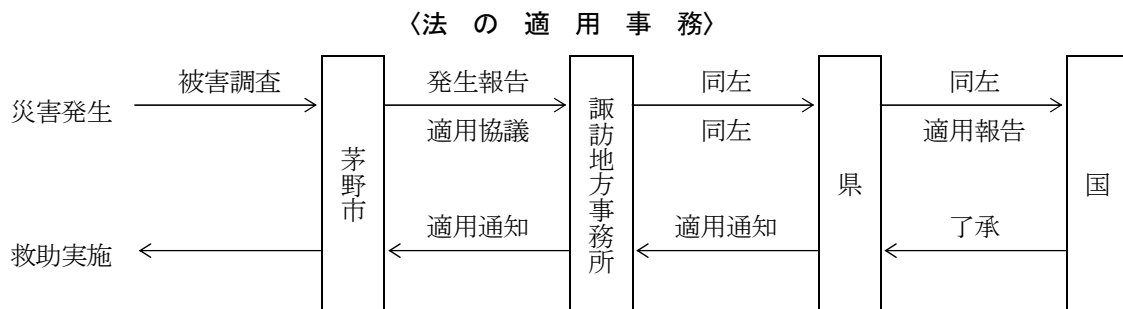
(1) 基本方針

災害救助法の適用が必要と判断された場合は、直ちに必要な手続を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(企画総務部)

本市における災害の程度が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに災害発生の日時及び場所並びに災害の原因及び概況を、被害状況報告により知事に報告するとともに、災害救助法の適用を要請するものとする。



※緊急条項(災害救助法施行細則準則第2条)

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、本部長は、適用の事前申請にこだわることなく、速やかに救助法の規定による救助に着手し、その後状況を直ちに知事に報告し、以降の処置に関して知事の指揮を受けることとする。

4 救助の実施

(1) 基本方針

県、関係機関と協力のうえ速やかに救助を実施する。

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において、県があたることとされている。したがって、災害救助法に基づく救助の部分については、市長が知事の権限の一部を委任され、又は知事を補助して行うものである。ただし、災害の事態が切迫し、災害救助法に基づく知事による救助の実施を待つことができない場合は、市長において自ら救助に着手するものとする。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（全市部局）

(1) 救助の役割分担

市長は、知事から委任を受けた職権に基づき救助を行う。委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

（委任内容）

収容施設のうち、避難所の供与、炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給、災害にかかった者の救出、学用品の給与、埋葬、死体の捜索及び処理、災害によって居住又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

(2) 救助の実施基準

救助の実施は別表「救助活動要領の基準」により行う。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 災害救助法による救助は、知事が行う。ただし、救助の実施に関する職権は市長に委任することがある。

(イ) 救助の実施は、別に定める基準により行う。

(ウ) 知事は、災害救助法による救助実施のために必要な技術者等が、一般の協力によってもなお不足し、他に確保の方法がない場合には、医師、保健師、土木技術者、大工、土木業者等に対し、従事命令等を発令して救助活動を実施する。

ロ 【関係機関が実施する対策】（日本赤十字社長野県支部）

(1) 日本赤十字社長野県支部茅野市地区は、知事又は市長の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備をあげて協力する。

(2) 知事から委任された「医療及び助産活動」の業務の実施に努める。

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画 第40節 災害救助法の適用

別表

救助の実施要領の基準 (概要)

救助の種類	対象	支出できる費用	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する	設置、維持及び管理のための経費 1 作業員賃金 2 消耗器材費 3 建物等の使用謝金 4 燃料費 5 仮設便所等の設置費	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 300円以内 (加算額) 冬期(10月～3月)については、別に定める額を加算する	災害発生の日から7日以内	1 避難所設置費には天幕借上、仮設便所設置費等一切の経費を含むものとする 2 輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全壊又は流失し居住する住家がない者であって自らの賃金では住宅を得ることができない者(世帯単位)	設置戸数 市町村ごとに全壊(壊)又は流失した世帯の3割以内 (整地費、建築費、附帯工事費、作業員賃金、輸送費、建築の事務費)	1戸当たり29.7m ² を基準とし、2,401,000円以内とする	災害発生の日から20日以内着工	供与期間2年以内
炊き出し、その他食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(壊)、流失、床上浸水等で炊事のできない者 3 床下浸水で自宅において炊事不可能な者	主食費、副食費、燃料費、雑費(器物の使用謝金、消耗品の購入費)	1人1日当たり 1,010円以内 被災地から縁故先(遠隔地)等により一時避難する場合は3日以内分 (大人・小人の差別なし)	災害発生の日から7日以内	
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費、浄水用の薬品及び資材費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、作業員賃金は、別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与(貸)	1 全半壊(壊)、流失、床上浸水、船舶の遭難等により、生活必需品をそう失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者 2 死亡者、転出者は除く	被害の実情に応じ 1 被服、寝具及び身の回り品 2 日用品 3 炊事用具 4 光熱材料	1 夏期(4月～9月)、冬期(10月～3月)の区分は災害発生の日をもって決定する 2 後掲表に掲げる金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	備蓄物資の価格は当該地域の時価により現物給付に限ること
医療	災害により医療の途を失った者(応急的に処理する)	1 診察 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護	救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具修繕費等の実施 病院、診療所又は施術者 国民健康保険の診療報酬又は療養費の額以内	災害発生の日から14日以内	(医療機関による場合)救護班では治療できない重症の患者等がある場合又は救護班の活動能力の限界以上に患者がある場合若しくは救護班が到着しない場合に限る
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(死産、流産を含む)	助産の範囲 1 分べんの介助 2 分べん前、分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料	1 救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は慣行料金の8割以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う(輸送作業員賃金は、別途計上)
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊(壊)し、自らの實力により応急処理をすることができない者「世帯単位」(さしあたるの生活に、支障がない場合を除く)	1 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な限度の部分 2 修理用原材料費、労務費、材料輸送費、工事事務費	1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1か月以内	1 実情に応じ市町村相互間において対象者の融通ができる 2 各世帯ごとに限度額以内
学用品の給与	住家の全壊(壊)、流失、半壊(壊)又は床上浸水により学用品をそう失又ははき損し就学上支障のある小学校児童、中学校生徒(盲学校、ろう学校、養護学校の小学部児童及び中学部生徒)及び高等学校等生徒	1 教科書(教材を含む) 2 文房具 3 通学用品	1 教科書代 小学生及び中学生 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 正規の授業で使用される教材を給与するための実費 2 文房具及び通学用品 小学生 1人当たり 4,100円 中学生 1人当たり 4,400円 高校生等 1人当たり 4,800円	災害発生の日から教科書1か月以内文房具・通学用品15日以内	1 各人ごとに限度額以内 2 備蓄物資は時価評価 3 入進学時の場合には個々の実情に応じ支給する
埋葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬を実施する者に支給	1 棺(付属品を含む) 2 埋葬又は火葬(作業員賃金を含む) 3 骨董及び骨箱	1体当たり 大人(12歳以上)201,000円以内 小人(12歳未満)160,800円以内	災害発生の日から10日以内	
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	捜索のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、作業員賃金は、別途計上
死体の処理	災害に際し死亡した者の死体に関する処理	1 洗浄、縫合、消毒 2 一時保存 3 検案	1 1体当たり 3,300円以内 2 既存建物利用 通常の実費 野外仮設の場合 1体当たり 5,000円以内 3 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班によること 2 輸送費、作業員賃金は、別途計上
障害物の除去	1 自分では除去することのできない者 2 居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活上支障を来す場合 3 半壊、床上浸水の世帯数の1割5分以内	除去に必要な機械器具等の借上賃、輸送費及び作業員賃金	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内	1 実情に応じ市町村相互間において対象者数の融通ができる 2 1世帯ごとに限度額以内
輸送費及び作業員賃金	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分		当該地域における通常の実費	救助の種類ごとの実費が認められる期間以内	

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに
全壊（焼） 流失	夏（4月～ 9月）	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円	7,300円
	冬（10月 ～3月）	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	10,400円
半壊（焼） 床上浸水	夏（4月～ 9月）	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	2,400円
	冬（10月 ～3月）	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	3,300円

第41節 観光地の災害応急対策

第1 基本方針

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、市町村、関係機関が連携し、対応していく。

第2 主な取組み

- 1 観光地で災害が発生した際には県、市町村、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。

第3 活動の内容

1 観光地での観光客の安全確保

(1) 市が実施する対策

ア 観光地での災害発生時には、市町村消防計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。

イ 消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

(2) 県及び市町村が実施する対策（危機管理部、観光部）

ア 観光地での災害発生時の県、市町村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。

(3) 住民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行う。

2 外国人旅行者の安全確保

(1) 市が実施する対策

観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導を行なう。

(2) 県及び市町村が実施する対策（観光部）

事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。

(3) 関係機関が実施する対策

駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導を行う。